

2025年4月版

<2025年7月試験から適用>

損害保険募集人一般試験 教育テキスト

自動車保険単位

はじめに

一般社団法人 日本損害保険協会では、損害保険募集人（以下「保険募集人」）の皆さんが、損害保険の募集にあたり、保険募集に関する基本ルールや、保険商品に関する重要事項等をお客様に正確に説明するための知識を修得されているかを確認するため、業界共通の「損害保険募集人一般試験」（以下「損保一般試験」）を実施しています。


損保一般試験は、「基礎単位」と3つの「商品単位」（「自動車保険単位」「火災保険単位」および「傷害疾病保険単位」）の合計4単位で構成されており、このうち「基礎単位」は、損害保険の基礎や募集コンプライアンスなど損害保険の募集のための基礎的な知識の修得を目的とし、「商品単位」は商品知識等の修得を目的としています。

また、損保一般試験の「基礎単位」の合格を代理店登録・募集人届出の要件としていますので、「基礎単位」に合格しないと保険募集ができません。さらに、「商品単位」の合格をそれぞれの保険商品を募集するための要件としていますので、合格していない単位の商品の保険を募集することができません。したがって、原則としてすべての保険募集人が「基礎単位」およびご自分が募集するすべての「商品単位」に合格する必要があります。

デジタルテキスト 001

本テキストは、損保一般試験の単位構成に合わせて4分冊としていますので、保険募集人の皆さんは「基礎単位」およびご自分の募集する保険商品に応じて必要な「商品単位」を学習してください。

⚠️ ご注意

- 本テキストは、2024（令和6）年11月1日現在で公表されている法律、規定等の内容に基づいて編集されています。
- 「損害保険募集人一般試験（自動車保険単位）」は、本テキストの記載内容から出題されます。ただし、本テキスト中の  **参考** は、同試験の出題の対象とはなりません。
- 保険商品に関する記載は、主として損害保険料率算出機構が作成した標準約款等に基づき編集されています。保険商品の内容は、保険会社ごとに異なりますので、詳細については、各社の保険約款・契約規定等を確認してください。

一般社団法人 日本損害保険協会
募集・教育企画部

デジタルテキスト 002

● デジタルテキストとの関連について

テキスト内の **デジタルテキスト 000** はデジタルテキストにおけるページ番号です。

また、本文中の（P.000参照）は、**デジタルテキスト 000** のページ番号で表記しています。

学習にあたって

○本テキストでは、自動車保険の募集にあたり、顧客の意向把握・意向確認や商品説明・重要事項説明等を適正に行うために必要となる基礎的な商品知識等について学習します。

○具体的な編立ておよび概要は、次のとおりです。学習にあたって指針にしてください。

第1編

商品の仕組み

第2編

契約条件の確認

第3編

契約引受け・
契約管理

第4編

周辺知識

第1編 商品の仕組み

【構成・概要】

- ①自動車を取り巻くリスクへの備えとして自動車保険・自賠責保険の機能・役割について学習します。
- ②自動車保険の補償内容等について学習します。
- ③自賠責保険の補償内容・引受方法等について学習します。

デジタルテキスト 003

第2編 契約条件の確認

【構成・概要】

- ①自動車保険の保険の対象（被保険者・被保険自動車）・保険金額について学習します。
- ②自動車保険のノンフリート等級別料率制度（保険事故の実績に応じた保険料の割増・割引）等について学習します。

第3編 契約引受け・契約管理

【構成・概要】

- ①自動車保険の引受けについて、意向把握・意向確認、重要事項説明など引受手順に沿って、基本的な考え方を学習します。
- ②自動車保険の契約管理、満期管理等について、基本的な考え方を学習します。
- ③自動車保険の事故対応および苦情対応、事故の防止と防犯について、基本的な考え方を学習します。

第4編 周辺知識

【構成・概要】

- ①損害賠償について学習します。
- ②道路交通法や道路運送車両法など、自動車保険の関係法令について学習します。

デジタルテキスト 004

○各保険会社では、それぞれの特色を生かした保険商品を取り扱っていますが、損保一般試験は、所属保険会社にかかわらず保険募集人として必要な知識を修得することを目的としています。したがって、本テキストでは、保険会社を取り扱っている家計分野における主要な商品の一般的な内容について記載しています。

○実際の保険募集にあたっては、本テキストの内容に加え、各保険会社において個社商品についての教育を受けることになります。保険商品の内容等は保険会社ごとに異なりますので、詳細は所属保険会社の取扱いを確認してください。

○本テキストにおける統計等の数値については、四捨五入して掲載している箇所もあるため、合計値は必ずしも一致しません。

デジタルテキスト 005

登録番号標および車両番号標の分類番号の取扱い

本テキストでは、登録番号標および車両番号標の分類番号が3桁の場合の表記は下表のとおりとします。

分類番号	テキストの表記
100～199,10A～19Z,1A0～1Z9,1AA～1ZZ	100～1ZZ
200～299,20A～29Z,2A0～2Z9,2AA～2ZZ	200～2ZZ
300～399,30A～39Z,3A0～3Z9,3AA～3ZZ	300～3ZZ
400～499,40A～49Z,4A0～4Z9,4AA～4ZZ	400～4ZZ
500～599,50A～59Z,5A0～5Z9,5AA～5ZZ	500～5ZZ
600～699,60A～69Z,6A0～6Z9,6AA～6ZZ	600～6ZZ
700～799,70A～79Z,7A0～7Z9,7AA～7ZZ	700～7ZZ
800～899,80A～89Z,8A0～8Z9,8AA～8ZZ	800～8ZZ
900～999,90A～99Z,9A0～9Z9,9AA～9ZZ	900～9ZZ
000～099,00A～09Z,0A0～0Z9,0AA～0ZZ	000～0ZZ

デジタルテキスト 006

「原動機付自転車」の定義について

本テキストでは、「一般原動機付自転車（一般原付）」と「特定小型原動機付自転車（特定小型原付）」を合わせた総称を「原動機付自転車（原付）」といいます。

デジタルテキスト 007

刑法の一部改正に伴う拘禁刑の新設について

刑法の一部改正（令和4年6月17日法律第67号〔第2条〕2025（令和7）年6月1日施行予定）により、これまでの懲役刑や禁錮刑は廃止され、拘禁刑に統一されます。これに伴い、施行後は他の法律においても、すべて同様の変更が生じますが、本テキストにおいては、改正前の表記で掲載しています。

デジタルテキスト 008

第1編 商品の仕組み	009
第1章 リスクと保険	010
1. わたしたちを取り巻くリスクと保険	011
2. 保険約款の読み方	028
第2章 自動車保険の補償内容	033
1. 賠償責任に関するリスク	034
2. 傷害に関するリスク	059
3. 車両に関するリスク	067
第3章 自賠責保険	079
1. 自賠責保険とは	080
2. 補償内容	088
3. 自賠責保険に係る事務手続き	097

第2編 契約条件の確認	120
第1章 自動車保険の契約条件・保険料率	121
1. 自動車保険の引受け	122
2. 自動車保険の保険料率	124
第2章 被保険者	129
1. 記名被保険者	130
2. 運転者の範囲と運転者年齢条件	135
第3章 被保険自動車	140
1. 自動車の用途車種区分	141
2. 型式別料率クラス	146
3. 使用目的	149
4. その他の割引・割増	150
第4章 保険金額	151
1. 賠償責任保険（対人・対物）	152
2. 人身傷害保険	154
3. 車両保険	155
第5章 ノンフリート等級別料率（保険事故実績）	158
1. ノンフリート等級別料率制度	159
2. ノンフリート等級の継承	168
第6章 保険期間・保険料払込方法	173
1. 自動車保険の保険期間	174
2. 保険料の払込方法	176

第3編 契約引受け・契約管理	182
第1章 自動車保険の引受け	183
1. 引受手順の概要	184
2. 意向把握・意向確認と情報提供	190
3. 保険引受け（アンダーライティング）	203
第2章 保険契約の管理	212
1. 保険契約の契約内容変更（異動）・解約	213
2. 満期管理	223
第3章 自動車保険の事故対応	225
1. 基本的な姿勢と流れ（事故対応フロー）	226
2. 自動車保険の事故対応	230
第4章 自動車保険の苦情対応	237
1. 基本的な姿勢と流れ（苦情対応フロー）	238
2. 自動車保険の苦情事例	242
第5章 事故の防止と防犯	247
1. 交通リスク等への対策	248
2. 飲酒運転リスクへの対策	251
3. 車両盗難・車上あらしリスクへの対策	253

第4編 周辺知識	260
第1章 損害賠償に関する基礎知識	261
1. 賠償義務者と賠償請求権者	262
2. 損害賠償	271
3. 損害賠償の解決方法	276
第2章 関係法令	280
1. 道路交通法	281
2. 道路運送車両法	286
3. その他の法律	288

1

第1編

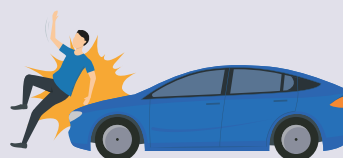
商品の仕組み

学習の内容

第1章 リスクと保険

第2章 自動車保険の補償内容

第3章 自賠責保険



●デジタルテキストとの関連について

テキスト内の **デジタルテキスト 000** はデジタルテキストにおけるページ番号です。

また、本文中の（P.000参照）は、**デジタルテキスト 000** のページ番号で表記しています。

第1章 リスクと保険

デジタルテキスト 010

1-1 わたしたちを取り巻くリスクと保険

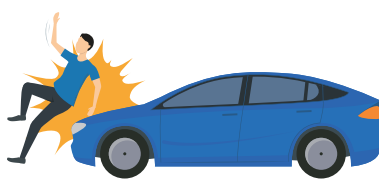
第1節の
学習時間  およそ
20分

(1) 自動車を取り巻くリスク

自動車には、他人の身体や財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負うという「賠償責任リスク」や、運転者や同乗者が死傷するという「人的リスク」、自動車自体が破損・汚損するという「物的リスク」があります。また、損害が発生したことに伴って発生する「費用リスク」もあります。

自動車同士の衝突などの重大な事故では、「賠償責任損害」「人的損害」「物的損害」を一度にかつ一瞬にして生じさせます。また、軽微な事故であっても、これらの損害のうちいずれかの損害が生じます。

自動車社会である現代では、自動車を運転する人もしない人も、これらのリスクと無縁ではられません。



① 交通事故の発生状況

② 交通事故による損害賠償額

デジタルテキスト 011

① 交通事故の発生状況

交通事故は、法令や規制の強化、自動車の性能の向上、交通量の減少などにより減少傾向にありますが、いまだに2,600人を超える死者と36万人を超える負傷者が発生しています。

【交通事故発生状況の推移】

	2019 (令和元) 年	2020 (令和2) 年	2021 (令和3) 年	2022 (令和4) 年	2023 (令和5) 年
発生件数 (件)	381,237	309,178	305,196	300,839	307,930
死者数 (人)	3,215	2,839	2,636	2,610	2,678
負傷者数 (人)	461,775	369,476	362,131	356,601	365,595

(警察庁交通局「令和5年中の交通事故の発生状況」を基に作成)

警察庁の統計によると、第1当事者 **▲注** (原付以上運転者) が起こした事故の原因は、安全不確認、脇見運転、動静不注視の順になっており、事故の多くは、運転者の安全運転義務違反によるものです。

▲注 第1当事者とは、最初に交通事故に関与した事故当事者のうち最も過失の重い者をいいます。

デジタルテキスト 012

【第1当事者（原付以上運転者）の事故原因別（法令違反別）の交通事故発生件数】

事故原因	事故件数（件）
1位 安全不確認	87,765
2位 脇見運転	36,761
3位 動静不注視 ▲注	27,949
4位 漫然運転	23,878
5位 交差点安全進行違反	20,359
6位 運転操作不適	19,289
7位 一時不停止	13,821
8位 信号無視	10,782

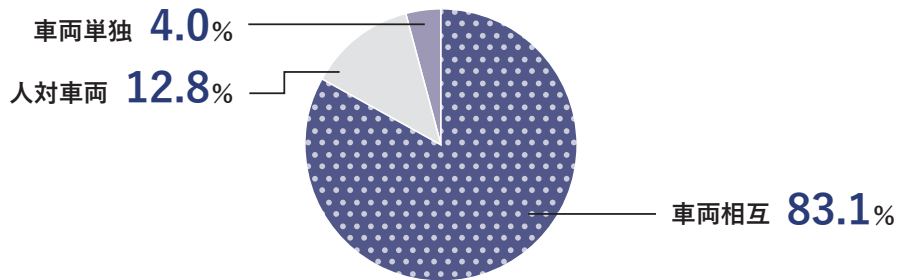
（警察庁交通局「令和5年中の交通事故の発生状況」を基に作成）

▲注 動静不注視とは、「事故相手に気付いていながら、危険性を軽視して、その後の動きに注意しなかった」ことをいいます。

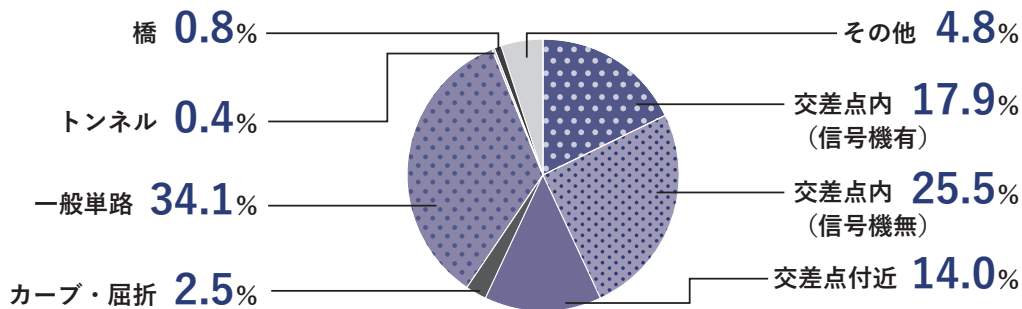
デジタルテキスト 013

交通事故の発生形態別の割合を見ると、車両相互の衝突・追突による事故が83.1%、人対車両の事故が12.8%、車両単独の事故が4.0%となっています。また、発生場所別の割合を見ると、交差点内と交差点付近をあわせ、57.3%と過半数を占めています。

【交通事故の発生形態】



【交通事故の発生場所】



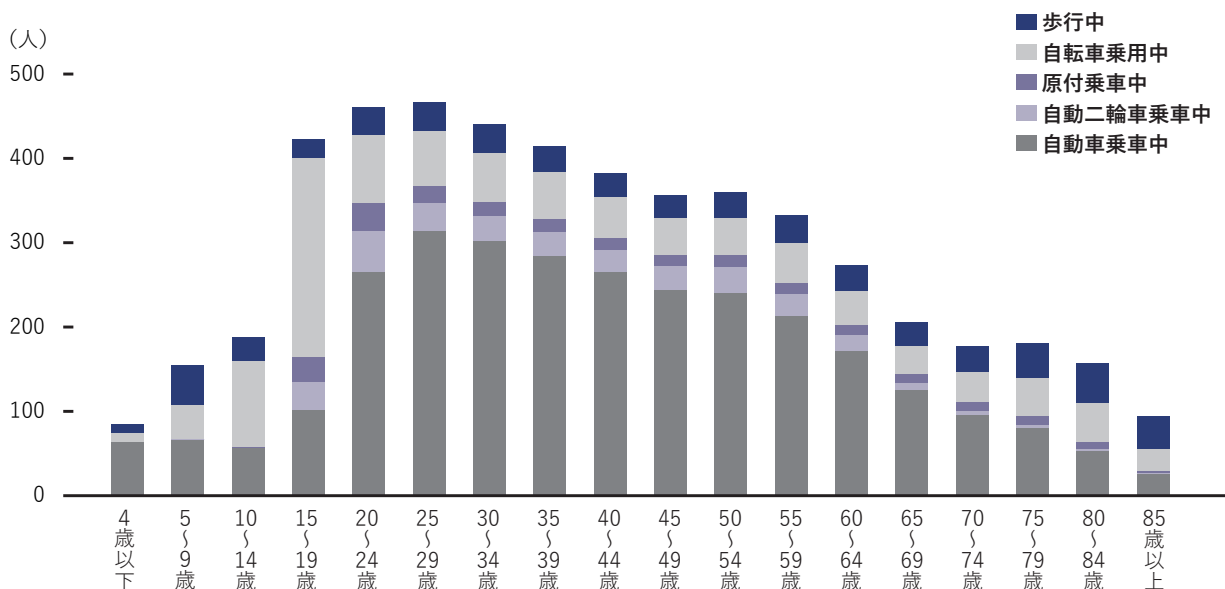
（警察庁交通局「令和5年中の交通事故の発生状況」を基に作成）

デジタルテキスト 014

交通事故による死傷者数の年齢層別・状態別の状況は次のグラフのとおりです。これを見ると、人口10万人当たりの死傷者数は、25歳～29歳の約470人をピークに減少していくことがわかります。25歳～54歳の年齢層は360人～470人前後で推移しており、この年齢層の約7割が自動車乗車中の事故によるものとなっています。これに対し、15歳～19歳の年齢層は死傷者数が約420人となっていますが、この層では、自転車乗用中の事故の割合が約半数を占めています。

【交通事故による死傷者数の年齢層別・状態別の状況】

(人口10万人当たり死傷者数)



(警察庁交通局「令和5年中の交通事故の発生状況」を基に作成)

デジタルテキスト 015

② 交通事故による損害賠償額

近年、交通事故による損害賠償額が高額化しています。人身事故では認定総損害額 **注1** が5億円、物損事故では2億円を超えるような判決例があります。また、自転車での加害事故でも、判決認容額 **注2** が1億円近くとなる判決例があります。

注1 認定総損害額とは、被害者の損害額（弁護士費用などを含まず）をいい、被害者の過失相殺（かしつそうさい）（P.272参照）相当額および自賠責保険などのてん補額（人身事故のみ）を控除する前の金額をいいます。

注2 判決認容額とは、裁判における判決文で加害者が支払いを命じられた金額をいいます（金額は概算額）。裁判後の上訴等により、加害者が実際に支払う金額とは異なる可能性があります。



デジタルテキスト 016

【高額判決例】

● 交通事故高額判決例（人身事故）

認定総損害額	被害者	職業	被害態様	裁判所	判決年月日
5億2,853万円	男41歳	眼科 開業医	死亡	横浜 地裁	2011.11.1
4億5,381万円	男30歳	公務員	後遺障害	札幌 地裁	2016.3.30
4億5,375万円	男50歳	コンサル タント	後遺障害	横浜 地裁	2017.7.18
4億5,063万円	男19歳	大学生	後遺障害	札幌 地裁	2021.8.26
4億3,961万円	女58歳	専門学校 教諭	後遺障害	鹿児島 地裁	2016.12.6

(損保協会「ファクトブック2024」を基に作成)



デジタルテキスト 017

【高額判決例】

● 交通事故高額判決例（物損事故）

認定総損害額	被害物件	裁判所	判決年月日
2億6,135万円	積荷（呉服・洋服・毛皮）	神戸地裁	1994.7.19
1億3,450万円	店舗（パチンコ店）	東京地裁	1996.7.17
1億2,036万円	電車・線路・家屋	福岡地裁	1980.7.18
1億1,798万円	トレーラー	大阪地裁	2011.12.7
1億1,347万円	電車	千葉地裁	1998.10.26

(損保協会「ファクトブック2024」を基に作成)



デジタルテキスト 018

【高額判決例】

● 自転車加害事故高額判決例

判決認容額	事故の概要	判決年月日 裁判所
9,521万円	男子小学生（11歳）が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性（62歳）と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。	2013.7.4 神戸地裁
9,330万円	男子高校生が夜間、イヤホンで音楽を聴きながら無灯火で自転車を運転中に、パトカーの追跡を受けて逃走し、職務質問中の警察官（25歳）と衝突。警察官は、頭蓋骨骨折等で約2か月後に死亡した。	2020.7.22 高松高裁
9,266万円	男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員（24歳）と衝突。男性会社員に重大な障害（言語機能の喪失等）が残った。	2008.6.5 東京地裁
6,779万円	男性が夕方、ペットボトルを片手に下り坂をスピードを落とさず走行し交差点に進入、横断歩道を横断中の女性（38歳）と衝突。女性は脳挫傷等で3日後に死亡した。	2003.9.30 東京地裁
5,438万円	男性が昼間、信号表示を無視して高速度で交差点に進入、青信号で横断歩道を横断中の女性（55歳）と衝突。女性は頭蓋内損傷等で11日後に死亡した。	2007.4.11 東京地裁

(損保協会「ファクトブック2024」を基に作成)

参考 リスクマネジメント

① リスクマネジメントの基本

日常生活や企業活動で発生する様々なリスクに合理的・効率的に対応するため、リスクマネジメントの手法を用いてリスク対策を講じておくことが大切です。

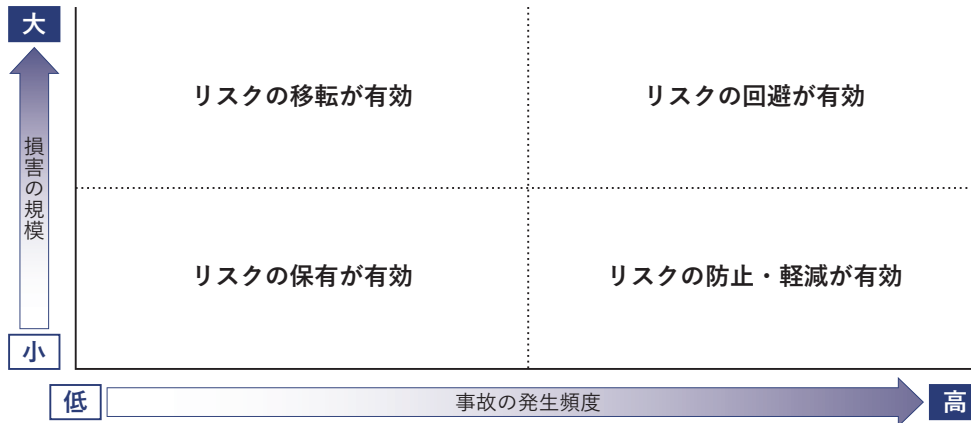
保険加入による備えのみならず、事故発生防止など予防対策も併せて講じる必要があること（リスク・コントロール）、保険はリスクマネジメントの資金対策（リスク・ファイナンス）のひとつの手法であり、貯蓄による備えなどとのバランスが重要であることを理解する必要があります。

② リスクマップの活用

リスクマップは、横軸を「事故の発生頻度（高低）」、縦軸を事故が発生した場合に想定される「損害の規模（大小）」として、リスクの評価（事故の発生頻度と損害の規模との関係）を4つに分類したものです。

一般的には、4つに分類された様々なリスクについて、事故の発生頻度が高く、損害の規模が大きいリスクに対しては「リスクの回避」、事故の発生頻度が低く、損害の規模が大きいリスクに対しては「リスクの移転」、事故の発生頻度が高く、損害の規模が小さいリスクに対しては「リスクの防止・軽減」、事故の発生頻度が低く、損害の規模が小さいリスクに対しては、「リスクの保有」を選択することが、有効な方法といわれています。

【リスクマップ】（例）



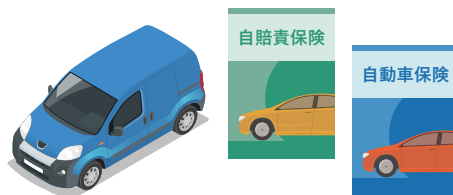
(2) 自動車の保険

① 自動車の保険の必要性

現在、自動車は便利で身近な移動手段として、また、企業の営業活動や流通の手段として、わたしたちの暮らしや社会に当たり前のように入っています。自動車のない社会は、今では考えられません。

自動車はわたしたちの暮らしに便利さや豊かさをもたらしてくれますが、一方では交通事故を数多く生み出してしまふことも忘れてはなりません。

自動車保険に加入することが、自動車を運転する者にとって必要最低限の義務であり、不可欠のものであるといわれるゆえんは次のとおりです。



デジタルテキスト 020

a. 賠償責任リスク

対人事故や対物事故などの交通事故を起こしてしまった場合に、加害者は、「刑事上の責任」「行政上の責任」および「民事上の責任」の3つの責任を負うことになります。

【交通事故を起こした場合に負う3つの責任】

刑事上の責任	危険運転致死傷罪、過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪および過失運転致死傷罪などの適用を受け、懲役、禁錮、罰金などの処罰が行われます。
行政上の責任	運転免許の取消や停止、減点、反則金などの行政処分が行われます。
民事上の責任	不法行為によって他人に損害を与えた者は、その損害を賠償する責任を負うとされており、金銭で損害を賠償します。

「刑事上の責任」は懲役や罰金、「行政上の責任」は運転免許の取消や停止、「民事上の責任」は被害者に対して金銭で損害を賠償することで、それぞれの責任を果たすことになります。

交通事故で他人を死傷させてしまった場合には、被害者やその家庭を悲惨な生活に陥れてしまうばかりでなく、加害者もまた、高額な損害賠償責任を負うことになります。そして、加害者となった者に賠償資力がいないときは、被害者への十分な損害賠償ができないどころか、加害者もまた経済的、精神的な重荷を背負うことになります。

このような自動車事故により、他人を死傷させたり財物に損害を与えたりしたことによって法律上の損害賠償責任を負うという「賠償責任リスク」に備える保険として、対人賠償責任保険や対物賠償責任保険があります。

デジタルテキスト 021

b. 人的リスク

交通事故においては、運転者が他人を死傷させてしまう場合とともに、運転者や同乗者が、いわゆる「もらい事故」や自損事故により死傷する場合があります。

加害者側に賠償資力がない場合や、治療に要する費用が高額になった場合などは、事故による精神的・肉体的ダメージとともに経済的な損失が発生します。

このような自動車事故により、運転者や同乗者が死傷するという「人的リスク」に備える保険として、人身傷害保険などがあります。

c. 物的リスク

車両相互の衝突事故、車両走行中の飛来物の落下、車両火災、車両盗難など車両そのものに損害が発生する場合があります。これらが単独損害の場合は、車両の所有者自身が経済的な損失を補てんしなければなりません。また、車両相互の衝突事故の場合でも、過失相殺（P.272参照）等により相手側からの損害賠償では経済的な損失が十分に補てんされないことがあります。

このような事故により、自分の自動車が損害を被るという「物的リスク」に備える保険として、車両保険があります。



② 自動車の保険の種類

自動車の保険は、自賠責保険（強制保険）と自動車保険（任意保険）に大別できます。

自賠責保険は、他人を死傷させてしまった場合に備える保険ですが、自動車保険は、自動車事故の様々なリスクに対応した各種の補償の組合せにより構成されています。

自動車保険は、大まかに区分して①自動車事故の相手方への損害賠償に関する「賠償責任保険」、②自分等（運転者や同乗者等）のケガに関する「傷害保険」、③自分の自動車の損壊に関する「車両保険」の3つに分類されます。

【損害の種類と対応する自動車の保険】

	身体の損害（死傷）	財物の損害
相手への損害賠償	相手を死傷させた 対人賠償責任保険	相手の財物を壊した 対物賠償責任保険
	相手を死傷させた 自賠責保険（強制保険）	
自分等への補償	自動車に搭乗中の者が死傷した 人身傷害保険	自分の自動車が事故で破損した 車両保険

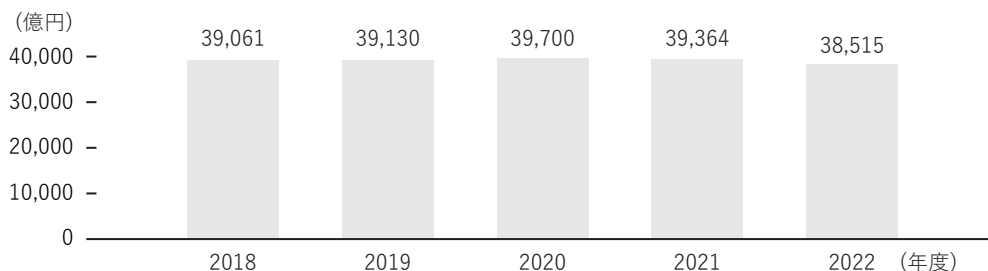
③ 自動車保険の概況

▲注

a. 保険料（収入）の状況

自動車保険の保険料の推移をみると、2022年度は3兆8,515億円と前年度に比べ849億円（2.2%）の減少となりました。

【保険料の推移】



（出典：損害保険料率算出機構「2023年度 自動車保険の概況」）

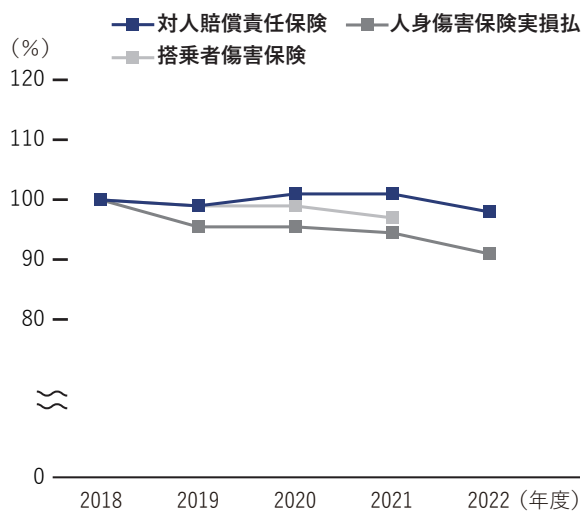
▲注 「a.保険料（収入）の状況」および「b.保険金支払いの状況」には、自賠責保険は含まれません。

デジタルテキスト 024

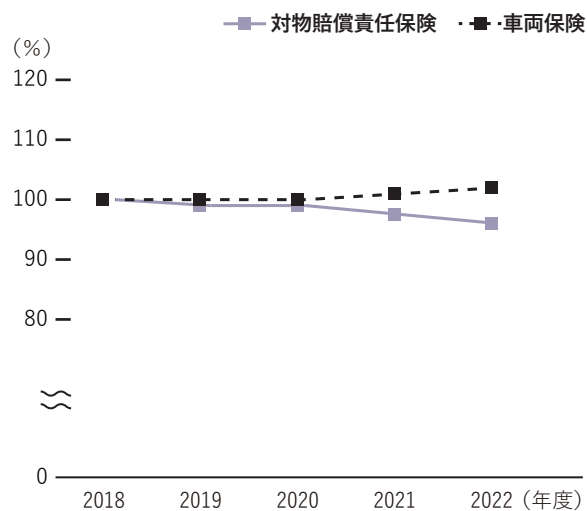
また、契約1台当たりの保険料は、車両保険を除き、おおむね減少傾向で推移しています。

【契約1台当たりの保険料の推移（補償内容別）（2018年度を100とした場合）】

ヒトに対する補償



モノに対する補償



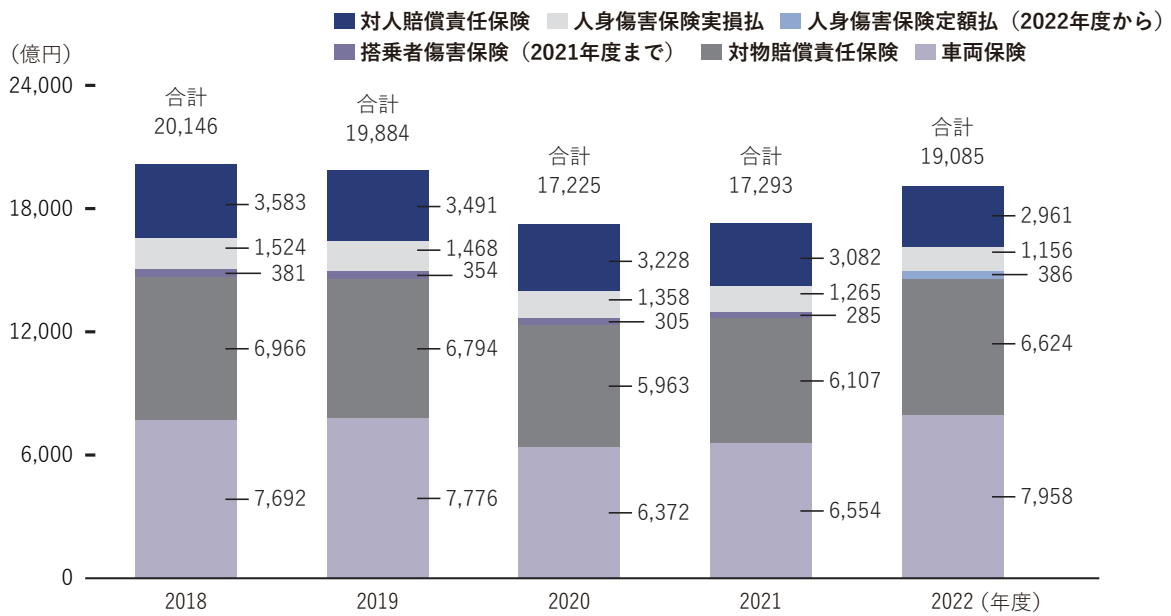
（出典：損害保険料率算出機構「2023年度 自動車保険の概況」）

デジタルテキスト 025

b. 保険金支払いの状況

自動車保険の支払保険金の推移をみると、2022年度は1兆9,085億円と前年度に比べ1,792億円（10.4%）増加しました。

【保険金の推移】



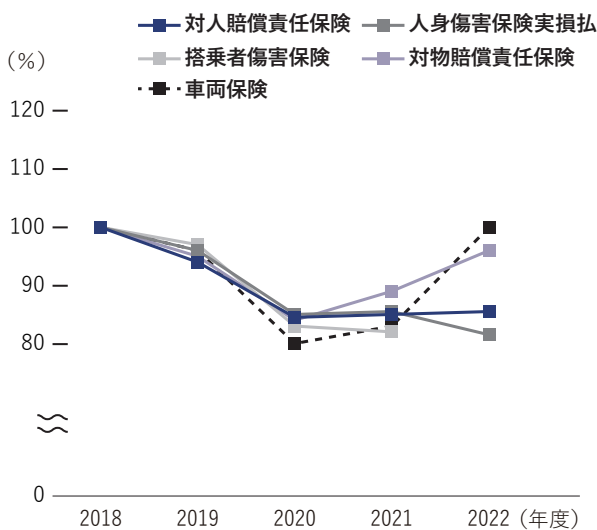
(出典：損害保険料率算出機構「2023年度 自動車保険の概況」)

デジタルテキスト 026

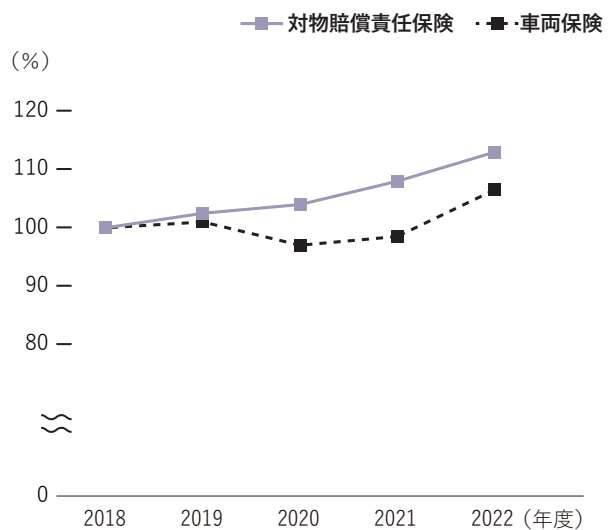
また、契約1台当たりの保険金について補償内容別にみると、対人賠償責任保険、人身傷害保険および搭乗者傷害保険は、おおむね減少傾向で推移しています。対物賠償責任保険および車両保険は2020年度まで減少傾向となっていますが、2021年度は増加に転じています。2022年度では急激な物価上昇の影響もあり2021年度よりも増加しています。

一方、対物賠償責任保険と車両保険の支払い1件当たりの保険金は、おおむね増加傾向で推移しています。

【契約1台当たりの保険金の推移（補償内容別）】 (2018年度を100とした場合)



【支払い1件当たりの保険金の推移（補償内容別）】 (2018年度を100とした場合)



(出典：損害保険料率算出機構「2023年度 自動車保険の概況」)

デジタルテキスト 027



保険商品を正しく理解するためには、補償内容や契約条件などのルールがどこに規定されているかを正しく理解する必要があります。特に、保険契約そのものである保険約款については、保険募集人として、その読み方を身につけることが重要となります。

本節では、任意の自動車保険の保険約款等の読み方について説明します。 **注**

注 保険商品の内容は保険会社ごとに異なります。詳細については、各社の保険約款・契約規定等を確認してください。



(1) 全体の構成

自動車保険の補償内容は、「保険約款」に規定されています。また、契約条件や保険料率の決め方は、「契約規定・特約規定」や「料率規定」に規定されています。

構成	概要
a. 保険約款 (a) 普通保険約款	保険契約の内容としてあらかじめ定められた条項の集まりです。補償内容とその他の事項について標準的な内容を定めています。
(b) 特約	普通保険約款に定められた内容を、変更・追加・削除するものです。
b. 契約規定・特約規定	契約の引受単位、保険料の計算方法や保険料払込方法、保険金額や保険期間の設定等について定めています。
c. 料率規定	保険料率そのものと、その適用上のルールを定めています。



参考

保険約款の認可・届出

普通保険約款等の基礎書類は、保険会社が金融庁に認可申請・届出を行い、金融庁の認可を受けたものでなければなりません。金融庁は、認可申請を受けた基礎書類について、所定の審査基準に基づいて審査し、認可の可否を判断します。

なお、損害保険料率算出機構では、「標準約款」を作成しています。同機構では、自動車保険の参考純率を算出していますが、その算出にあたり、あらかじめ契約内容や補償内容を決めておく必要があるため、算出の前提となる補償内容などを別途定めています。これを保険約款という形で示したものが「標準約款」です。

(2) 保険約款の構成

自動車保険の保険約款には、基本となる補償内容や契約の手続きに関することを定めた「普通保険約款」と、普通保険約款の内容を変更・追加・削除する「特約」があります。



デジタルテキスト 030

① 普通保険約款の構成

自動車保険の普通保険約款は、保険金を支払う場合・支払わない場合などについて定めた「補償条項」と、保険責任の始期・終期、告知義務・通知義務、無効、失効、解除などについて定めた「基本条項」から成っています。



補償条項は、一般的に次のように「賠償責任条項」「人身傷害条項」「車両条項」から構成されています。

約款の構成		内容
補償条項	賠償責任条項	対人賠償責任保険および対物賠償責任保険に関する内容が記載されています。
	人身傷害条項	人身傷害保険に関する内容が記載されています。
	車両条項	車両保険に関する内容が記載されています。



デジタルテキスト 031

② 普通保険約款の種類

自動車保険では、個人向けの保険と法人向けの保険で適用される普通保険約款が異なります。

a. 個人向けの自動車保険

個人向けの自動車保険は、対象となる自動車を自家用8車種に限定し、通常、はじめから基本補償がセットされています。 **▲注**

b. 法人向けの自動車保険

法人向けの自動車保険は、対象となる自動車を限定しておらず、全車種が対象となります。業種ごとのリスクに応じた様々なニーズに対応できるように、各種補償・特約の組合せが可能です。

▲注 自家用8車種とは、用途車種が、自家用（普通・小型・軽四輪）乗用車、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下・最大積載量0.5トン以下）、自家用（小型・軽四輪）貨物車、および特種用途自動車（キャンピング車）に該当する自動車のことをいいます。



第2章 自動車保険の補償内容

デジタルテキスト 033

自動車保険は、賠償責任リスク、人的リスク、物的リスクなど、様々なリスクに備える保険を組み合わせた保険です。

本章では、「賠償責任に関するリスク」に備える保険として対人賠償責任保険と対物賠償責任保険、「傷害に関するリスク」に備える保険として人身傷害保険、「車両に関するリスク」に備える保険として車両保険について説明します。 **▲注**

▲注 保険商品の内容は保険会社ごとに異なります。詳細については、各社の保険約款・契約規定等を確認してください。

1 2 -1 | 賠償責任に関するリスク

第1節の
学習時間およそ
41分

(1) 対人賠償責任保険

賠償責任に関するリスクを補償する保険には、対人賠償責任保険と対物賠償責任保険があります。 **▲注**

対人賠償責任保険は、自動車事故によって、相手の自動車に搭乗中の者や歩行者など他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償する保険です。自賠責保険等で支払われる金額を超過する場合に限って、その超過額に対して保険金が支払われる保険であり、自賠責保険等の上乗せ保険です。

▲注 人身事故による賠償責任リスクに備える保険には、すべての自動車に加入が義務付けられている自賠責保険または自賠責共済（以下、本章において「自賠責保険等」といいます）があります（P.080参照）。



デジタルテキスト 034

① 被保険者の範囲（対人・対物賠償共通）

自動車は、その所有者ばかりでなく、家族等が使用することも多く、自動車事故を起こす者も、自動車の所有者には限りません。また、損害賠償責任を負担する者も、現に自動車を使用している者だけでなく、管理している者にまで及ぶこともあります。

そこで、被保険者になり得る者を、次のように保険証券記載の被保険者である記名被保険者のみならず、一定範囲の者に拡大しています。

- a. 記名被保険者（保険証券記載の被保険者）
- b. 被保険自動車を使用または管理中の次のいずれかに該当する者
 - (a) 記名被保険者の配偶者 **▲注1**
 - (b) 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 **▲注2**
 - (c) 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子（婚姻歴のない者に限ります）
- c. 許諾被保険者 **▲注3**（自動車取扱業者 **▲注4** が業務として受託した被保険自動車を使用または管理している間を除きます）
- d. 上記 a～c のいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者 **▲注5**（その責任無能力者に関する対人事故または対物事故に限ります）
- e. 記名被保険者の使用者 **▲注6**（記名被保険者が被保険自動車をその使用者の業務に使用している場合に限ります）

▲注1 配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者（内縁関係にある者など）および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者を含みます。

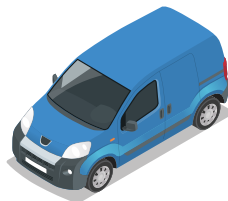
▲注2 親族とは、6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。

▲注3 許諾被保険者とは、記名被保険者の承諾を得て被保険自動車を使用または管理中の者のことをいいます。また、承諾は記名被保険者の直接の承諾を指しますが、第三者が使用することを知りながら、反対の明示をしなかった場合も、直接の承諾を与えたものとして取り扱われます。なお、許諾被保険者がさらに他人に被保険自動車を使用させたような、いわゆる「また貸し」した場合の借主は、被保険者になりません。

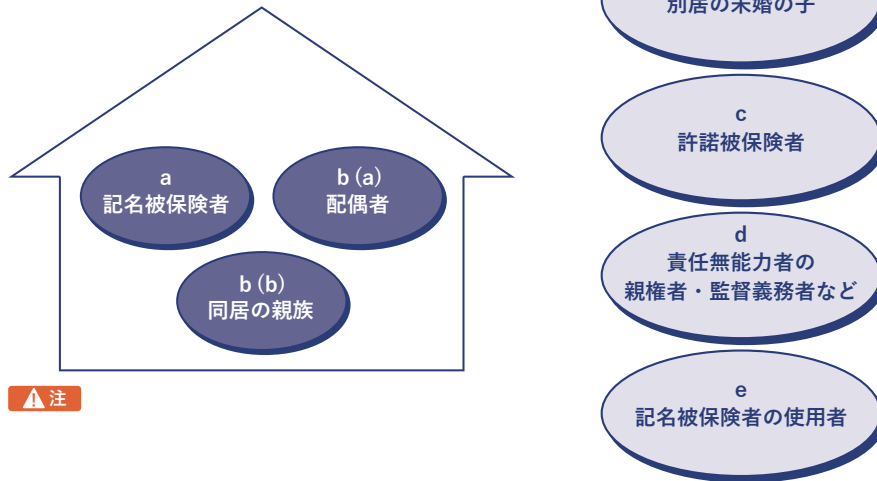
▲注4 自動車取扱業者とは、自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。自動車取扱業者のリスクをカバーするためには、その特性に応じた特約が用意されています。

▲注5 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者は責任無能力者の親族に限ります。

▲注6 記名被保険者の使用者には、請負契約、委任契約またはこれらに類似の契約に基づき記名被保険者の使用者に準ずる地位にある者を含みます。社員の私有自動車を会社の業務に使っている際に自動車事故を起こした場合には、使用者（会社）も自賠法第3条の運行供用者責任または民法第715条の使用者等の責任を問われるのが通例であることから、使用者（会社）も被保険者としています。



例



注 賠償責任保険の有無責は、被保険者ごとに個別に判定します。

② 保険金が支払われる場合

対人賠償責任保険では、被保険者が、被保険自動車の所有、使用または管理に起因して他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、自賠責保険等の支払額を超える部分について保険金が支払われます。

【具体的には、次の4つの条件に適合する場合に、保険金が支払われます。】

<p>a. 被保険自動車の所有、使用または管理に起因すること</p>	<p>自動車による対人事故によって損害賠償責任を負担するのは、運転中の運転操作に過失があった場合に限られず、車両管理上の過失を理由に責任を問われる場合もあります。そこで、起こり得るすべての事故をできる限り広く補償するために、「被保険自動車の所有、使用または管理に起因すること」を保険金支払いの条件としています。</p>
<p>b. 他人の生命または身体を害すること</p>	<p>「他人」とは、被保険者以外のすべての者を指します。 生命または身体を害することを条件としているので、例えば、排気音で他人の神経の安定を害したことによって損害賠償責任を負担しても、支払責任は発生しません。</p>
<p>c. 被保険者が法律上の損害賠償責任を負担すること</p>	<p>「法律上の損害賠償責任」とは、通常、被保険者が、自賠法第3条（運行供用者責任）、民法第709条（不法行為責任）、民法第715条（使用者等の責任）などの法律に基づいて、相手に弁済する債務を負う責任をいいます。▲注1</p>
<p>d. 自賠責保険等によって支払われる金額を超過すること</p>	<p>対人賠償責任保険は自賠責保険等の上乗せ保険であるため、自賠責保険等によって支払われる金額 ▲注2 を超過する場合に限って、その超過額に対して保険金が支払われます。</p>

▲注1 被保険者が損害賠償に関し第三者との間に特約を締結している場合は、その特約によって加重された損害賠償責任は含みません。

▲注2 被保険自動車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。

③ 保険金が支払われない主な場合

a. 対人・対物賠償共通の免責

次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金が支払われません。これを免責事由といいます。

(a) 故意による免責

次の者の故意によって生じた損害を補償の対象とすることは、公序良俗に反することから、保険金は支払われません。

- ・ 保険契約者
- ・ 被保険者等

(b) 異常危険による免責

次のような異常危険に基づく事故による損害に対しては、保険金は支払われません。

- ・ 戦争、内乱、暴動等
- ・ 地震、噴火またはこれらによる津波
- ・ 台風、洪水、高潮
- ・ 核燃料物質等の放射性・爆発性等による事故等

(c) その他の危険による免責

次のような、通常に道路を走行しているときよりも危険度が高い事故による損害に対しては、保険金は支払われません。

- ・ 被保険自動車を競技もしくは曲技のために使用すること、または被保険自動車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用すること等

保険契約者、被保険者の重大な過失や法令違反、被保険者の無資格運転 **▲注1**、酒気を帯びている状態での運転 **▲注2** および麻薬等の影響を受けた運転による事故については、被害者保護の観点から保険金支払いの対象としています。

▲注1 無資格運転とは、法令に定められた運転資格を持たないで運転することをいい、例えば、無免許運転、免許取消・停止・仮処分中の運転、当該免許によって運転できる自動車の種類に違反して運転することなどが該当します。

▲注2 酒気を帯びている状態での運転とは、「酒気帯び運転」および「酒酔い運転」をいいます。

b. 対人賠償固有の免責

自動車の運転者は、基本的に加害者として損害賠償責任を負担する立場にあるため、加害者と被害者が、親子、夫婦という密接な関係にある家族の中では、一般的に損害賠償請求は行わないというのが社会通念となっています。

このため、次のいずれかに該当する者の生命または身体が害された場合に、それによって被保険者が被る損害に対しては、保険金は支払われません。

なお、加害者と被害者が兄弟姉妹の関係にある場合は、免責とはなりません。

- (a) 記名被保険者
- (b) 被保険自動車を運転中の者またはその父母・配偶者・子（兄弟姉妹は有責） **▲注1**
- (c) 被保険者の父母・配偶者・子（兄弟姉妹は有責） **▲注2**
- (d) 被保険者の業務（「業務」には家事は含まれません。以下同じ）に従事中の使用人
- (e) 被保険者の使用者の業務に従事中の他の使用人（被保険者が被保険自動車をその使用者の業務に使用しているときに限ります） **▲注3**

例

対人賠償責任保険：保険金が支払われる場合（○） 保険金が支払われない場合（×）

- ・酒気を帯びている状態で運転をして歩行者をはね、重傷を負わせた ○
- ・車庫入れを誘導していた父にぶつかり、重傷を負わせた ×
→上記(b)または(c)に該当するため免責となる。
- ・運転を誤ってガードレールにぶつかり、同乗していた友人に重傷を負わせた ○

▲注1 免責の対象とする父母および子を「被保険自動車を運転中の者またはその配偶者と同居している場合に限る」として免責の対象をより限定的にしている保険商品もあります。

▲注2 免責の対象とする父母および子を「被保険者またはその配偶者と同居している場合に限る」として免責の対象をより限定的にしている保険商品もあります。

▲注3 企業内事故は、労災責任の問題ですので、労働者災害補償保険（労災保険）に委ねる分野です。

デジタルテキスト 039

④ 支払保険金の計算の概要

a. 支払保険金

1回の対人事故で支払われる保険金の額は、次の算式によって計算されます。

$$\text{対人賠償責任保険金} = ((a)\text{被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額}) \\ + ((b)\text{損害防止費用等}) - ((c)\text{自賠償保険等で支払われる金額})$$

(a) 被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額

損害賠償責任の額は、相手方の損害額となる治療関係費、休業損害、慰謝料等に基づき算出します。被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額は、次の算式によって計算されます。

なお、自らが示談等により損害賠償責任の額を決定する場合は、あらかじめ保険会社の承認を得なければなりません。

$$\text{損害賠償責任の額} = \text{相手方の損害額} \times \text{被保険者の過失割合}$$

デジタルテキスト 040

人身事故の場合の損害賠償の範囲は、次のとおりです。

損害の分類		損害の内容
財産的損害	積極的損害 〔被害者が現実に支出を 余儀なくされた損害〕	<ul style="list-style-type: none"> ・ 治療関係費 (診察料、入院料、手術料、通院費、看護料など) ・ 葬儀関係費 ・ その他
	消極的損害 (得べかりし利益)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 治療期間中の休業損害 ・ 後遺障害による将来の逸失利益 ・ 死亡による将来の逸失利益
精神的損害 (慰謝料)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害者の肉体的、精神的苦痛を慰謝するもの死亡の場合、被害者の父母・配偶者・子は、それぞれ固有の慰謝料請求権を持ちます。

(b) 損害防止費用等

次の費用が支払われます。

損害防止費用	損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
請求権の保全 または 行使手続費用	他人に損害賠償請求をすることができる場合に、その権利の保全または行使に必要な手続きをするための費用
緊急措置費用	対人事故が発生した場合で、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときに、その手段を講じたことによって支出した応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置に要した費用等

▲注

(c) 自賠責保険等で支払われる金額

対人賠償責任保険は自賠責保険等の上乗せ保険であるため、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が、自賠責保険等によって支払われる金額を超過する場合に限って、その超過額に対して保険金が支払われます。

なお、被保険自動車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合でも、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額の超過額に対して保険金が支払われます。

ただし、被保険自動車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合は、保険会社は示談交渉サービスを行いません (P.042⑤d 参照)。

▲注

次の費用は支払保険金とは別枠 (保険金額の外枠) で支払われます。

- ・ 被保険者の示談交渉費用および協力義務費用
- ・ 争訟費用
- ・ 判決による遅延損害金

b. 支払限度額

支払保険金は、被害者1名についてそれぞれ保険金額が限度となります。1回の事故で被害者が複数いる場合は、それぞれの被害者ごとに支払限度額が適用され、保険金が支払われます。

【支払保険金計算例】

- ・ 保険金額…無制限
 - ・ 被害者の損害額…4,500万円
 - ・ 過失割合…被保険者70%
 - ・ 損害防止費用…10万円
 - ・ 自賠責保険で支払われる額…3,000万円
- の場合

$$4,500\text{万円} \times 70\% + 10\text{万円} - 3,000\text{万円} = \underline{160\text{万円}} < \text{無制限}$$

デジタルテキスト 041

⑤ 示談交渉サービス

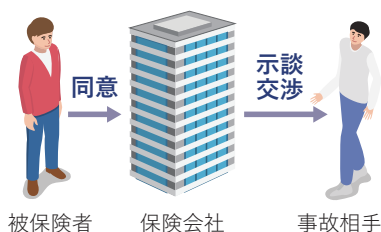
示談交渉サービスとは、保険会社が賠償事故解決のために行う手続き、援助のことをいいます。

対人事故が発生し、被保険者が損害賠償の請求を受けた場合には、保険会社は事故解決のために、被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の同意を得て、被保険者のために折衝、示談または調停・訴訟の手続きを行います。 **▲注**

ただし、次の場合は、保険会社は示談交渉サービスを行いません。

- 損害賠償責任の額が対人賠償責任保険の保険金額および自賠責保険等の支払額の合計を明らかに超える場合
- 損害賠償請求権者が、保険会社と直接、折衝することに同意しない場合
- 正当な理由がなく被保険者が保険会社の「示談交渉サービス」への協力を拒んだ場合
- 被保険自動車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合

▲注 被保険者自身が事故の解決にあたる場合、保険会社は支払責任を負う限度において、協力または援助を行います。



デジタルテキスト 042

⑥ 損害賠償請求権者（被害者）の直接請求権（対人・対物賠償共通）

対人（対物）事故によって被保険者に法律上の損害賠償責任が発生した場合には、被害者は保険会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、直接、保険会社に対して、保険金相当額の損害賠償額の支払いを請求することができます。この権利を「直接請求権」といいます。 **▲注**

a. 保険会社が被害者に直接支払うことができる場合

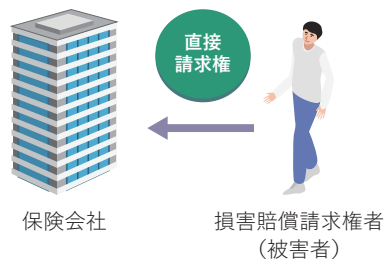
保険会社は、次のいずれかに該当する場合に、直接、被害者に対して、保険金相当額の損害賠償額を支払います。

- (a) 判決または裁判上の和解もしくは調停によって、被保険者の被害者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額が確定した場合
- (b) 被保険者が被害者に対して負担すべき法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と被害者との間で書面による合意が成立した場合
- (c) 被害者が、被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合
- (d) 所定の算式により計算された損害賠償額が保険金額を超えることが明らかになった場合
(対人賠償責任保険の場合)
- (e) 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者またはその法定相続人について、破産・生死不明の事由があった場合、またはすべての被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいない場合

b. 被害者の損害賠償額の直接請求と被保険者の保険金請求とが競合した場合

被害者の損害賠償額の直接請求と被保険者の保険金請求とが競合した場合には、被害者の損害賠償額の直接請求が優先されます。

▲注 主に被害者救済の観点から、被害者が被保険者を經由せずに直接損害賠償額を受け取れることとしています。



⑦ 損害賠償請求権者（被害者）の先取特権（対人・対物賠償共通）

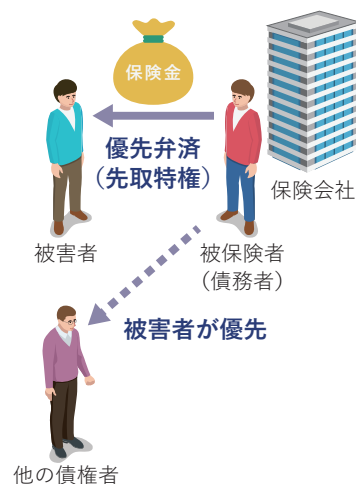
先取特権（さきどりとっけん）とは、一定の債権を有する者が、債務者の財産から他の債権者に優先して弁済を受ける権利をいいます。被害者は、被保険者の保険会社に対する保険金請求権 **▲注** について先取特権を有し、保険会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金を支払います。

- 被保険者が被害者に対してその損害の賠償をした後に、保険会社から被保険者に支払う場合
（この場合は、被保険者が賠償した金額を限度とします）
- 被保険者が被害者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、直接、保険会社から被害者に支払う場合
- 被保険者が被害者に対してその損害の賠償をする前に、被害者が先取特権を行使したことにより、直接、保険会社から被害者に支払う場合
- 被保険者が被害者に対してその損害の賠償をする前に、保険会社が被保険者に保険金を支払うことを被害者が承諾したことにより、保険会社から被保険者に支払う場合
（この場合は、被害者が承諾した金額を限度とします）

なお、保険金請求権は、被害者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権を質権の目的とし、または前記cの場合を除いて差し押さえることはできません。

ただし、前記aまたはdにより被保険者が保険会社に対して保険金の支払いを請求することができる場合を除きます。

▲注 損害防止費用等費用に対する保険金請求権は除きます。



参考 先取特権（保険法第22条）

保険法における「先取特権」とは、保険事故の被害者が有する権利で、被保険者に他の債権者がいた場合であっても、他の債権者に優先して被保険者の保険会社への保険金請求権を確保できる権利をいい、損害賠償責任に関する保険固有の規定です。

「先取特権」の規定により、被害者は、例えば、保険事故の発生後に被保険者が破産したような場合でも、他の債権者に優先して損害賠償金を受け取ることができ、被害者の保護を図ることができます。

(2) 対物賠償責任保険

対物賠償責任保険は、自動車事故によって、相手の自動車や電柱・塀などの財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償する保険です。

デジタルテキスト 045

① 被保険者の範囲

対人賠償責任保険と同じです（P.035参照）。

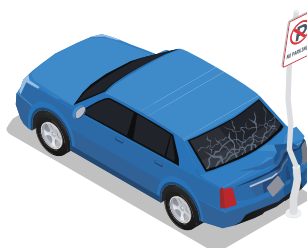


デジタルテキスト 046

② 保険金が支払われる場合

対物賠償責任保険では、被保険者が、被保険自動車の所有、使用もしくは管理に起因して他人の自動車などの財物を滅失、破損もしくは汚損した場合、または軌道上を走行する陸上の乗用具 **▲注1** を運行不能にした場合で、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金が支払われます **▲注2**。

なお、他人の財物を壊した場合は、単にその財物の損害だけでなく、壊した結果生じた間接的な損害（休車損害、代車費用、商店等の営業損失等）に対しても保険金が支払われます。



▲注1 軌道上を走行する陸上の乗用具とは、汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェー、いす付リフトおよびガイドウェイバス（専用軌道のガイドに沿って走行するバス）をいい、遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるものなどは含まれません。

▲注2 「被保険自動車の所有、使用または管理に起因すること」および「被保険者が法律上の損害賠償責任を負担すること」については対人賠償責任保険と同様です。

デジタルテキスト 047

③ 保険金が支払われない主な場合

a. 対人・対物賠償共通の免責（P.038参照）

b. 対物賠償固有の免責

次のいずれかに該当する者の所有、使用もしくは管理する財物が滅失、破損もしくは汚損された場合、または軌道上を走行する陸上の乗用具が運行不能になった場合に、それによって被保険者が被る損害に対しては、保険金が支払われません。

なお、加害者と被害者が兄弟姉妹の関係にある場合は、免責とはなりません。

(a) 記名被保険者

(b) 被保険自動車を運転中の者またはその父母・配偶者・子（兄弟姉妹は有責）**▲注1**

(c) 被保険者またはその父母・配偶者・子（兄弟姉妹は有責）**▲注2**

例

対物賠償責任保険：保険金が支払われる場合（○） 保険金が支払われない場合（×）

- ・ 運転を誤って崖から落ち、車内に置いてあった友人に借りたカメラを破損させた ×
⇒上記の「管理する財物」に該当するため免責となる。
- ・ 運転を誤って叔父の所有する自動車に衝突し破損させた ○
- ・ 商品の配達途中、得意先の店に衝突しショーケースを破損させた ○
- ・ 酒気を帯びている状態で運転をして、道路に駐車中の車に衝突し破損させた ○

▲注1 免責の対象とする父母および子を「被保険自動車を運転中の者またはその配偶者と同居している場合に限る」として免責の対象をより限定的にしている保険商品もあります。

▲注2 免責の対象とする父母および子を「被保険者またはその配偶者と同居している場合に限る」として免責の対象をより限定的にしている保険商品もあります。

④ 支払保険金の計算の概要

a. 支払保険金

1回の対物事故で支払われる保険金の額は、次の算式によって計算されます。

$$\text{対物賠償責任保険金} = ((a)\text{被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額}) \\ + ((b)\text{損害防止費用等}) - ((c)\text{代位取得の額}) - ((d)\text{免責金額})$$

(a) 被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額

損害賠償責任の額は、相手方の損害額となる車両などの修理費や代車費用、営業損失などに基づき算出します。被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額は、次の算式によって計算されます。

なお、自らが示談等により損害賠償責任の額を決定する場合は、あらかじめ保険会社の承認を得なければなりません。

$$\text{損害賠償責任の額} = \text{相手方の損害額} \times \text{被保険者の過失割合}$$

物損事故の場合の損害賠償の範囲は、次のとおりです。

損害の分類	損害の内容
直接損害	・被害を受けた財物そのものの損害 ・車両修理費、建物修理費 など
間接損害	・休車損害、代車費用、商店等の営業損失 など

(b) 損害防止費用等

次の費用が支払われます。

損害防止費用	損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
請求権の保全 または 行使手続費用	他人に損害賠償請求をすることができる場合に、その権利の保全または行使に必要な手続きをするための費用
緊急措置費用	対物事故が発生した場合で、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときに、その手段を講じたことによって支出した緊急措置に要した費用等
落下物取片づけ 費用	被保険自動車に積載していた動産が偶然に落下した場合に、その落下物を取り片づけるために、被保険者があらかじめ保険会社の同意を得て支出した費用
原因者負担費用	対物事故が発生した場合で、被保険者に法律上の損害賠償責任が生じないときに、道路法の原因者負担金として支出した費用

▲注**(c) 代位取得の額**

被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより権利取得（これを「代位取得」といいます）するものがある場合は、損害賠償責任の額からその価額を控除します。

(d) 免責金額

保険証券に免責金額の記載がある場合には、その免責金額（自己負担額）を控除します。

▲注

次の費用は支払保険金とは別枠（保険金額の外枠）で支払われます。

- ・被保険者の示談交渉費用および協力義務費用
- ・争訟費用
- ・判決による遅延損害金

b. 支払限度額

支払保険金は、保険金額が限度となります。

【支払保険金計算例】

- ・ 保険金額……………無制限
- ・ 被害者の損害額…350万円
- ・ 過失割合……………被保険者70%
- ・ 損害防止費用……10万円
- ・ 代位取得の金額…なし の場合

$$350万円 \times 70\% + 10万円 = \underline{255万円} < \text{無制限}$$

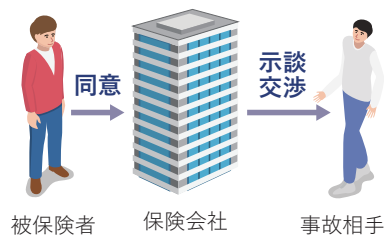
デジタルテキスト 050

⑤ 示談交渉サービス

対人賠償責任保険と同じです（P.042参照）。

ただし、対人賠償責任保険と異なる点として次の場合は、保険会社は示談交渉サービスを行いません。

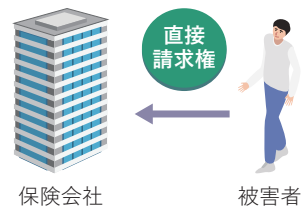
- 1回の対物事故の損害賠償責任の総額が対物賠償責任保険の保険金額を明らかに超える場合
- 保険証券に免責金額の記載がある場合は、1回の対物事故の損害賠償責任の総額が免責金額を明らかに下回る場合



デジタルテキスト 051

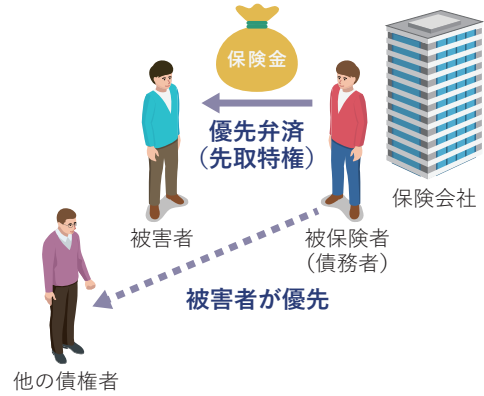
⑥ 損害賠償請求権者（被害者）の直接請求権

対人賠償責任保険と同じです（P.043参照）。



⑦ 損害賠償請求権者（被害者）の先取特権

対人賠償責任保険と同じです（P.044参照）。



デジタルテキスト 052

(3) 賠償責任リスクに関する主な特約

賠償責任リスクに関する主な特約には、次のものがあります。 **▲注**

① 対物全損時修理差額費用特約

② 弁護士費用特約

③ 他車運転危険補償特約
(他車運転特約)

④ 原動機付自転車に関する特約
(ファミリーバイク特約)

⑤ 個人賠償責任特約

▲注 特約の名称、補償内容、取扱方法等は、保険会社ごとに異なります。

デジタルテキスト 053

① 対物全損時修理差額費用特約

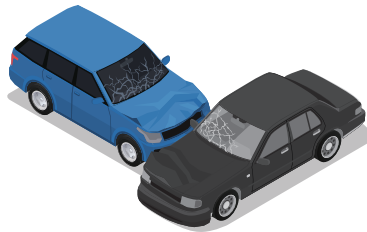
対物事故において、相手自動車が古い車で時価額が低い場合などは、相手自動車の修理費が時価額を上回ることがあります。しかし、時価額を超える修理費については法律上の損害賠償責任が発生しないため、対物賠償責任保険では保険金支払いの対象となりません。

この特約では、相手の車の修理費が時価額を上回り、対物賠償責任保険で十分に補償できない超過額に対して、修理費と時価額の差額に過失割合を乗じた額が保険金として支払われます（所定の金額〈1事故1台につき50万円など〉が限度となります）。

【支払保険金計算例】

- ・被保険者の脇見運転で、信号待ちで停車中の車に追突してしまった（被保険者の過失割合100%）。
- ・相手の車の時価額は30万円であったが、修理に50万円がかかる。

$$50万円 - 30万円（対物賠償責任保険で補償される額） = 20万円$$



② 弁護士費用特約

被害事故などで被保険者に過失がない場合は、対人賠償責任保険や対物賠償責任保険の補償対象外であるため、示談交渉サービスを受けることができません。

この特約では、このような事故で、相手側との交渉を弁護士に依頼したときや、事故の解決が訴訟に及んだときに必要となる弁護士費用や法律相談費用等の実費に対して保険金が支払われます（所定の金額〈弁護士費用300万円、法律相談費用10万円など〉が限度となります）。

被保険者の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 記名被保険者 ・ 記名被保険者の配偶者 ・ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 ・ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子 ・ 上記以外の者で被保険自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内に搭乗中の者 など
保険金が支払われない主な場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によって生じた損害 ・ 被保険者の酒気を帯びている状態での運転中の事故によって生じた損害 ・ 地震、噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 など

▲注

▲注 特約の対象事故を自動車事故に限定している保険商品のほか、日常生活における事故まで拡大している保険商品もあります。



③ 他車運転危険補償特約（他車運転特約）

他人からの借用自動車で事故を起こした場合、その借用自動車の保険を使うと次契約のノンフリート等級が下がるなど、貸主に迷惑がかかります。

この特約では、被保険者が、他人の所有する自動車（自家用8車種などの所定の条件あり）を臨時に借用して運転している間に生じた対人事故、対物事故や車両事故等に対して、借用自動車を被保険自動車とみなして、被保険自動車の保険契約の契約条件に従い保険金が支払われます。

被保険者の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 記名被保険者 ・ 記名被保険者の配偶者 ・ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 ・ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子 ・ 上記に該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者。ただし、その責任無能力者に関する対人事故または対物事故に限ります。
保険金が支払われない主な場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各補償項目の免責事由 ・ 被保険者の使用者の業務のために、使用者が所有する自動車を運転中に生じた事故 ・ 被保険者が他の自動車の使用について正当な権利を有する者の承諾を得ないで他の自動車を運転中に生じた事故 など

④ 原動機付自転車に関する特約（ファミリーバイク特約）

自動車保険の契約者またはその家族が、原動機付自転車を所有（または他人から借用）している場合、原動機付自転車運転中の事故は、自動車保険のみでは保険金支払いの対象となりません。

この特約では、被保険者が、原動機付自転車（借用した原動機付自転車を含みます）を運転している間に起こした対人事故や対物事故に対して保険金が支払われます。

この特約には、人身傷害事故を補償する「人身傷害型」と、自損傷害・無保険車傷害事故を補償する「自損傷害型」があるのが一般的です。

なお、この特約には、主契約の運転者の範囲と運転者年齢条件に関する特約は適用されません。

被保険者の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 記名被保険者 ・ 記名被保険者の配偶者 ・ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 ・ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子 ・ 上記に該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者。ただし、その責任無能力者に関する対人事故または対物事故に限ります。
保険金が支払われない主な場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各補償項目の免責事由 ・ 被保険者の使用者の業務のために、使用者が所有する原動機付自転車を運転中に生じた事故 ・ 被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車を被保険者の業務のために従業員が運転している間に生じた事故 など



⑤ 個人賠償責任特約

自転車運転中や日常生活中に、他人を死傷させたり他人の財物を損壊させたりして、法律上の損害賠償責任を負担した場合、自動車保険では補償することができません。

この特約では、被保険者が「日常生活に起因する偶然な事故」および「居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故」**▲注1**により法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金が支払われます（自動車リスクに係る損害賠償責任については、自動車保険の補償対象であるため、この特約では保険金は支払われません）。

被保険者の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 記名被保険者 ・ 記名被保険者の配偶者 ・ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 ・ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子 ▲注2
保険金が支払われない主な場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険契約者、被保険者等の故意によって生じた損害 ・ 地震、噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・ 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ・ 他人から借りたり預かったりした物に対する損害賠償責任 ▲注3 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第三者との約定により加重された損害賠償責任 ・ 航空機、船舶、車両または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 など

▲注4

▲注1 このほか、日本国内で電車等を運行不能にした場合の事故などを対象にした保険商品もあります。

▲注2 被保険者が責任能力のない未成年者や認知症の高齢者など責任無能力者の場合は、その親権者や法定の監督義務者等も被保険者となる保険商品もあります。

▲注3 他人からの受託品に対する損害賠償責任を補償の対象とした保険商品もあります。

▲注4 個人賠償責任特約は、火災保険や傷害保険にも付帯（セット）できるため、これらと補償が重複する可能性があります。このため、この特約を引き受ける場合には、これらの契約内容を確認し、保険契約者のニーズに合った補償内容とする必要があります。





(1) 人身傷害保険

傷害に関するリスクを補償する保険には、人身傷害保険などがあります。

人身傷害保険では、被保険者が自動車事故により死傷した場合に、相手がいる事故か単独事故かを問わず、実際に生じた損害額に対して、過失相殺による減額をせずに自分の過失分を含めて、被保険者自身が契約している保険会社から保険金額を限度に保険金が支払われます。

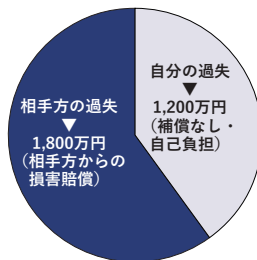
したがって、被保険者は加害者との示談交渉に煩わされることなく、示談成立を待たずに、保険金を保険会社から受け取ることができます。

【保険金額を5,000万円とした場合の例】

交通事故による損害額が3,000万円で、過失割合が 自分：相手方 = 40：60の場合

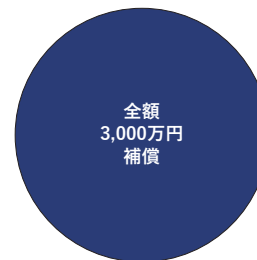
■人身傷害保険なし

自分の過失の1,200万円分が自己負担となります。



■人身傷害保険あり

自分の過失分を含めた損害額全額が保険会社から支払われます。



① 被保険者の範囲

人身傷害保険の被保険者は次の者です。

- a. 被保険自動車の正規の乗車装置 **注1** またはその装置のある室内 **注2** に搭乗中の者
- b. 上記 a 以外の者で、被保険自動車の保有者 **注3**
- c. 上記 a および b 以外の者で、被保険自動車の運転者 **注3**

ただし、次のいずれかに該当する者は被保険者に含みません。

- a. 極めて異常かつ危険な方法で被保険自動車に搭乗中の者（例：乗用車の窓枠に腰掛けている、いわゆる「箱乗り」をしている者）
- b. 業務として被保険自動車を受託している自動車取扱業者（業務として受託している被保険自動車に搭乗中の事故の場合に限ります）

注4

注1 正規の乗車装置とは、乗車人員が動揺、衝撃等により転落または転倒することなく安全な乗車を確保できる構造を備えた道路運送車両の保安基準に定める乗車装置をいいます。一般的には運転席、助手席、車室内の座席等をいい、トラックの荷台等は含まれません。

注2 正規の乗車装置のある室内には、隔壁等により通行できないように仕切られている場所を含みません。例えば、ワンボックスの貨物車で、運転席や助手席と後ろにある荷台スペースとの間に隔壁があって行き来ができないような構造となっている場合、荷台に搭乗中の者は被保険者となりません。

注3 上記 b または c のいずれかに該当する者は、これらの者が被保険自動車の運行に起因する人身傷害事故により傷害を被り、それによってこれらの者に生じた損害に対して自賠法第3条に基づく損害賠償請求権が発生しない場合限り、被保険者に含みます。

注4 人身傷害保険の有無責は、被保険者ごとに個別に判定します。



② 保険金が支払われる場合

人身傷害保険では、人身傷害事故によって被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して保険金が支払われます。

この場合の人身傷害事故とは、次のいずれかに該当する「急激かつ偶然な外来の事故」により身体に傷害 **▲注1** を被ることをいいます。

- a. 被保険自動車の運行に起因する事故 **▲注2**
- b. 被保険自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または被保険自動車の落下

▲注1 ガス中毒を含み、日射、熱射または精神的衝動による障害、および被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを含みません。

▲注2 被保険自動車の運行に起因する事故に限定せず、被保険自動車以外の自動車の運行に起因する事故を補償対象に含める商品もあります。



<人身傷害保険の補償範囲>

次のとおり特約により補償範囲を拡大することができます。なお、(b)または(c)の場合、記名被保険者およびその配偶者、これらの者の同居の親族、別居の未婚の子などが被保険者となります。

○：補償する ×：補償しない

補償の対象 契約タイプ	(a) 被保険自動車に 搭乗中の 自動車事故	(b) 他の自動車に 搭乗中の自動車 事故 ▲注2	(c) 歩行中などでの 自動車事故
基本補償	○	×	×
人身傷害車外危険 補償特約 ▲注1 を付帯 (セット) した場合	○	○ ▲注3	○ ▲注4

人身傷害保険は、被保険者を記名被保険者に限定しておらず、また、契約のタイプによっては、被保険自動車に搭乗中以外の事故も補償の対象となる場合があるため、他の保険と補償が重複する可能性があります。このため、人身傷害保険を引き受ける場合には、ほかに契約している人身傷害保険があれば、それらの契約内容を確認し、保険契約者のニーズに合った補償内容とする必要があります。

▲注1 特約の取扱いの有無、名称、補償内容、取扱方法等は、保険会社ごとに異なります。

▲注2 記名被保険者やその配偶者、これらの者の同居の親族などが別に所有または主として使用する自動車は、他の自動車とはなりません。
なお、「他の自動車に搭乗中の自動車事故」については、二輪自動車、原動機付自転車に搭乗中の事故を含めない保険商品もあります。

▲注3 被保険者が、被保険者の使用者の業務のために、被保険自動車以外のその使用者の所有する自動車に搭乗している場合に生じた事故による損害は、保険金支払いの対象となりません。

▲注4 自動車事故に限定せずに、自転車や電車等の交通乗用具に関わる事故を対象にしている保険商品もあります。

デジタルテキスト 062

③ 保険金が支払われない主な場合

次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金が支払われません。

- 被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
- 被保険者の無資格運転または道路交通法に定める酒気を帯びた状態、もしくは麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態での運転による事故（その本人に生じた損害）
- 戦争、内乱、暴動等
- 地震、噴火またはこれらによる津波
- 核燃料物質等の放射性・爆発性等による事故
- 被保険自動車の競技・曲技等 等



デジタルテキスト 063

④ 支払保険金の計算の概要

人身傷害保険では、被保険者が実際に負担した治療関係費、休業損害など保険約款に基づく損害に対して保険金が支払われます（実損払）。

また、自動車事故で当事者双方に過失がある場合については、通常、事故の相手方から支払われる損害賠償金は過失相殺が加味されることとなりますが、この保険により、過失相殺による減額をせずに自分の過失分を含めて、相手方からの損害賠償に先行して保険金を受け取ることができます。

なお、既に自賠責保険金等や相手方からの損害賠償金などを受け取っている場合には、それらを控除して保険金が支払われます。

人身傷害保険で支払われる保険金の額は、次の算式によって計算されます。

$$\begin{aligned} \text{人身傷害保険金} &= (\text{a. 保険会社の規定により算出される損害の額}) \\ &+ (\text{b. 損害防止費用等}) \\ &- (\text{c. 他の給付等により支払われた額}) \end{aligned}$$

a. 保険会社の規定により算出される損害の額

人身傷害保険における損害の額は、保険約款で定められた損害額算定基準に基づき算出され、これには、積極損害（治療関係費等）、消極損害（休業損害、逸失利益等）、精神的損害（慰謝料）があります。

b. 損害防止費用等

次の費用が支払われます。

損害防止費用	損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
請求権の保全または行使手続費用	他人に損害賠償請求をすることができる場合に、その権利の保全または行使に必要な手続きをするための費用

c. 他の給付等により支払われた額

次の額がある場合には、上記 a + b の額から控除します。

- (a) 自賠責保険等または自賠法に基づく自動車損害賠償保障事業からの給付が決定したか、または支払われた額
- (b) 対人賠償責任保険等の給付が決定したか、または支払われた額
- (c) 保険金請求権者が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額
- (d) 労働者災害補償制度からの給付が決定したか、または支払われた額
- (e) 賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した額
- (f) 上記(a)～(e)のほか、損害を補償するために支払われる保険金等の給付で、保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した給付の額またはその評価額 **▲注1**

▲注2 **▲注3**

▲注1 保険金額および保険金日額等が定額である傷害保険等の保険金等を含みません。

▲注2 前記の計算方法にかかわらず、判決または裁判上の和解（訴え提起前の和解を含みません）において、賠償義務者が負担すべき損害賠償額が、保険約款で定める損害額算定基準と異なる裁判上の基準で算出され、社会通念上妥当であると認められ、かつ、保険約款により算出される損害の額を超えるときは、裁判上の基準により算出される損害の額に基づき保険金の額（保険金額が限度）が計算されます。

▲注3 次の場合、支払限度額に関する特則が適用されます。

- ①被保険者が、無保険自動車の運行に起因する人身傷害事故（無保険車事故）により死亡または後遺障害を被った場合で、賠償義務者があり、保険証券記載の保険金額が無制限以外である場合は、別途設定される支払限度額（2億円など）が適用されます。ただし、賠償義務者が被保険者の父母、配偶者または子など、一定の場合を除きます。
- ②被保険者が、人身傷害事故により所定の重度後遺障害を被り、要介護状態となった場合で、保険証券記載の保険金額が無制限以外である場合は、支払限度額が増額される場合があります。

⑤ 保険金の支払方法

人身傷害保険の保険金支払方法には、次の2つがあります。

a. 先行支払い

保険金請求権者からの請求に対し、保険会社がすべての窓口となり、人身傷害保険の損害額算定基準に従って算出した金額を保険金請求権者に保険金として支払った後、賠償義務者の負担すべき損害額（相手過失分）を保険会社が賠償義務者（相手側保険会社）に求償する方法です。

b. 差額支払い

保険金請求権者が賠償義務者（相手側保険会社）に損害賠償請求（相手過失分）し、損害賠償金を受領後、保険会社に差額を請求する方法です。

デジタルテキスト 065

(2) 傷害リスクに関する主な特約

傷害リスクに関する主な特約には、次のものがあります。 **▲注**

特約	概要
人身傷害定額払特約 (死亡・後遺障害)	被保険者が、人身傷害保険の保険金支払対象事故により、事故発生日から所定の期間内（180日以内など）に死亡した場合は保険金額の全額、後遺障害が生じた場合は保険金額に後遺障害の程度に応じた保険金支払割合を乗じた額が保険金として支払われる特約です。
人身傷害定額払特約 (傷害一時金)	被保険者が、人身傷害保険の保険金支払対象事故により、事故発生日から所定の期間内（180日以内など）に治療を要し、入院または通院した場合に、一定額（1万円や10万円など）の傷害一時金が保険金として支払われる特約です。

▲注 特約の取扱いの有無、名称、補償内容、取扱方法等は、保険会社ごとに異なります。

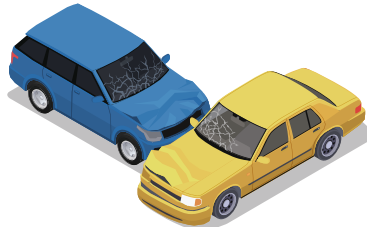
デジタルテキスト 066



(1) 車両保険

車両に関するリスクを補償する保険には、車両保険があります。

車両保険は、被保険自動車が無事故によって被る損害を補償する保険です。



デジタルテキスト 067

① 被保険者

車両保険の被保険者は、被保険自動車の所有者です。 **▲注**

▲注 被保険自動車を賃貸借契約している場合は、その貸主（リース業者など）が被保険者となります。



デジタルテキスト 068

② 保険金が支払われる場合

車両保険では、衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、盗難、台風、洪水、高潮その他の偶然な事故によって被保険自動車に生じた損害に対して保険金が支払われます。

a. 補償範囲

車両保険では、特約（自動車相互間衝突危険「車両損害」補償特約+車両危険限定補償特約）を付帯（セット）することにより、補償範囲を限定することができます。本テキストでは、特約を付帯（セット）しないタイプを「一般型の車両保険」、特約を付帯（セット）したタイプを「補償限定（エコノミー）型の車両保険」としています。 **注1**

○：補償する ×：補償しない

主な事故例	一般型の車両保険	補償限定（エコノミー）型の車両保険
他車との衝突・接触	○	○ 注2 注3
飛来中・落下中の物との衝突	○	○
火災・爆発	○	○
盗難	○	○
台風・洪水・高潮・竜巻	○	○
落書・いたずら・窓ガラス破損	○	○
歩行者・自転車との衝突・接触	○	× 注4
あて逃げ	○	× 注5
墜落・転覆	○	×
地震・噴火・津波	× 注6	×

注1 特約の名称、補償内容、取扱方法等は、保険会社ごとに異なります。

注2 補償限定（エコノミー）型の車両保険の場合、他車との衝突等については、相手自動車およびその運転者または所有者が確認された場合に限りま。

注3 被保険自動車の所有者が所有する他の自動車との衝突・接触事故を保険金支払いの対象としている保険商品もあります。

注4 歩行者・動物・自転車との衝突・接触事故を保険金支払いの対象としている保険商品もあります。

注5 あて逃げについても保険金支払いの対象としている保険商品もあります。

注6 地震・噴火またはこれらによる津波によって被保険自動車が全損となった場合に、一時金を支払う特約があります（P.078参照）。

b. 被保険自動車に定着または装備されている物（付属品）等の取扱い

被保険自動車の付属品のうち、保険の対象になるものは、次のとおりです。

保険の対象になるもの	(a) 被保険自動車に定着 ▲注1 または装備 ▲注2 されている物（付属品） (b) 車室内でのみ使用することを目的として被保険自動車に固定されているカーナビゲーションシステム、E T C車載器、ドライブレコーダー
保険の対象にならないもの	<ul style="list-style-type: none"> ・燃料、ボデーカバー、洗車用品 ・法令などにより定着または装備を禁止されている物 ・通常装飾品とみなされる物 ・保険証券に明記されていない付属機械装置 ▲注3

▲注1 定着とは、ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取り外せない状態をいいます。

▲注2 装備とは、自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備え付けられている状態、または法令に従い被保険自動車に備え付けられている状態をいいます。

▲注3 医療防疫車、検査測定車、電源車、放送中継車等、自動車検査証記載の用途が特種用途である自動車に定着または装備されている精密機械装置をいいます。

デジタルテキスト 070

③ 保険金が支払われない主な場合

次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金が支払われません。

- a. 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
- b. 戦争、内乱、暴動等
- c. 地震、噴火またはこれらによる津波
- d. 核燃料物質等の放射性・爆発性等による事故
- e. 詐欺、横領
- f. 欠陥・摩滅・腐し・さびその他自然消耗、故障損害
- g. 無資格運転、酒気を帯びている状態での運転および麻薬等の影響を受けた運転
- h. パンク等のタイヤのみに生じた損害（ただし、火災・盗難によって損害が生じた場合を除きます）
- i. 被保険自動車の競技・曲技等 等

デジタルテキスト 071

④ 支払保険金の概要

a. 車両価額協定保険特約が付帯（セット）されている場合の支払保険金

自動車の保険価額は、保険期間中において減価が著しく進み、使用状態により評価額が大きく異なることがあるため、全損時における時価評価をめぐり被保険者とトラブルになることがあります。

このトラブルを避けるために、契約締結時に保険契約者と保険会社との間で契約締結時の市場販売価格相当額を保険価額として協定し、その協定した保険価額と保険金額を保険期間中は常に一致させるのが一般的です。このため、通常、車両保険には「車両価額協定保険特約」が自動付帯（セット）されています。


車両価額協定保険特約が付帯（セット）されている車両保険の支払保険金の計算方法は、次のとおりです。


(a) 全損の場合 注1

$$\text{車両保険金} = \text{協定保険価額（保険金額）}$$

(b) 分損の場合

$$\text{車両保険金} = \text{損害額  注2} - \text{免責金額（自己負担額）}$$

 注1 全損の場合は、免責金額（自己負担額）を適用しません。

 注2 損害額 = 修理費 - （修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額）



b. 車両価額協定保険特約が付帯（セット）されていない場合の支払保険金

車両価額協定保険特約が付帯（セット）されていない車両保険の支払保険金の計算方法は、次のとおりです。

(a) 全損の場合

$$\text{車両保険金} = \text{保険価額} \text{注1} \text{（保険金額が限度）}$$

(b) 分損の場合

$$\text{車両保険金} = \text{損害額} \text{注2} - \text{免責金額（自己負担額）}$$

保険金額が保険価額以下の場合は、次の計算式によります。

$$\text{車両保険金} = \left(\text{損害額} - \text{免責金額（自己負担額）} \right) \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}}$$

注1 損害が生じた地および時における被保険自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・初度登録年月等と同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。

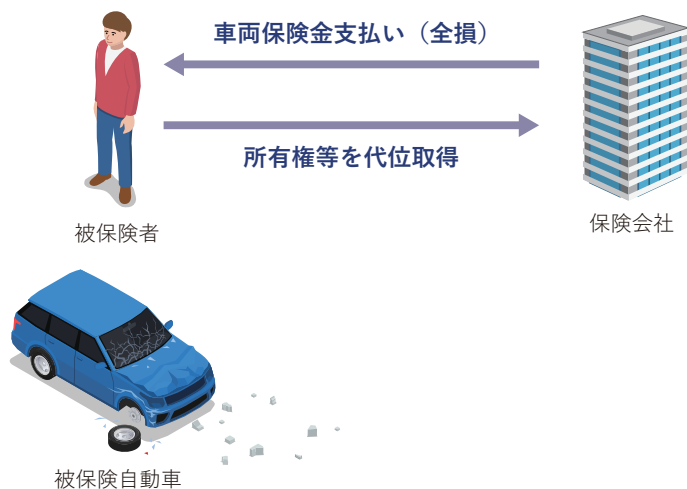
注2 損害額 = 修理費 - （修理に際し部分品を交換したため被保険自動車全体として価額の増加を生じた場合は、その増加額） - （修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額）



デジタルテキスト 073

c. 代位（支払後の保険会社の権利）

全損として保険金を支払った場合、保険会社は、被保険自動車について被保険者が持っている所有権その他の物権を代位取得します。



デジタルテキスト 074

(2) 車両リスクに関する主な特約

車両リスクに関する主な特約には、次のものがあります。 **▲注**

① 購入・修理費用に関する特約

② レンタカー、廃車・新車登録等の諸費用に関する特約

③ ノンフリート等級・補償範囲に関する特約

▲注 特約の取扱いの有無、名称、補償内容、取扱方法等は、保険会社ごとに異なります。

デジタルテキスト 075

① 購入・修理費用に関する特約

特約	概要
車両新価特約	<p>被保険自動車全損になった場合、または修理費が新車価格相当額（新車保険価額）の50%以上となった場合に、新車保険価額を限度に保険金が支払われる特約です。</p> <p>ただし、満期日が被保険自動車の初度登録年月から一定期間（37か月、61か月など）以内であること、協定保険価額が新車保険価額の50%以上に相当する額であることなどの条件があります。 ▲注</p>
車両超過修理費用特約	<p>車両保険で保険金を支払う事故により被保険自動車に損害が生じ、修理費が保険金額を上回るなど所定の条件を満たした場合に、その超過額（上限あり）について、保険金が支払われる特約です。</p>

▲注 新車保険価額とは、保険契約締結時における被保険自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様の新車の市場販売価格相当額のことをいいます。

デジタルテキスト 076

② レンタカー、廃車・新車登録等の諸費用に関する特約

特約	概要
代車費用特約	自動車事故等により被保険自動車を使用できなくなった場合に、レンタカー等を借りるための費用について、保険金が支払われる特約です。
車両全損時臨時費用補償特約	車両保険で保険金を支払うべき損害が全損となった場合に、車両保険の保険金額の一定割合（保険金額の5%や10%など）に相当する額（上限あり）が保険金として支払われる特約です。

デジタルテキスト 077

③ ノンフリート等級・補償範囲に関する特約

特約	概要
車両保険無過失事故特約	車両保険において、自動車同士の衝突・接触事故で、被保険自動車の運転者に過失がない場合に、継続契約のノンフリート等級および事故有係数適用期間の決定において、事故件数に数えない事故（ノーカウント事故）として保険金が支払われる特約です。
地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約	地震、噴火またはこれらによる津波により被保険自動車に損害が発生し全損となった場合に、一時金として保険金（一定額）が支払われる特約です。
車内携行品補償特約	被保険自動車の車内やトランク等に収容された個人所有の日用品に生じた損害に対して、保険金額を限度に修理費などが支払われる特約です。

デジタルテキスト 078

第3章 自賠責保険

デジタルテキスト 079


1 3 -1 自賠責保険とは


第1節の
学習時間  およそ
10分

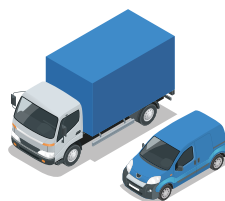
(1) 自動車損害賠償保障法（自賠法）

① 自賠法とは

自賠法は、「自動車の運行によって人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障する制度を確立するとともに、これを補完する措置を講ずることにより、被害者の保護を図り、あわせて自動車運送の健全な発達に資すること」を目的として制定された法律です。この法律は、大きく次の3つの柱により成っています。

- a. 加害者側にほぼ無過失責任に近い賠償責任を負わせたこと 
- b. 自賠責保険の強制加入により基本補償を確保したこと
- c. 政府の保障事業を実施したこと

 民法では、損害賠償を請求する場合、加害者に過失があったことを被害者が立証しなければなりません。自賠法では、その必要はありません。



デジタルテキスト 080

② 運行供用者責任

運行供用者とは、「自己のために自動車を運行 **▲注1** の用に供する者」（自賠法第3条）であり、自動車の運行を支配し、かつ運行によって利益を得る者をいいます。

運行供用者は、自動車の運行によって「他人」 **▲注2** を死傷させた場合は、次の3要件をすべて立証することができない限り、損害賠償責任を負わなければなりません（免責3要件）。

- a. 自己および運転者が自動車の運行に関し注意を怠らなかったこと
- b. 被害者または運転者以外の第三者に故意または過失があったこと
- c. 自動車に構造上の欠陥または機能の障害がなかったこと

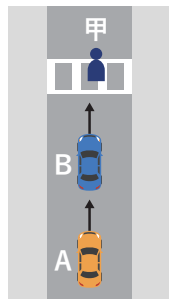
▲注1 運行とは、人または物を運送するとしなにかかわらず、自動車をその装置の用い方に従い利用することをいいます（自賠法第2条第2項）。

▲注2 他人とは、自己のために自動車を運行の用に供する者および当該自動車の運転者（他人のために自動車の運転または運転の補助に従事する者、自賠法第2条第4項）以外の者を指します（最判昭42.9.29）。



参考

免責3要件立証の具体例



横断歩行中の甲を見て止まったB車にA車が前方不注意で追突し、B車が押し出されて甲に当たり甲が死亡した事例について、A、Bの責任について考えてみます。

まず、A車には前方不注意があったので免責3要件（前記②a～c）のaの要件に抵触し、他のbとcの要件を考えるまでもなく、甲に対する免責を主張できません。

次いで、B車について考えてみると、aの要件については、甲が横断するのを見て止まりました。bの要件については、「被害者または運転者以外の第三者」つまりA車に過失があります。cの要件については、構造上の欠陥または機能の障害が原因で本事故が発生したものではありません。

したがって、B車は甲に対する免責3要件をすべて立証できるため、甲に対する運行供用者責任を免れることになります。

(2) 自賠責保険の特徴

① 強制加入（強制付保）

自動車 **▲注** は、自賠責保険（または自賠責共済。以下同様）を付けていないと運行の用に供することができません（自賠法第5条）。

また、自賠責保険の契約は、自動車1台ごとに締結しなければなりません（自賠法第12条）。

【適用除外自動車】（自賠法第10条、自賠法施行令第1条の2）

自衛隊、アメリカ軍、国際連合軍、オーストラリア軍および英国軍の自動車、ならびに構内専用車等は、自賠責保険の適用除外自動車となります（保険会社が適用除外自動車を対象とする契約を引き受けることは差し支えありません）。

なお、自賠責保険への加入を義務付けているのは、運行供用者の賠償資力を確保し、交通事故被害者の保護を図るためであり、これに違反すると罰則を受けることになります。

▲注 原動機付自転車を含み、農耕作業用小型特殊自動車を除きます。



自賠責保険に加入義務



参考

自賠責共済

J A 共済連（全国共済農業協同組合連合会）、全労済（こくみん共済 c o o p）（全国労働者共済生活協同組合連合会）、全自共（全国自動車共済協同組合連合会）および交協連（全国トラック交通共済協同組合連合会）が取り扱っている自賠責共済（補償内容は自賠責保険と同じ）は、自賠責保険と同様の取扱いができます。

デジタルテキスト 082

② 自賠責保険証明書の備付義務

自動車は、自賠責保険証明書を備え付けなければ、運行の用に供することができません（自賠法第8条）。

自賠責保険
証明書

備付義務

デジタルテキスト 083

③ 保険標章（ステッカー）・検査標章の表示

検査対象外軽自動車、原動機付自転車および締約国登録自動車（いわゆる一時輸入自動車等）は、自賠責保険を締結する際に交付される保険標章（ステッカー）を表示しなければ、運行の用に供することができません（自賠法第9条の3）。**▲注**

車検対象自動車は、自動車検査証の有効期間の満了する年および月を示す検査標章を表示しなければ、運行の用に供することができません（道路運送車両法第58条、第66条）。

▲注 自賠責共済に加入している場合は、「共済標章」を表示します。

【保険標章（ステッカー）】



【検査標章】



※「有効期間の満了する年」の表記位置は、1年ごとに左上→右上→右下→左下の時計回りで変わります。

④ 保険契約者が契約を解約できる場合 (自賠法第20条の2、自賠責保険普通保険約款第10条第1項、第2項)

自賠責保険については、強制保険という特質から無保険自動車の発生を防止するため、解約を厳しく制限しており、任意に解約することはできません。保険契約者は、次の場合に限り契約を解約することができます。

- a. 登録自動車が抹消登録を受けた場合
- b. 軽自動車または小型二輪自動車の使用を廃止し、車両番号標を運輸監理部長、運輸支局長または軽自動車検査協会もしくは全国軽自動車協会連合会に提出した場合
- c. 小型特殊自動車または原動機付自転車の使用を廃止し、標識番号標を市区町村長に提出した場合
- d. 臨時運行の許可を受けた自動車について、臨時運行許可番号標を当該行政庁に返納した場合
- e. 回送運行の許可を受けた自動車について、回送運行許可番号標を運輸監理部長または運輸支局長に返納した場合
- f. 臨時運転番号標の貸与を受けた検査対象外軽自動車について、その番号標を運輸監理部長または運輸支局長に返還した場合
- g. 適用除外自動車になった場合
- h. 同一自動車に複数の自賠責保険が付保されている場合 等

▲注

▲注 前記 g、h のほか、告知義務違反で一定の条件に該当する場合は、保険会社から解約することができます。



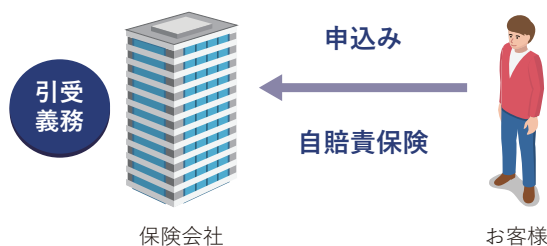
⑤ 保険会社の引受義務（自賠法第24条、自賠法施行令第11条）

保険会社は、正当な理由がない限り自賠責保険の引受けを拒絶できません（保険会社に引受義務があります）。

▲注

▲注 正当な理由とは、次のような場合をいいます。

- a. 適用除外自動車についての申込みである場合（保険会社が適用除外自動車を対象とする契約を引き受けることは差し支えありません）
- b. 自動車の番号または種別についての不実告知が明らかな場合（告知義務違反）
- c. 保険料の支払いがない場合
- d. 保険期間の末日が、申込日から起算して自賠法施行規則に定める期間を経過する契約である場合



デジタルテキスト 086

(3) 政府の保障事業（自賠法第71条、第72条）

ひき逃げにあったり、自賠責保険が付いていない車にひかれたりした被害者を救済するために、政府は自動車損害賠償保障事業を行っています。これらの被害者は政府の保障事業に請求することにより、自賠責保険とほぼ同様の補償を受けることができます。

- ① 受付窓口は各損害保険会社または所定の共済組合であり、代理店では受け付けていません。
- ② 支払限度額は自賠責保険と同じです。
- ③ 社会保険からの給付がある場合は、その分を控除して損害をてん補します。
- ④ 政府は被害者に支払った後、その支払額について加害者に求償します。

デジタルテキスト 087



(1) 被保険者の範囲

自賠責保険の被保険者は、自賠責保険契約を締結した自動車の保有者およびその運転者です（自賠責保険普通保険約款第2条第2項）。

保有者	運行供用者のうち自動車を使用する正当な権利を有する者をいい、通常、所有者または使用者が該当します（自賠法第2条第3項）。したがって、運行供用者であっても正当な権利を持たない者（泥棒運転者など）は、被保険者にはなれません。
運転者	社有車の運転者など他人のために自動車の運転または運転の補助に従事する者をいいます（自賠法第2条第4項）。 この運転者には、自賠法上の運行供用者責任はありませんが、直接の不法行為者として通常、民法上の損害賠償責任を負うことになります（民法第709条）。そのため、自賠責保険では、保有者に自賠法第3条の規定による損害賠償の責任（運行供用者責任）が発生した場合は、運転者の負う損害賠償責任についても保険金を支払うこととしています（自賠法第11条）。

デジタルテキスト 088

(2) 保険金が支払われる場合

被保険者が自動車の運行によって他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負担することによる被保険者の損害に対し、保険金が支払われます（自賠責保険普通保険約款第1条）。

① 支払われる損害の範囲

② 保険金額（支払限度額）
（自賠法施行令第2条）

③ 自賠責保険における減額

デジタルテキスト 089

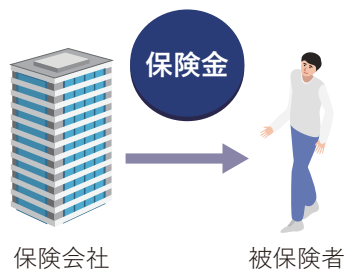
① 支払われる損害の範囲

自賠責保険では、次の損害に対して保険金が支払われます。

事由	損害の内容
傷害による損害	・ 積極損害（治療関係費、文書料、その他の費用） ・ 休業損害 ・ 慰謝料
後遺障害による損害	・ 逸失利益 ・ 慰謝料等
死亡による損害	・ 葬儀費 ・ 逸失利益 ・ 慰謝料

▲注

▲注 死亡に至るまでの傷害による損害や後遺障害が確定するまでの傷害による損害については、傷害による損害と同様です。



② 保険金額（支払限度額）（自賠法施行令第2条）

死傷者1名当たりの保険金額（支払限度額）は、次のとおりです。

事由	支払限度額
傷害による損害	120万円
後遺障害による損害	a. 神経系統・精神・胸腹部臓器に著しい障害を残し、常時介護が必要な場合は4,000万円、随時介護が必要な場合は3,000万円 注1 b. 上記a以外の後遺障害について、後遺障害の程度に応じた等級によって75万円～3,000万円
死亡による損害	3,000万円 注2

保険金額（支払限度額）は、被害者1名当たりのものであり、1事故当たりの限度額はありません。また、加害車両が複数の場合は、それぞれの車について、被害者1名につき、上記の限度額が適用されます。このため、例えば2台の加害車両が1名の被害者を死亡させた場合は、3,000万円×2台分=6,000万円が限度額となります。

なお、保険期間中に何回事故を起こしても限度額は減額されません。

注1 後遺障害が確定するまでの傷害による損害については、前記「傷害による損害」によります。

注2 死亡に至るまでの傷害による損害については、前記「傷害による損害」によります。



③ 自賠責保険における減額

自賠責保険では、次の場合に支払保険金の減額の規定が適用されます。

a. 重大な過失による減額

被害者に重大な過失があると判定された場合には、被害者の過失割合によって次のように減額されます。

被害者の過失割合	減額割合	
	傷害	後遺障害・死亡
7割未満	減額なし	減額なし
7割以上8割未満	2割減額	2割減額
8割以上9割未満		3割減額
9割以上10割未満		5割減額

注

注 減額が適用された場合の支払額は、傷害による損害額（後遺障害および死亡に至る場合を除きます）が20万円未満の場合はその額とし、減額により20万円以下となる場合は20万円とします。



b. 被害者の受傷と死亡等との因果関係の有無の判断が困難な場合の減額

被害者が既往症等を有していたため、死因（または後遺障害発生原因）が明らかでないなど、被害者の受傷と死亡（または後遺障害）との因果関係の有無の判断が困難な場合は、積算した損害額または保険金額のいずれか低い額から5割の減額を行います。

参考 自賠責保険の支払保険金の計算例

傷害による損害

傷害による損害に対しては、積極損害、休業損害、慰謝料が支払われます。
（加害車両1台の場合、被害者1名につき120万円が限度となります）

- 被害者 …………… 男子、会社員、26歳
- 治療関係費等（積極損害の合計額） … 270,000円（認定済み）
- 休業損害
 - ┌ 1日当たり収入減 …………… 12,000円（立証可能）
 - └ 認定休業日数 …………… 58日
- 慰謝料 …………… 対象日数70日（1日当たり4,300円）

上記の場合、

治療関係費等 270,000円	+	休業損害 12,000円 × 58日 = 696,000円	+	慰謝料 4,300円 × 70日 = 301,000円	=	1,267,000円
--------------------	---	----------------------------------	---	--------------------------------	---	------------

1,267,000円 > 保険金額1,200,000円
したがって、1,200,000円が支払われます。

（注）被害者に重大な過失がある場合は、2割の減額が行われます。

デジタルテキスト 093

(3) 保険金が支払われない場合（免責）

次の場合には保険金は支払われません（自賠責保険普通保険約款第17条、第18条）。

① 悪意による損害の場合（自賠法第14条による保険会社の免責）

② 重複契約の場合（自賠法第82条の3による保険会社の免責）

デジタルテキスト 094

① 悪意による損害の場合（自賠法第14条による保険会社の免責）

保険契約者または被保険者の悪意 **▲注** により生じた損害に対しては、保険金が支払われません。
 なお、この場合でも被害者は、直接保険会社に対し、被害者請求（16条請求）（P.113参照）をすることができます。

▲注 悪意とは、意図的に人をひこうとした場合や、意図的に衝突して他人を死傷させる場合等、故意が明白なことをいうとされています。

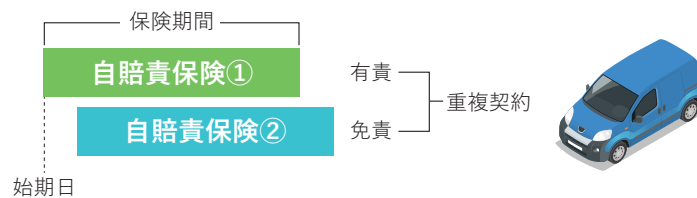


デジタルテキスト 095

② 重複契約の場合（自賠法第82条の3による保険会社の免責）

1台の自動車に2つ以上の自賠責保険が付いている場合は、契約締結した時が最も早い契約以外は免責となります。

自賠責保険では、無資格運転、酒気を帯びている状態での運転による事故であっても、被害者救済の観点から、保険金が支払われます。



デジタルテキスト 096

(1) 情報提供および紛争処理制度

① 保険契約者等に対する情報提供

a. 保険契約締結時の情報提供

保険契約締結時には、保険契約者に対して、自賠責保険料領収証および自賠責保険証明書に加え、自賠責保険の概要・保険金支払基準の概要などを記載した説明書を手渡します。



デジタルテキスト 097

b. 保険金請求時・保険金支払時の情報提供

保険金請求時または保険金支払時に、被害者または被保険者が、保険金等が適正に支払われているか否かを自ら判断できるようにするため、保険会社は次のとおり、保険金等の支払いに関する情報を書面により提供しなければなりません。

(a) 保険金等を請求されたとき	支払基準の概要、支払手続きの概要、紛争処理機関の概要
(b) 保険金等を支払ったとき	支払金額、後遺障害の等級とその判断理由、減額の割合とその判断理由
(c) 無責等により保険金を支払わないことが確定したとき	支払わない理由
(d) 上記に加えて必要な追加情報を請求されたとき	その項目の詳細情報

デジタルテキスト 098

② 保険金等の支払いに関する紛争処理制度

自賠責保険金または共済金の支払いに関して紛争が生じた場合に、一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構では、被害者、被保険者または保険会社の請求に基づき、弁護士、医師、学識経験者からなる紛争処理委員が、公正中立な立場から自賠責保険の支払内容が自賠法に定められた支払基準に適合しているか否かを判断し、紛争の解決を図ります。

紛争処理委員

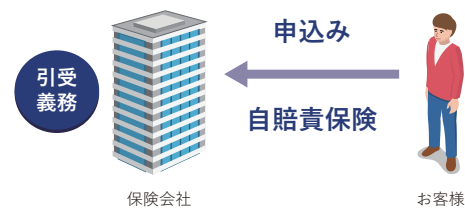


デジタルテキスト 099

(2) 自賠責保険の契約時の事務手続き

① 契約の引受義務

保険会社が自賠責保険契約の申込みを受けた場合は、保険料の支払いがないなどの特別のときを除き、契約を引き受けなければなりません。 **注**



注 契約の引受けを拒絶できる場合については、P.086 1. (2) ⑤ 保険会社の引受義務 参照。

デジタルテキスト 100

② 保険期間の決め方

a. 保険期間の終期

申込日から起算し、保険期間の終期が次の期間を超える場合は、その保険契約は引き受けることはできません。

2024（令和6）年4月現在

車検対象 自動車 (車検期間)	車検対象外 自動車 (保険期間)	引受けできる契約	
		申込日より起算し、保険終期までの期間	
		本 則	継続検査の場合の特則
3年	－	3年1か月以内 ▲注1	－
2年	－	2年1か月以内 ▲注1	2年3か月以内 ※離島の場合、 2年4か月以内 ▲注2
1年	－	1年1か月以内 ▲注1	1年3か月以内 ※離島の場合、 1年4か月以内 ▲注2
－	60か月	5年1か月以内	
－	48か月	4年1か月以内	
－	36か月	3年1か月以内	
－	24か月	2年1か月以内	
－	12か月	1年1か月以内	
小型特殊自動車		保険期間（25か月まで）+ 1か月以内	
商品自動車		61か月以内	

b. 遡及契約の禁止

保険期間の始期は、必ず保険契約申込日以降とします。

▲注1 保険期間が車検期間に1か月を加えた月数となる場合、次のとおり1か月以内のしんしゃく期間が認められます。

【保険期間が37か月（車検期間3年）】 3年2か月以内

【保険期間が25か月（車検期間2年）】 2年2か月以内

【保険期間が13か月（車検期間1年）】 1年2か月以内

▲注2 車検対象自動車については、車検有効期間が満了する日の1か月前（離島を「使用の本拠の所在地」とする自動車は2か月前）から継続車検を受けられること、また、保険契約締結手続きは継続車検可能期間の初日以前に行う必要性が生じる場合があることから、特則として2か月以内（離島を「使用の本拠の所在地」とする自動車は3か月以内）のしんしゃく期間が認められています。ただし、この特則を適用する場合の保険期間は、次のとおりとします。

【継続検査の車検期間が2年の自動車】 25か月以内

【継続検査の車検期間が1年の自動車】 13か月以内

③ 保険料の決め方

保険料は、自賠責保険の保険料表から自動車の用途車種と保険期間によって決めます。**注**



注 保険料表は、「本土用」「本土離島用」「沖縄（本島）用」「沖縄離島用」の4区分がありますので、自動車の使用の本拠の所在地を確認のうえ使い分けます。

デジタルテキスト 102

④ 自賠責保険証明書綴の取扱い

a. 自賠責保険証明書綴の構成

自賠責保険証明書綴は、「預り証」「交付票」および「自賠責保険証明書セット10部」で1冊になっています。このうち保険証明書セットは、次のとおり通常5枚～6枚の用紙で構成されており、1セットをワンライティングで作成します。

(例)

	用紙	用途
自賠責 保険 証明 書 セ ット	自賠責保険申込書	申込みの証
	契約入金通知書（甲）	保険会社の成績計上原票
	契約入金控（乙）	指定金融機関の控
	代理店控（丙）	代理店の控
	自賠責保険料領収証	保険契約者に対する保険料領収証
	自賠責保険証明書	保険契約の証

デジタルテキスト 103

b. 自賠責保険証明書綴の管理

- (a) 保険会社から自賠責保険証明書綴の交付を受けた場合は、預り証に記名・押印して返却します。
- (b) 自賠責保険証明書綴は重要書類ですので、盗難・紛失などの事故がないよう施錠できる場所に厳重に保管します。また、万が一事故が起きた場合には、直ちに保険会社へ連絡します。
- (c) 自賠責保険証明書を作成する際、書き損じた場合には、訂正印による訂正や数字・文字の改ざんや修正をしないで「書損」と書いて **▲注**、新しい用紙を使用します。
- (d) 書損により使用しなかった自賠責保険証明書は、廃棄せずに、セットごと保険会社へ返却します。
なお、自賠責保険証明書に必要事項が記入され保険料収納年月日の記載があるものを書損にした場合（いわゆる「きれいな書損」）は、申込書（備考欄）または証明書本紙（余白）に、代替契約の証明書番号、付保会社名、保険始期・終期を記入のうえ、証明書本紙を含めた関係書類一式を保険会社に返却します。
- (e) 自賠責保険証明書は使用有効期間を超えて使用することはできません。使用期限が来たら、未使用の用紙があっても直ちに保険会社へ返却し、新しい自賠責保険証明書綴の交付を受けます。

▲注 実務的には、全体に大きく×印をすることが一般的です。



デジタルテキスト 104

⑤ 保険契約引受け上の注意

- a. 保険契約者の申告内容に誤りがないか確認します。
- b. 自賠責保険申込書および自賠責保険証明書の各欄に記載漏れはないかをチェックし、漏れなく記入します。
- c. 保険料は、保険契約締結と同時に、全額を現金または小切手により領収します。

デジタルテキスト 105

⑥ 自賠責保険申込書・自賠責保険証明書の記載方法

a. 保険契約申込日欄

契約の申込日を記入します。通常、保険料収納年月日の日付と一致します。

b. 自動車の番号欄

自動車の番号（登録番号、車両番号または標識番号）を記入します。自動車の番号が未定の場合、車台番号の記入でも差し支えありません。

なお、原動機付自転車および検査対象外軽自動車は必ず車台番号も記入します（P.107【原動機付自転車の車台番号の確認方法】参照）。

c. 保険期間欄

保険始期から終期までの期間は、必ず月数または日数を記入します（P.108【保険期間の計算方法】参照）。

d. 保険契約者の住所・氏名欄

保険契約者（通常は申込人）の住所・氏名を記入します。保険契約者が法人の場合は、法人名と代表者名を併記します。

e. 自動車の種別欄

保険料表の車種を正式名または自賠責保険標準車種表示表の「申込書・証明書の記載」に基づいて記入します。特種用途自動車の場合は、その用途区分を具体的に（広告宣伝用自動車など）に記入します。

f. 使用の本拠の所在地欄

登録または届出をした都府県名を記入します。ただし、次の例外があります。

- (a) 北海道の場合は、運輸支局の管轄区域名を記入します。
- (b) 営業用乗用自動車（個人を除きます）の場合は、市名なども記入することがあります。
- (c) 離島の場合は、都府県名のほかに（離島）と記入します。
- (d) 構内専用車の場合は、実際に自動車を使用している所在地の都道府県名を記入します。

g. 保険料欄

所定の自賠責保険の保険料表により、該当する保険料を記入します。

自動車損害賠償責任保険証明書
(自賠法施行規則第1号様式)

証明書番号第 号 年 月 日

自動車損害賠償責任保険証明書

下記の自動車については、自動車損害賠償保障法による自動車損害賠償責任保険契約が締結されていることを証明します。

保険会社名

自動車登録番号、車両番号又は標識の番号(車台番号)		自動車の種別	
保険期間	自 年 月 日 間 至 年 月 日 午前12時	使用の本拠の所在地	
保険契約者の住所及び氏名		保険料	
異動事項		指定金融機関名	
		保険料収納年月日	
管轄店名及び所在地		扱者	

【原動機付自転車の車台番号の確認方法】

車台番号は、型式と連番の両方を記入し、番号に「0」（ゼロ）、「-」（ハイフン）がある場合には、これも含めてすべて記入します。

例1

標識交付証明書によって車台番号を確認する場合は、次の項目について確認します。

原動機付自転車標識交付証明書		市長
年 月 日		
標識番号		
車名及び型式	(車名) Y50	記入例 ●車名を除いた型式および車台番号を申込書車台番号欄にご記入下さい。 ↓ Y50-0123456
エンジン番号		
車台番号	0123456	
総排気量又は定格出力	リットル キロワット	
型式番号	I-1234	I-1234 (これは車台番号ではありませんので記入しないで下さい。)
住所		
所有者 氏名 (名称)		

例2

現車によって確認する場合は、車両のタイプによって異なります。



など

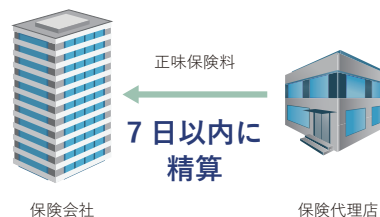
【保険期間の計算方法】

保険期間	ケース	例		
		始期	(保険期間)	終期
1年契約	翌年同月同日が末日	当年11月15日	(1か年)	翌年11月15日
	初日が月末日で当年または翌年が閏年	当年2月29日 当年2月28日	(1か年)	翌年2月28日 翌年2月29日
月数契約	満期月の同日が末日	当年11月15日	(5か月)	翌年4月15日 当年11月15日 (1か月) 当年12月15日
	初日が月末日なら 末日も月末日	当年11月30日 当年10月31日 当年2月28日	(6か月) (1か月) (1か月)	翌年5月31日 当年11月30日 当年3月31日
	当年が閏年	当年2月28日 当年2月29日	(1か月) (1か月)	当年3月28日 当年3月31日
日数契約	初日の翌日から起算	当年11月15日	(5日間)	当年11月20日

⑦ 自賠責保険証明書の交付

自賠責保険申込書（自賠責保険証明書セット）に所定事項を記載し、自賠責保険証明書等に保険料収納年月日を記載して、自賠責保険料領収証と自賠責保険証明書を保険契約者に交付します。

代理店は、正味保険料（領収した保険料から代理店手数料を控除した額）を取扱日から7日以内に保険会社に精算します。



参考

自賠責保険の共同システム「e-JIBA I」

「e-JIBA I」とは、自賠責保険に関連する業務（自賠責保険証明書の作成、自賠責保険料集計表の作成、契約データ送信、自賠責保険料の精算等）を行う代理店オンラインシステムのことをいいます。

自賠責保険関連業務の効率化を目的に、損害保険会社6社が共同で開発を進め、現在ではこのシステムに参加する損害保険会社数も増加しました。インターネット上で稼働する代理店システムであり、電子化された自賠責保険業務という意味合いから、「e-JIBA I」（イー・ジバイ）と命名されました。

なお、「e-JIBA I」のメリットとしては、自賠責保険証明書綴の管理が不要であること、契約・精算データの計上がオンラインで完了することなどが挙げられます。

デジタルテキスト 109

(3) 自賠責保険の事務手続き（異動、解約等）

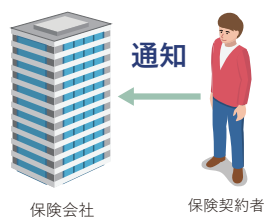
① 保険契約者または被保険者の通知義務

保険契約締結後、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、保険会社に通知しなければなりません。

- 自動車の登録番号、車両番号等または自動車の種別を変更したとき
- 被保険自動車が適用除外自動車となったとき
- その他自賠責保険証明書の記載事項について変更したとき

自賠責保険では、被害者保護の観点から通知義務違反を理由とする契約解除の規定や免責の規定はありません。

ただし、危険が増加した後に事故が発生し、保険会社が損害をてん補した場合において、保険契約者または被保険者が上記aの通知を怠っていたときは、保険会社は保険契約者に対して、そのてん補した金額の支払いを請求することができます（自賠責保険普通保険約款第6条第3項）。



デジタルテキスト 110

② 契約の異動

自賠責保険契約において契約の異動ができるのは、被保険自動車の入替（車両入替）、自動車の番号または用途種別の変更、保険契約者名義または保険契約者住所の変更、使用の本拠地の変更などの場合です。

なお、代理店は、契約の異動、解約、取消および自賠責保険証明書・保険標章（ステッカー）の再交付についての事務を取り扱うことはできません。⚠注

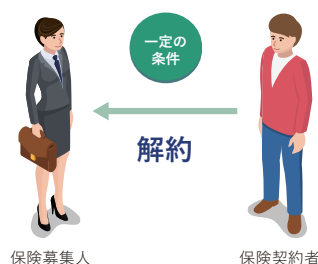


⚠注 保険会社と覚書を取り交わすことにより、自己の取り扱った契約で、かつ、特定の異動（自動車の番号のみの変更、名義変更、住所変更など）のうち、保険料の変更を伴わないものに限って、異動の事務処理の一部を行うことができます。この場合でも、検査対象外軽自動車および原動機付自転車の異動で保険標章（ステッカー）の再交付を伴うものは取り扱うことができません。

デジタルテキスト 111

③ 契約の解約

保険契約者が自賠責保険を解約できるのは、一定の条件の場合に限られています。また、解約手続きには、解約承認請求書、自賠責保険証明書、解約要件の確認書類、本人確認書類、保険標章（検査対象外軽自動車、原動機付自転車）等が必要となります。⚠注



⚠注 保険契約者が契約を解約できる場合については、P.085 1. (2) ④参照。



参考

自賠責保険の共同システム「One-JIBAI」

2025（令和7）年1月に自賠責保険の共同システム「One-JIBAI」がリリースされました。

自賠責保険制度における顧客の利便性向上や業務効率化につながる各種機能を備えたシステムであり、本システムの導入により、これまで保険契約者が代理店や保険会社へ来店して行っていた異動・解約の手続き等がオンラインで実施できるようになりました。

デジタルテキスト 112

(4) 事故発生時の手続き

① 保険金・損害賠償額の請求方法

a. 本請求

(a) 加害者請求（15条請求）

加害者から被害者に損害賠償金の支払いをした場合、加害者は、示談が成立していなくても保険会社に対して、保険金額（支払限度額）を限度に、その支払額の範囲内で保険金支払いの請求をすることができます。

(b) 被害者請求（16条請求）

被害者は、加害車両の加入している保険会社に対し、直接、保険金額の範囲内で損害賠償額の支払い請求をすることができます。

b. 仮渡金の請求（17条請求）

被害者は、当座の費用を賄うため加害車両の加入している保険会社に対し、次の一定額での仮渡金（かりわたしきん）支払いの請求をすることができます。

ただし、加害者から請求することはできません。

【仮渡金の額】

死亡事故	290万円
傷害事故	傷害の程度に応じて、40万円、20万円、5万円

c. 対人賠償責任保険と自賠責保険の「一括払」

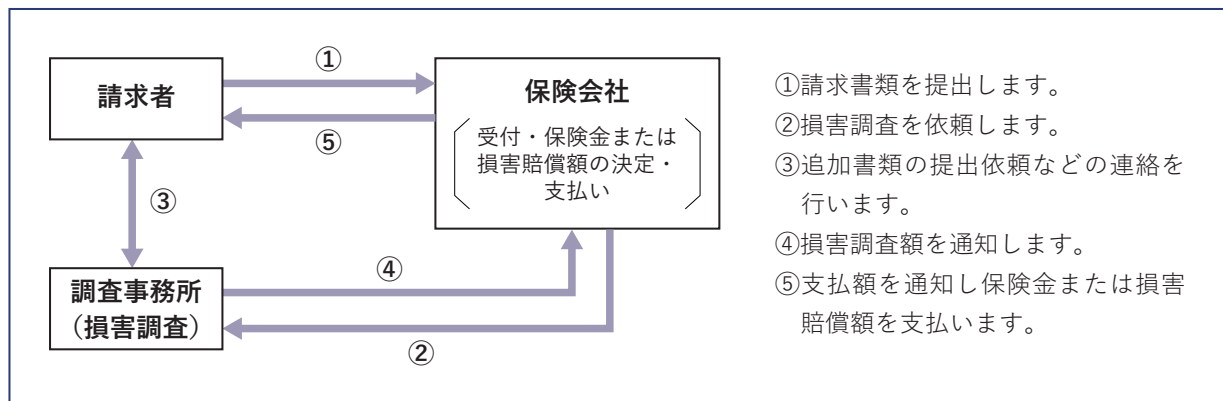
請求手続きの軽減・支払いの迅速化ひいては被害者の救済のために、対人賠償責任保険の引受保険会社が、対人賠償責任保険と自賠責保険の双方の保険金・損害賠償額の合計額を一括して支払うサービスを行っています。これを「一括払」といいます。**▲注**

ただし、対人賠償責任保険で免責となる場合や、明らかに自賠責保険の支払額内の損害である場合には、原則として「一括払」はできません。

▲注 自賠責共済の場合も同様に「一括払」が可能です。

② 請求の受付から支払いまで

多数の請求を迅速・公平に処理するため、各保険会社で受け付けた請求を一括して損害保険料率算出機構の自賠責損害調査事務所（調査事務所）が調査し、その結果に基づいて、各保険会社が最終的に保険金または損害賠償額を決定し支払います。



【自賠責保険の請求に必要な提出書類一覧】

※★印の用紙は損害保険会社に備え付けてあります。

※◎印は必ず提出する書類です。○印は事故の内容によって提出する書類です。

提出書類	発行者 (作成者)	損害の種類				
		被害者請求の場合				
		死 亡	後 遺 障 害	傷 害	仮渡金	
死 亡	傷 害					
★保険金（共済金）・損害賠償額・仮渡金支払請求書		◎	◎	◎	◎	◎
交通事故証明書（人身事故）	自動車安全運転センター	◎	◎	◎	◎	◎
★事故発生状況報告書	事故当事者等 事故状況に詳しい人	◎	◎	◎	◎	◎
★医師の診断書または死体検案書（死亡診断書）	治療を受けた医師 または医療機関	◎	◎	◎	◎	◎
★診療報酬明細書	治療を受けた医師 または医療機関	◎	◎	◎		
★通院交通費明細書		◎		◎		
★付添看護自認書または看護料領収書		○		○		
休業損害 の証明は、	（1）給与所得者 事業主の★休業損害証明書（源泉徴収票添付） （2）自由業者、自営業者、農林漁業者 納税証明書、課税証明書（所得額の記載された もの）または確定申告書（控）等	○	○	○		
休業損害の証明は、	事業主 (休業損害証明書) 税務署または市区町村 (納税証明書、課税証明 書等)	○	○	○		
損害賠償額の受領者が請求者本人であることの証明 (印鑑証明) 被害者が未成年者で、その親権者が請求する場合は、当該未成年者の 住民票または戸籍抄本も必要です。	住民登録をしている 市区町村、 本籍のある市区町村	◎	◎	◎	◎	◎
委任状および委任者の印鑑証明書（第三者に委任す る場合） 死亡事故等で請求権者が複数いる場合は、原則として1名を代理人と して、他の請求権者全員の委任状および印鑑証明書が必要です。	印鑑登録をしている 市区町村	○	○	○	○	○
戸籍謄本	本籍のある市区町村	◎			◎	
★後遺障害診断書	治療を受けた医師 または医療機関		◎			
レントゲン写真等	治療を受けた医師 または医療機関	○	○	○		

※以上のほかに書類が必要なときは、損害保険会社または自賠責損害調査事務所から連絡します。

※加害者請求の場合は表中の書類に加えて加害者の支払いを証明する領収書、示談成立の場合は示談書が必要になります。

③ 自動運転システム利用中の事故に関する取扱い

被保険自動車に自動運行装置を備えている場合、保険契約者または被保険者は事故が発生した際には、自動運行装置の作動状況を保険会社に遅滞なく書面で通知しなければなりません。

また、被保険者による保険金の請求があり、保険会社から自動運行装置の作動状況について、調査等の協力を求められた場合には、保険契約者または被保険者は、保険会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

デジタルテキスト 116

④ 請求できる期限（請求権の時効）

保険会社に保険金または損害賠償額を請求できる期限は次のとおりですが、その期限を過ぎると請求権は時効により消滅します。

種類	時効の起算点	時効
加害者請求	・ 損害賠償金を支払った時 ・ 分割払いの場合は、個々に支払った時 （保険法第95条）	3年
被害者請求	・ 損害および保有者を知った時（傷害は事故発生日、後遺障害は症状固定日、死亡は死亡日）（自賠法第19条）	3年
仮渡金の請求	・ 事故発生の時（自賠法第19条）	3年
政府の保障事業への請求	・ 傷害は事故発生日、後遺障害は症状固定日、死亡は死亡日（自賠法第75条）	3年

▲注

事情により請求が遅延して時効になるおそれがある場合には、保険会社に対し時効の完成猶予および更新（P.274参照）の申請を行い承認を受ける必要があります。

なお、政府の保障事業への請求については、時効の完成猶予および更新は認められていません。

▲注 前記時効の計算にあたっての起算日は、実務上、民法第140条（期間の起算）に基づき、上記起算点の翌日となります。

参考 任意の自動車保険の対人・対物賠償責任保険の保険金請求権の時効

	時効の起算点	時効
対人・対物賠償責任保険	・ 被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が示談・判決などにより確定した時の翌日	3年

デジタルテキスト 117

⑤ 代位（自賠責保険普通保険約款第20条）

損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、保険会社がその損害に対して被保険者に保険金を支払ったとき、または被害者に損害賠償額の支払いをしたときは、その債権はその保険会社に移転します。ただし、次の額を限度とします。

a. 保険会社が損害額の全額を保険金または損害賠償額として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

b. 上記 a 以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金または損害賠償額が支払われていない損害額を差し引いた額

上記 b の場合において、保険会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、保険会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

デジタルテキスト 118

⑥ 自賠責保険における先取特権（自賠責保険普通保険約款第21条）

自賠責保険における保険事故が発生した後に、被保険者に破産手続開始の決定があったような場合でも、被害者が保険金から優先的に被害回復を受けられるように、先取特権の規定が設けられています。

デジタルテキスト 119

2

第2編

契約条件の確認

学習の内容

第1章 自動車保険の契約条件・保険料率

第2章 被保険者

第3章 被保険自動車

第4章 保険金額

第5章 ノンフリート等級別料率（保険事故実績）

第6章 保険期間・保険料払込方法



●デジタルテキストとの関連について

テキスト内の **デジタルテキスト 000** はデジタルテキストにおけるページ番号です。

また、本文中の（P.000参照）は、**デジタルテキスト 000** のページ番号で表記しています。

第1章 自動車保険の契約条件・保険料率

デジタルテキスト 121

2-1-1 自動車保険の引受け

第1節の
学習時間
およそ
1分

(1) 自動車保険の引受手順

まずは補償内容を確認したうえで、契約条件の決定に必要な被保険者の属性や被保険自動車の属性、保険事故実績などを確認し、どれくらいの加入金額（保険金額）にするかを決定し、保険料を算出します。

なお、自動車保険の引受手順の詳細については、第3編第1章を参照してください。

本編では、主としてノンフリート契約 **▲注** における契約条件の決定に必要な情報について説明します。

▲注 ノンフリート契約とは、フリート契約に該当しないものをいいます。



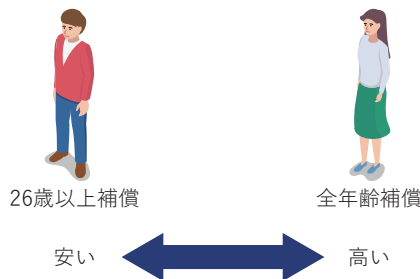
デジタルテキスト 122

(2) 自動車保険の契約条件の確認

自動車保険の保険料は、保険種類ごとに保険金額に保険料率を乗じて算出します。

この保険料率は、被保険者の属性（運転者の範囲・運転者年齢条件・運転免許証の色など）や被保険自動車の属性（用途車種・使用目的など）などによって決まりますので、自動車保険の引受けにあたっては、保険料率を決める要素となるリスク区分を正しく理解したうえで、契約条件の決定に必要な情報を正確に確認することが重要です。

〈運転者年齢条件〉



〈用途車種〉



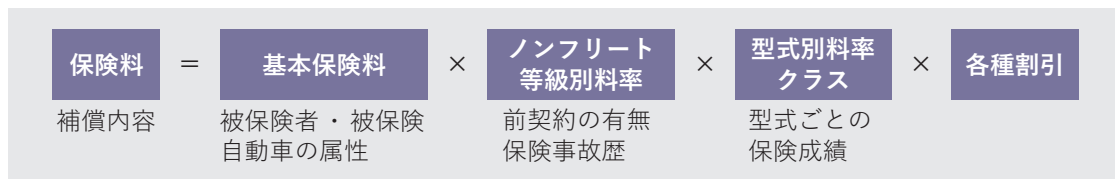
デジタルテキスト 123

(1) 基本保険料

自動車保険の基本保険料は、保険種類（補償内容）や運転者の範囲・年齢条件、用途車種、保険金額、免責金額などによって決められています。また、「リスク細分型の自動車保険」では、記名被保険者の運転免許証の色、使用目的、使用類型（年間走行距離等）、地域等を保険料決定の要素としています。

適用保険料は、基本保険料に次の要素を勘案し、ノンフリート等級別料率（係数）および各種の割増引率を適用して計算されます。

- ① 契約ごとの事故の有無などによって決定される要素（ノンフリート等級別料率制度）
- ② 被保険自動車の型式ごとに決定される要素（型式別料率クラス制度）
- ③ 契約条件（安全装置・新車等）によって決定される要素（各種割引制度）



▲注1 ▲注2

▲注1 ノンフリート等級別料率については、P.159参照。

▲注2 型式別料率クラスについては、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車および自家用軽四輪乗用車のみが対象となります（P.146、147参照）。

デジタルテキスト 124

(2) 保険料率の適用単位

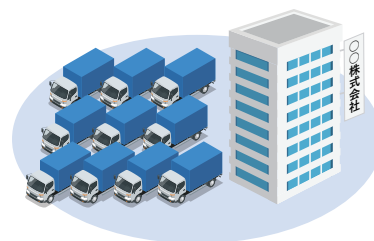
自動車保険の保険料率は、ノンフリート契約の場合、基本的に引受単位である被保険自動車ごとに適用します。なお、フリート契約の場合には、保険契約者単位で保険料率を適用します。

ノンフリート契約



被保険自動車単位
総付保台数 9台以下

フリート契約



保険契約者単位
総付保台数 10台以上

デジタルテキスト 125

(3) フリート契約の概要

フリート契約の用途車種別の基本保険料は、ノンフリート契約の用途車種別の基本保険料とは異なります。保険契約者が事業用に複数の自動車を所有している場合には、フリート契約に該当しないかを確認する必要があります。

① フリート契約者とは

② フリート契約者に適用される保険料

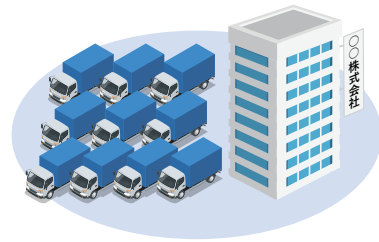
デジタルテキスト 126

① フリート契約者とは

フリート契約者とは、保険契約者が所有かつ使用する自動車（所有・使用自動車）**注1**の総付保台数**注2**が10台以上の保険契約者をいいます。

総付保台数が10台以上となった場合には、必ずフリート契約者としての登録を申請しなければなりません。

総付保台数 10台以上



注1 所有・使用自動車とは、保険契約者が所有し、かつ、自ら使用する自動車をいいます。なお、「所有権留保条項付売買契約により購入した自動車」「リース業者から1年以上を期間とする賃貸借契約により借入れたリースカー」についても、購入者または賃借人が自ら保険契約者となって保険契約を締結する場合には、「所有・使用自動車」として取り扱います。

注2 総付保台数とは、1保険契約者が自らを記名被保険者として、1年以上を保険期間とする自動車保険契約を締結した所有・使用自動車の合計台数をいい、同一保険契約者の「所有・使用自動車」が複数の保険会社に分割して契約されている場合は、そのすべてを合計します。ただし、共済は含みません。

デジタルテキスト 127

② フリート契約者に適用される保険料

a. フリート契約者の基本保険料

フリート契約者には、フリート契約者の用途車種別基本保険料を適用します。

b. フリート契約者に適用される割引・割増

フリート契約者に適用される割増引は、契約者単位で、一定の期間（料率審査期間）における損害率をもとに決められます。

- (a) 優良割引率
- (b) 第一種デメリット料率

c. フリート多数割引

10台以上の所有・使用自動車を1保険証券で同時に契約するときに適用されます。



第2章 被保険者

デジタルテキスト 129

自動車保険では、自動車の運転者により自動車事故の危険度が異なることから、運転者の範囲や年齢によって保険料率が異なります。したがって、被保険自動車を運転する者の範囲などを確認し、運転者の範囲や運転者年齢条件などを正しく設定する必要があります。

本章では、記名被保険者、運転者の範囲や運転者年齢条件について説明します。 **▲注**

▲注 保険商品の内容は保険会社ごとに異なります。詳細については、各社の保険約款・契約規定等を確認してください。

2-2-1 記名被保険者

第1節の
学習時間  およそ
6分

(1) 記名被保険者とは

記名被保険者とは、被保険自動車を主に使用する者 **▲注1** のうち、保険証券の記名被保険者欄に記載されている者をいいます。

この記名被保険者は、対人・対物賠償責任保険等の被保険者の範囲を決定する重要な事項となります。また、ノンフリート等級（保険料の割引・割増）の継承可否や記名被保険者年齢別料率区分などを決める要素にもなりますので、正確に確認する必要があります。 **▲注2** **▲注3**

▲注1 主に使用する者とは、次の①②のいずれかに該当する者をいいます。

- ① 被保険自動車を主に運転する者
- ② 次のいずれかに該当する被保険自動車を自由に支配・使用する正当な権利を有する者
 - a. 自動車検査証の「所有者の氏名または名称」欄に記載の者（所有者）
 - b. 自動車検査証の「使用者の氏名または名称」欄に記載の者
 - c. 上記 a の名前がやむを得ず実態を反映していない場合は、実際の所有者

▲注2 記名被保険者（住所・氏名・年齢）が事実と相違している場合は、告知義務違反で契約が解除され、保険金が支払われないことがあります。

▲注3 記名被保険者を変更する場合は、ノンフリート等級を継承できないケースがあることに注意する必要があります（P.162参照）。



デジタルテキスト 130

(2) 記名被保険者の運転免許証の色

① ゴールド免許割引

ゴールド免許を保有する者は、グリーンやブルーの帯の運転免許証の保有者に比べてリスクが低いとされることから、リスク細分型の自動車保険では、割安な保険料が適用されます。具体的には、始期日時点で記名被保険者の運転免許証の色がゴールドの場合に、保険料が割引となります。 **▲注**

▲注 始期日が運転免許証の更新期間（更新年の誕生日の前後1か月間）内にあり、更新前後の運転免許証の色が「ゴールドからブルー」または「ブルーからゴールド」に変更となる場合で、その事実が「運転免許証更新連絡書(ハガキ)」「ゴールド免許証のコピー」等で確認できるときは、そのゴールド免許証を「始期日時点で有効な運転免許証」とみなすことができます。



参考

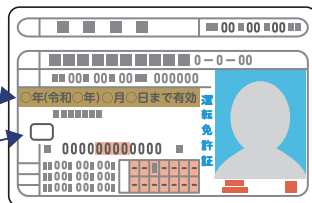
運転免許証の色

- ・運転免許証には、有効期限を示す部分の帯の色が「グリーン」「ブルー」「ゴールド」の3色あり、このうち、道路交通法第92条の2第1項で規定されている、優良運転者に対して交付されるゴールドの帯の運転免許証のことを、一般的に「ゴールド免許」と呼んでいます。
- ・ゴールド免許は、運転免許証の有効期間が満了する日以前の5年間、無事故・無違反であった優良運転者に交付され、有効期間は5年（有効期間が満了する日における年齢が72歳以上の者は3年、71歳の者は4年）です。

【ゴールド免許証の見方】

帯の色はゴールドです。

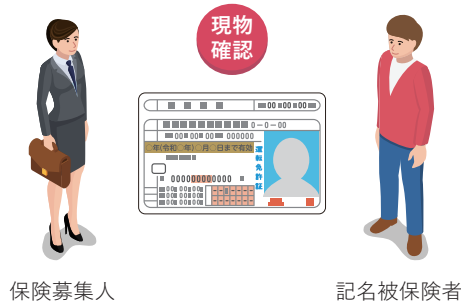
「優良」と表示されます。



② 運転免許証の確認方法

記名被保険者の運転免許証の現物により、保険始期日時点の運転免許証の色を確認します。保険契約者と記名被保険者が異なる場合は、必ず記名被保険者の運転免許証を確認します。 **▲注**

▲注 申込書に記載された運転免許証の色が事実と相違している場合には、告知義務違反で契約が解除され、保険金が支払われないことがあります。



デジタルテキスト 132

③ 記名被保険者の変更等

保険期間の途中で、記名被保険者を変更する場合は、変更後の記名被保険者が保有する運転免許証の色に従い、ゴールド免許区分の適用の可否を判定します。この場合、「契約内容変更日時点」の運転免許証の色を確認し、適宜、変更します。

なお、現存契約の保険期間の途中で、記名被保険者の変更を伴わずに運転免許証の色のみが変更になった場合は、この区分の適用を変更しません。この場合、次回更新時から変更します。

デジタルテキスト 133

(3) 記名被保険者年齢別料率区分

リスク細分型の自動車保険では、記名被保険者の年齢に応じた料率区分（記名被保険者年齢別料率区分）

▲注1 があります。記名被保険者が個人で、運転者年齢条件を所定の年齢で設定した場合、記名被保険者年齢別料率区分に基づいて始期日時点での記名被保険者の年齢に応じた保険料が適用されます。したがって、同一の年齢条件であっても、記名被保険者の年齢によって保険料が異なることがあります。 **▲注2**

記名被保険者



記名被保険者の年齢によって
保険料が異なる

▲注1 記名被保険者年齢別料率区分は、運転者年齢条件区分のうち、「26歳以上補償」と「35歳以上補償」などにおいて、記名被保険者の年齢層別（「29歳以下」「30歳～39歳」「40歳～49歳」など）に更に料率区分を設定したものです。

▲注2 保険期間の途中で、記名被保険者を変更する場合は、変更日時点での新しい記名被保険者の年齢による料率区分を適用します。

デジタルテキスト 134



(1) 運転者の範囲

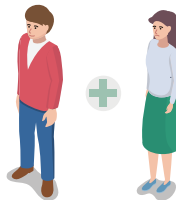
運転者の範囲を限定することにより、保険料の割引の適用を受けることができます。
運転者の範囲を限定する特約として、次の2つが一般的です。

特約	運転者の範囲
運転者本人限定特約	運転者を記名被保険者本人に限定
運転者本人・配偶者限定特約	運転者を記名被保険者本人とその配偶者 ▲注 に限定

▲注 配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者（内縁関係にある者など）および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。



記名被保険者本人



記名被保険者本人とその配偶者

デジタルテキスト 135

限定した運転者の範囲と異なる者が、被保険自動車を運転中に起こした事故については、特定の事故 **▲注** を除き、保険金が支払われません。したがって、運転者の範囲を限定する場合には、被保険自動車を運転する可能性がある者の範囲を確認する必要があります。

なお、運転者の範囲を限定する特約を付帯（セット）した場合の保険料は、「運転者を限定しない」→「運転者本人・配偶者限定特約を付帯（セット）」→「運転者本人限定特約を付帯（セット）」の順で安くなります。

▲注 この場合の特定の事故とは、次のものをいいます。

- ・被保険自動車が、盗難にあった時から発見されるまでの間に、その被保険自動車について生じた事故
- ・自動車取扱業者が、業務として受託した被保険自動車を使用または管理している間に、その被保険自動車について生じた対人事故および対物事故

保険金が支払われる



運転者の範囲内

保険金が支払われない



運転者の範囲外

デジタルテキスト 136

(2) 運転者年齢条件

① 運転者年齢条件とは

運転者年齢条件とは、被保険自動車を運転する可能性がある者の年齢に合わせて、補償の対象となる運転者の年齢条件を設定するものです。

運転者年齢条件を全年齢補償以外に設定するには、通常、「運転者年齢〇歳以上補償（または〇歳未満補償対象外）特約」などを付帯（セット）します。

この運転者年齢条件には、例えば、次のような区分があり、運転者年齢条件の年齢区分を上げるに従って、保険料が安くなります。

○：補償する ×：補償しない

運転者年齢条件の区分	運転者の年齢			
	20歳以下	21歳～ 25歳	26歳～ 34歳	35歳以上
全年齢補償	○	○	○	○
21歳以上補償	×	○	○	○
26歳以上補償	×	×	○	○
35歳以上補償	×	×	×	○

デジタルテキスト 137

② 運転者年齢条件の適用範囲

運転者年齢条件特約を付帯（セット）した場合、その条件は、被保険自動車の運転者が次のいずれかに該当する者である場合に限り適用されます。したがって、例えば、これらに該当しない、記名被保険者またはその配偶者の別居の子（未婚および既婚）や友人・知人等が被保険自動車を運転しても、運転者年齢条件が適用されません。

< 記名被保険者が個人の場合 >

- a. 記名被保険者
- b. 記名被保険者の配偶者 **▲注1**
- c. 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- d. 上記 a～c のいずれかの者の業務（家事を含みません）に従事中の使用人（記名被保険者が個人事業主の場合）

運転者年齢条件特約で設定された運転者年齢条件に合致しない者が、被保険自動車を運転中に起こした事故については、保険金が支払われません **▲注2**。したがって、運転者年齢条件が適用される者のうち、被保険自動車を運転する可能性がある最も若い者の年齢に合わせて、運転者年齢条件を設定する必要があります。

▲注1 配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者（内縁関係にある者など）および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。

▲注2 記名被保険者が法人の場合、運転者年齢条件に合致しない者が被保険自動車を運転中に起こした事故については、特定の事故を除き、保険金が支払われません。
なお、特定の事故とは、前記（1）運転者の範囲を限定する特約の場合と同様です。

デジタルテキスト 138


(3) 運転者の範囲と運転者年齢条件の関係


運転者の範囲と運転者年齢条件の関係は、次のとおりとなります。

前記(1)の特約により限定した運転者は、運転者年齢条件を満たした場合に限り補償の対象となります。

また、運転者の範囲を限定しない場合は、運転者年齢条件特約が付帯(セット)されていても、記名被保険者またはその配偶者の別居の子(未婚および既婚)や友人・知人等は、運転者年齢条件の適用外となり、運転者年齢条件にかかわらず補償の対象となります。

○：補償する ×：補償しない

運転者 条件		① 記名被保険者 (本人)	② ①の配偶者	③ ①または②の 同居の親族	④ ①または②の 別居の子	⑤ 左記以外の者 (友人・知人等)
運転者の 範囲	限定なし	○	○	○	○	○
	本人限定	○	×	×	×	×
	本人・配偶者 限定	○	○	×	×	×
運転者年齢条件		適用する 			適用しない	

 記名被保険者が個人事業主の場合には、表中①～③のいずれかの者の業務(家事を含みません)に従事中の使用人も運転者年齢条件が適用されます。

第3章 被保険自動車

デジタルテキスト 140

自動車保険では、自動車の用途車種により自動車事故の危険度が異なることから、その用途車種に応じた保険約款や保険料率が適用されます。また、自動車の安全装置や使用目的などによっても保険料が異なります。したがって、保険の対象となる被保険自動車の用途車種などを正しく確認することが重要です。

本章では、自動車の用途車種区分、型式別料率クラスや安全装置等について説明します。**注**

注 保険商品の内容は保険会社ごとに異なります。詳細については、各社の保険約款・契約規定等を確認してください。

2-3-1 | 自動車の用途車種区分

第1節の
学習時間  およそ
12分

(1) 自動車の定義

自動車保険における自動車とは、道路運送車両法第2条第2項にいう「自動車」および同条第3項にいう「原動機付自転車」をいいます。



普通貨物車



普通乗用車



軽自動車



原動機付自転車



参考

道路運送車両法第2条

第2項 この法律で「自動車」とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、次項に規定する原動機付自転車以外のものをいう。

第3項 この法律で「原動機付自転車」とは、国土交通省令で定める総排気量又は定格出力を有する原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具をいう。

デジタルテキスト 141

(2) 自動車の用途車種区分

① 用途車種の区分

用途車種とは、登録番号標等（車両番号標および標識番号標を含みます）上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用普通乗用車、営業用普通貨物車、二輪自動車等の区分をいいます。

自動車の用途車種は、大きく自家用と営業用に区分され、更に乗用車、バス、貨物車、タクシー等に区分され、そのほか二輪自動車、原動機付自転車もあります。

また、乗用車は、排気量等により、普通乗用車、小型乗用車、軽四輪乗用車に区分され、更に貨物車は、最大積載量により、普通貨物車、小型貨物車、軽四輪貨物車等に区分されます。

なお、自賠責保険と任意の自動車保険とでは取扱いが異なります **▲注**。

▲注 例えば、乗用車は、自動車保険では自家用普通乗用車または自家用小型乗用車に区分されますが、自賠責保険では自家用乗用自動車のみとなります。

デジタルテキスト 142

● 主な用途車種区分（抜粋）

下表は、用途車種の標準的な区分、分類番号（P.006参照）、塗色を記載しています。

自動車保険		自賠責保険			登録番号標・ 車両番号標	塗色	
用途車種区分		車種		申込書・ 証明書の 記載	分類番号		
自家用普通貨物車	最大積載量 0.5トン以下	普通貨物 自動車	自家用	最大積載量 が2トン 以下のもの	普貨（自） 以下	1,10～19,100～1ZZ	白地に 緑文字
	最大積載量 0.5トン超2トン以下						
	最大積載量2トン超	普通貨物 自動車	自家用	最大積載量 が2トンを 超えるもの	普貨（自） 超		
自家用バス ▲注1		乗合自動車 ▲注1 (自家用)		乗合（自）	2,20～29,200～2ZZ 5,50～59,500～5ZZ 7,70～79,700～7ZZ	白地に 緑文字	
自家用普通乗用車		自家用乗用自動車		自乗	3,30～39,300～3ZZ	白地に 緑文字	
自家用小型乗用車					5,50～59,500～5ZZ 7,70～79,700～7ZZ		
自家用小型貨物車		小型貨物自動車 (自家用)		小貨（自）	4,40～49,400～4ZZ 6,60～69,600～6ZZ	白地に 緑文字	

デジタルテキスト 143

自家用軽四輪貨物車		軽自動車（検査対象車）		軽（対）	Ⓛ40～49,400～4ZZ 600～6ZZ	黄地に 黒文字	
自家用軽四輪乗用車					Ⓛ50～59,500～5ZZ 700～7ZZ		
自家用二輪自動車		小型二輪自動車		小二	なし,1または2	白地に 緑文字	
		軽自動車（検査対象外車）		軽（外）			
営業用普通貨物車	最大積載量 2トン以下	普通貨物 自動車	営業用	最大積載量 が2トン 以下のもの	普貨（営） 以下	1,10～19,100～1ZZ	緑地に 白文字
	最大積載量 2トン超	普通貨物 自動車	営業用	最大積載量が 2トンを 超えるもの	普貨（営） 超		
営業用バス 注1		乗合自動車 注1 （営業用）		乗合（営）	2,20～29,200～2ZZ 5,50～59,500～5ZZ 7,70～79,700～7ZZ	緑地に 白文字	
営業用乗用車	A〔六大都市 注2 のハイヤー〕	営業用乗用自動車 （ハイヤー）		営乗 （ハイヤー）	3,30～39,300～3ZZ 5,50～59,500～5ZZ 7,70～79,700～7ZZ	緑地に 白文字	
	B〔六大都市 注2 のタクシー〕	営業用乗用自動車 （タクシー）		営乗 （タクシー）			
	C〔六大都市 注2 以外のハイヤー・ タクシー〕	営業用乗用自動車		営乗			
	D〔個人タクシー〕	営業用乗用自動車 （個人タクシー）		営乗 （個人）			
営業用小型貨物車		小型貨物自動車 （営業用）		小貨（営）	4,40～49,400～4ZZ 6,60～69,600～6ZZ	緑地に 白文字	
営業用軽四輪貨物車		軽自動車 （検査対象車）		軽（対）	Ⓛ40～49,400～4ZZ 600～6ZZ	黒地に 黄文字	
営業用二輪自動車		小型二輪自動車		小二	なし,1または2	緑地に 白文字	
		軽自動車（検査対象外車）		軽（外）			
一般原動機付自転車		一般原動機付自転車		一般原付	—	—	
特定小型原動機付自転車		特定小型原動機付自転車		特定小型原付	—	—	

注1 乗用車とバス・乗合自動車の区分については、自動車検査証に記載の定員が10名以下の自動車を乗用車とし、11名以上の自動車をバス・乗合自動車としています。

注2 六大都市とは、東京都の特別区、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市および神戸市をいいます。

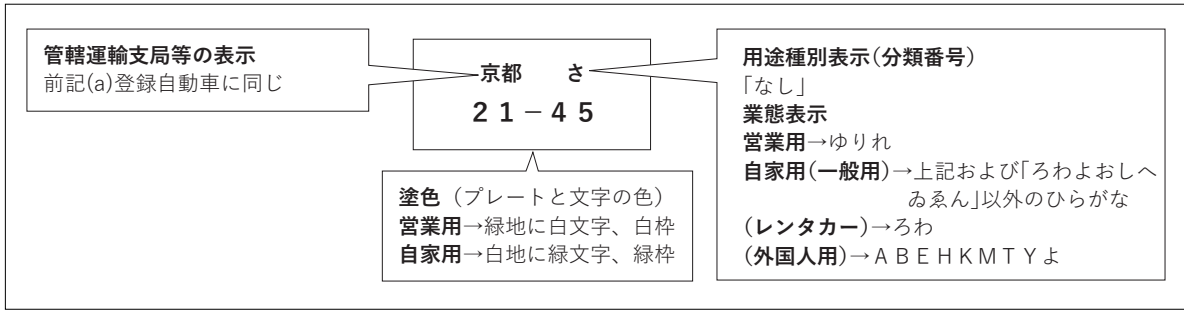


参考

特定小型原動機付自転車の車両区分の新設

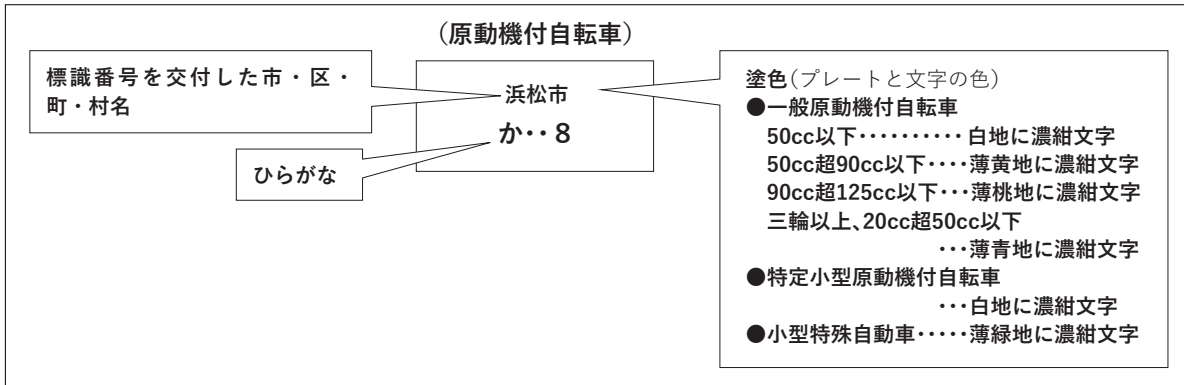
2023（令和5）年7月1日施行の改正道路交通法により、従来の原動機付自転車のうち、電動機の定格出力が0.6kW以下で長さ1.9m、幅0.6m以下、かつ最高速度20km/h以下の要件を満たすものを特定小型原動機付自転車とし、それ以外のものを一般原動機付自転車とする新たな車両区分が設けられました。自賠責保険の加入義務がある電動キックボード等は、特定小型原動機付自転車に該当します。

(c) 小型二輪自動車（車両番号標）



(d) 小型特殊自動車および原動機付自転車（標識番号標）

市町村（特別区を含みます）単位に、条例によって標識の表示が義務付けられています。



▲注1 営業用とは、対価を得て人または貨物を運送するものをいい、それ以外のものを自家用といいます。

▲注2 塗色は、前記に定めるもののほか、いわゆる「図柄入りナンバープレート」については、国土交通省の定めるところによります。

b. 自動車検査証（車検証）の見方

車検証の「自家用・事業用の別」欄、「自動車の種別」欄、「用途」欄により、用途車種を確認することができます。

車検証では、登録番号や車両所有者など、被保険自動車を特定するための情報を確認することができます。また、型式番号や初度登録年月など、保険金額や保険料を決定する要素を確認することもできます。▲注

▲注 2023（令和5）年1月から電子車検証の発行が開始されています。電子車検証は、必要最小限の情報が記載されたA6サイズ相当の厚紙にICタグを貼付したものです。車検証情報はICタグに記録されており、汎用のICカードリーダーが接続されたPCや読み取り機能付きスマートフォンで、ICタグの情報を参照することができます。なお、2024（令和6）年1月からは、軽自動車（検査対象軽自動車）についても電子車検証の発行が開始されています。

【紙の車検証】

登録番号	車名	型式	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別
番号 00123					
令和 ○年 12月 ○日					
東京運輸支局長 印					

自動車登録番号又は車両番号	登録年月日/交付年月日	初度登録年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別/選否	車体の形状	
品川 300 に 1234	令和 ○年12月×日	令和 ○年12月	普通	乗用	自家用	箱型 [001]	
車名	乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量			
ABC	[194]	5人	1kg	1350kg		1625kg	
車台番号	長さ	幅	高さ	前前軸重	前後軸重	後前軸重	後後軸重
JZX110-0123456	440cm	173cm	142cm	780kg	1kg	1kg	620kg
型式	原動機の型式	排気量又は定格出力	燃料の種類	型式指定番号	類別区分番号		
E-JZX110	1JZ	2.49L KW	ガソリン	08627	0009		
所有者の氏名又は名称	淡路 太郎						
所有者の住所	東京都千代田区神田淡路町						
使用者の氏名又は名称	***						
使用者の住所	***						
使用の本拠の位置	***						
有効期間の満了する日	令和 ○年12月△日						
備考							

備考
(記載省略)
※新規登録、継続審査等の手続きの種類、自動車重量税、騒音規制・燃費基準適合などが記載されます。

車検満了日 車両所有者 車台番号 初度登録年月

第3章
被保険自動車

【電子車検証】



2 3 -2 型式別料率クラス

第2節の
学習時間およそ
6分

自家用普通乗用車、自家用小型乗用車および自家用軽四輪乗用車については、自動車の型式ごとに設定された料率クラスにより保険料が変動します。型式別料率クラスは損害保険料率算出機構が設定しており、多くの保険会社は、これを採用しています。



自家用普通乗用車



自家用小型乗用車



自家用軽四輪乗用車

デジタルテキスト 146

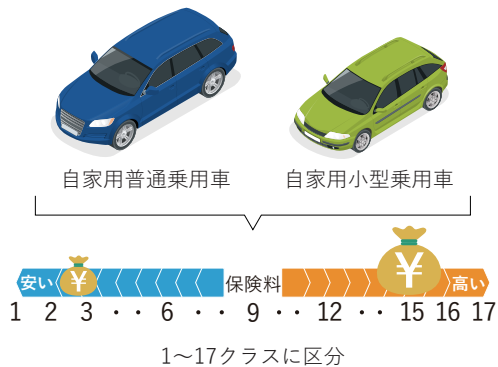
(1) 型式別料率クラスとは

型式別料率クラスとは、自動車保険における自動車ごとのリスクを「1～17」や「1～7」のクラス別に設定したものです。その数が大きくなるほど保険料が高くなり、小さくなるほど保険料が安くなります。

また、自動車の型式ごとの損害率に基づいて、原則として毎年1月にクラスの見直し **注2** が行われています。このため、被保険自動車の型式によっては、前契約で事故を起こしていない場合でも、次契約の保険料が高くなるケースがあります。

注1 自動車保険では、自動車ごとの特性（形状、構造、装備、性能）や、その自動車のユーザー層によって個々の自動車ごとにリスクの差が見られるため、それを型式単位で評価して料率クラスを設定しています。

注2 クラスの見直しの結果、リスクが低い場合は「-1」または「-2」、リスクが高い場合は「+1」または「+2」などのクラスの移動があります。



デジタルテキスト 147

(2) 型式別料率クラスの区分

型式別料率クラスは、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車および自家用軽四輪乗用車を対象に、対人賠償責任保険、対物賠償責任保険、人身傷害保険、車両保険ごとに定められ、車種ごとに次のように区分されます。

自家用普通乗用車、自家用小型乗用車の場合	1～17の17クラスに区分されています。
自家用軽四輪乗用車の場合	1～7の7クラスに区分されています。

なお、料率クラスは自動車保険車両標準価格表（以下「車価表」といいます）等で確認することができます。

デジタルテキスト 148

参考 自家用軽四輪乗用車の型式別料率クラス

2025（令和7）年1月1日以降、自家用軽四輪乗用車における型式別料率クラスのクラス数が1～3の3クラスから1～7の7クラスに拡大されました。

参考 自動車保険車両標準価格表（車価表）

車価表には、自動車の型式コード・形状、仕様、料率クラス、標準保険価額などが掲載されています。

- ★**型式コード** 車名を表わす記号で、自動車検査証の型式欄に記載されています。
- ★**（形状）** セダン、ワゴン等の名称をいいます。
- ★**仕様** 同一型式の自動車を、内装、外装、変速機等の違いで区別するもので、通常車体の外面にプレートで表示されています。
- ★**料率クラス** 自普乗、自小乗および自軽四乗の契約に適用される保険料区分。
 - ①対人料率クラス ②対物料率クラス
 - ③人傷料率クラス ④車両料率クラス

★**標準保険価額**
被保険自動車の形状・仕様のいずれか一方または両方について確認できない場合は、標準保険価額の価額帯の範囲以内の金額で協定保険価額および保険金額を定めます。

車名： ××× (小型乗用車 5××、7××) (単位：万円)

型式コード (形状)	仕 様								初 度 登録年月	標 準 保 険 価 額 / 車 両 価 格								発 売 年 月
	料率クラス									令和4 3	3	2	1/31	30	29	28	27	
	当 年	前 年	対 人	対 物	人 傷	車 両	対 人	対 物										
××××××G	8	9	8	6	5	5	4	3	●♥	215-280	155-205	140-185	130-170	115-150	100-130	90-120	80-105	
(ワゴン)	1500 ハイブリッド×× ハイブリッド△△								☺♥	215-315	155-230	140-210	130-190	115-175	100-155	90-135	80-125	25.8
									☺♥	200-300	150-225	135-205	125-185	110-170	95-145	80-125	75-115	〃
○○○○○G	5	6	6	5	3	4	4	3	●♥	200-295	150-225	135-205	125-185	115-170	95-145	80-120	70-105	
(ワゴン)	1800 1.8××								☺♥	200-295	150-225	135-205	125-185	115-170	95-145	80-120	70-105	24.5
△△△△△G	4	7	4	5	3	4	3	3	●♥	185-245	140-185	125-165	115-150	105-140	90-120	75-100	65-85	
(ワゴン)	1500 4WD 1.5××								☺♥	185-275	140-205	125-185	115-170	105-155	90-135	75-110	65-100	24.5
	1.5△△								☺♥	175-255	125-190	115-170	105-155	90-140	80-120	65-95	55-85	〃
□□□□□G	5	7	7	5	3	4	4	3	●♥	175-230	135-180	125-165	110-145	100-130	90-120	-	-	
(ワゴン)	1500 1.5××								☺♥	175-260	135-205	125-185	110-165	100-150	90-135	-	-	29.4
	1.5△△								☺♥	160-240	125-185	110-165	95-145	85-130	80-120	-	-	〃
◇◇◇◇◇G	7	9	4	5	4	5	4	3	●♥	165-215	130-170	115-150	105-140	90-120	80-105	70-95	60-80	
(ワゴン)	1500 1.5××								☺♥	165-245	130-190	115-175	105-155	90-140	80-120	70-105	60-95	24.5
	1.5△△								☺♥	150-220	120-175	105-160	95-140	80-125	70-105	60-95	55-85	〃

(注) エアコンは常装備されています。

- ★**普通乗用車・小型乗用車でエアコン・クーラーの装着がない場合**
該当するエアコン・クーラー減算額を勘案して、被保険自動車の協定保険価額（保険金額）を定めます。
- ★**普通貨物車・小型貨物車・軽四輪乗用車・軽四輪貨物車の場合のエアコン・クーラーの取扱い**
エアコン・クーラーを常装備している自動車は、仕様欄に*印が付され、エアコン・クーラー装着車の価格が掲載されています。なお、エアコン・クーラーを常装備していない自動車が、エアコン・クーラーを装着している場合はエアコン・クーラー加算額を勘案して、被保険自動車の協定保険価額（保険金額）を定めます。

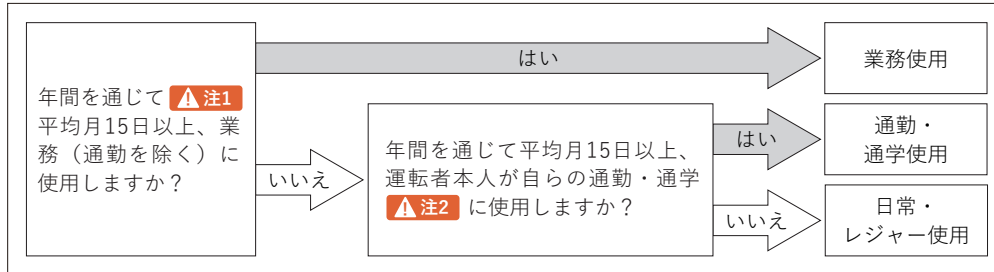
(注) 安全装置等の装備の表示（●♥等のマーク）は、保険会社により異なる場合があります。詳細は各保険会社の車価表等で確認してください。

2 3 -3 使用目的

第3節の
学習時間およそ
3分

リスク細分型の自動車保険では、被保険自動車の使用目的により保険料が異なります。例えば、使用目的には「業務使用」「通勤・通学使用」「日常・レジャー使用」などの区分があります。これらの使用目的により保険料が異なるため、使用実態を確認する必要があります。

使用目的の例



注1 「年間を通じて」とは、始期日時点（保険期間の途中で使用目的が変更になった場合はその時点）以降1年間をいいます。

注2 「通勤・通学」には、通勤先、通学先およびこれらへの経由地（自宅の最寄り駅等）への送迎を含みません。

参考 ▶ テレマティクス保険



テレマティクス保険とは、テレマティクス（テレコミュニケーション〈通信〉とインフォマティクス〈情報工学〉との造語）を利用して、自動車の走行距離や運転者ごとの特性などの運転情報を収集・分析し、その情報をもとに保険料を算出する仕組みを持つ自動車保険をいいます。


わが国では、ここ数年、各保険会社においてテレマティクス保険の開発が進んできています。わが国でのテレマティクス保険は、主に2つのタイプに分類できます。1つは、自動車の走行距離を測定し、それに応じて保険料を個別に算出する「走行距離連動型（PAYD型）」といわれるものです。もう1つは、自動車に設置した端末から運転行動に関する情報を集め、保険料を算出する「運転行動連動型（PHYD型）」といわれるものです。最近の動向をみると、カーナビゲーションシステムやドライブレコーダー、スマートフォンなどのIT機器を活用して、運転速度や急発進・急ブレーキの回数といった運転者ごとの運転行動の特性をリアルタイムに把握し、保険料に反映させる「運転行動連動型」の開発が進められています。

2 3 -4 その他の割引・割増

第4節の
学習時間およそ
2分

被保険自動車に安全装置等が装備された自動車や契約条件などによって、次のような割引・割増の適用を受けることがあります。

主な割(増)引	条 件
新車割引	被保険自動車が自家用乗用車（普通・小型・軽四輪）で、始期日の属する月が初度登録（検査）年月の翌月から起算して一定期間（25か月、49か月など）以内の新車であること
A S V  注1 割引	被保険自動車が衝突被害軽減ブレーキ（A E B）  注2 が装着された自家用乗用車（普通・小型・軽四輪）であり、発売後一定年数（3年など）以内の型式であること
エコカー割引	被保険自動車がハイブリッド車、電気自動車または圧縮天然ガス自動車（C N G車）である自家用乗用車（普通・小型・軽四輪）であり、初度登録（検査）年月が基準を満たす新車であること
福祉車両割引	被保険自動車が消費税が非課税となる補助装置が装備された福祉車両（車いす移動車など）であること
公有割引	被保険自動車が国または地方公共団体（都道府県、市区町村）が所有かつ使用する自動車であること
準公有割引	被保険自動車が所定の条件を満たす準公有団体が所有かつ使用する自動車であること
ノンフリート 多数割引	保険契約者、保険契約者の配偶者またはこれらの者の同居の親族などを記名被保険者として、始期日時点で2台以上の自動車を1保険証券で契約すること（台数に応じて割引率が異なります）
長期優良割引	ノンフリート等級が過去1年以上20等級で、かつ、事故有係数適用期間0年である契約が1年間無事故であること
1等級連続事故 契約割増	ノンフリート等級が1等級で、かつ、その契約において3等級ダウン事故または1等級ダウン事故が発生し、引き続き1等級が適用されること

 注1 A S Vとは、Advanced Safety Vehicleの略です。

 注2 A E Bとは、Autonomous Emergency Brakingの略です。

第4章 保険金額

デジタルテキスト 151

自動車保険では、対人賠償責任保険、対物賠償責任保険、人身傷害保険、車両保険といった保険種類（補償内容）ごとに保険金額を設定します。したがって、保険種類に応じて適切な保険金額が設定されているかを確認する必要があります。

本章では、賠償責任保険（対人・対物）、人身傷害保険、車両保険の保険金額について説明します。 **注**

注 保険商品の内容は保険会社ごとに異なります。詳細については、各社の保険約款・契約規定等を確認してください。

2-4-1 賠償責任保険（対人・対物）

第1節の
学習時間  およそ
1分

(1) 対人賠償責任保険

対人賠償責任保険の保険金額は、人身事故の高額判例が出ている（P.017参照）こともあり、「無制限」で設定するのが一般的になっています。



デジタルテキスト 152

(2) 対物賠償責任保険

対物賠償責任保険の保険金額も、対人賠償責任保険と同様に、物損事故について多額の賠償金の負担が発生する可能性がある（P.018参照）ため、「無制限」で設定するのが一般的になっています。



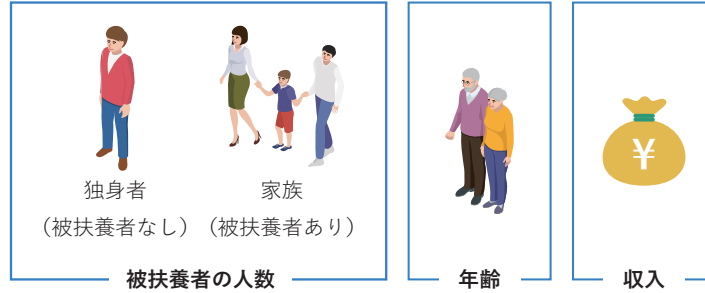
デジタルテキスト 153

2 4 -2 人身傷害保険

第2節の
学習時間およそ
1分

人身傷害保険の保険金額は、被保険者の年齢や収入、被扶養者の人数などを考慮して設定する必要があります。例えば、高齢者しか搭乘しない自動車に高い保険金額を設定しても、実際にはそれを下回る額の保険金しか支払われないということが起こり得ます。このため、保険会社が例示する「総損害額の目安」を基に適切な額の保険金額を設定するのが一般的になっています。

被保険者の年齢・収入、被扶養者の人数を考慮し保険金額を設定



デジタルテキスト 154

(1) 車両価額協定保険特約

① 保険価額の協定

本来、保険金額は保険価額をもとに設定しますが、自動車の保険価額は保険期間中においても、減価が著しく、使用状態により評価額が大きく異なることがあります。このため、全損時における時価評価をめぐり被保険者とトラブルになる場合があります。

このトラブルを避けるために、「車両価額協定保険特約」が車両保険に自動付帯（セット）されているのが一般的です（P.072参照）。

この特約は、保険契約者または被保険者と保険会社との間で契約締結時における市場販売価格相当額 **▲注** を保険価額として協定し、その協定した保険価額と保険金額を保険期間中は常に一致させるというものです。

▲注 市場販売価格相当額とは、被保険自動車と同一車種、同年式で同じ損耗度の自動車を購入する場合の価格のことで、時価額のことを指します。

デジタルテキスト 155

② 保険金額の設定

この市場販売価格相当額は、車価表等に掲載された価格帯の範囲内の金額で設定するのが一般的です。

具体的には、被保険自動車の車名、型式、形状、仕様、初度登録年月（軽四輪乗用車および軽四輪貨物車の場合は初度検査年月）を確認し、車価表等の車両価格欄に掲載されているその自動車の初度登録年月に該当する価格帯の範囲以内の金額で保険金額を設定します。

【車価表】

型式 コード (形状)	軽四輪クラス						初 度 登 録 年 月	標準保険価額 / 車両価格										発 売 年 月
	前年		前年		前年			令和4	3	3	2	1/31	30	29	28	27		
	対人	対物	対人	対物	対人	対物		初年度登録後 1年未満	初年度登録後 1年以上									
*****G	8	9	8	6	5	5	4	3	▼	215-280	155-205	140-185	130-170	115-150	100-130	90-120	80-105	
(ワゴン)	1500	ハイブリッド××	○	○	○	○	○	○	○	215-315	155-230	140-210	130-190	115-175	100-155	90-135	80-125	25.8
		ハイブリッド△△	○	○	○	○	○	○	○	200-300	150-225	135-205	125-185	110-170	95-145	80-125	75-115	#
○○○○○○G	5	6	6	5	3	4	4	3	▼	200-295	150-225	135-205	125-185	115-170	95-145	80-120	70-105	
(ワゴン)	1800	1.8××	○	○	○	○	○	○	○	200-295	150-225	135-205	125-185	115-170	95-145	80-120	70-105	24.5
△△△△△G	4	7	4	5	3	4	3	3	▼	185-245	140-185	125-165	115-150	105-140	90-120	75-100	65-85	
(ワゴン)	1500	4WD 1.5××	○	○	○	○	○	○	○	185-275	140-205	125-185	115-170	105-155	90-135	75-110	65-100	24.5
		1.5△△	○	○	○	○	○	○	○	175-255	125-190	115-170	105-155	90-140	80-120	65-95	55-85	#
□□□□□G	5	7	7	5	3	4	4	3	▼	175-230	135-180	125-165	110-145	100-130	90-120	-	-	
(ワゴン)	1500	1.5××	○	○	○	○	○	○	○	175-260	135-205	125-185	110-165	100-150	90-135	-	-	29.4
		1.5△△	○	○	○	○	○	○	○	160-240	125-185	110-165	95-145	85-130	80-120	-	-	#
○○○○○○G	7	9	4	5	4	5	4	3	▼	165-215	130-170	115-150	105-140	90-120	80-105	70-95	60-80	
(ワゴン)	1500	1.5××	○	○	○	○	○	○	○	165-245	130-190	115-175	105-155	90-140	80-120	70-105	60-95	24.5
		1.5△△	○	○	○	○	○	○	○	150-220	120-175	105-160	95-140	80-125	70-105	60-95	55-85	#

デジタルテキスト 156

(2) 免責金額（自己負担額）の設定

車両保険では、免責金額（自己負担額）を設定することにより、保険料の負担を軽減することができます。

ただし、免責金額（自己負担額）を設定した契約では、万が一、事故が発生した場合には、保険契約者は、その免責金額分を自己負担しなければなりません。また、事故の回数に応じて免責金額（自己負担額）が増えていく契約では、2回目以降の事故では自己負担額が増えることについて注意する必要があります。

なお、事故の相手方から損害賠償金が支払われた場合、保険約款に基づき、その額は優先して免責金額（自己負担額）に充当されることになります。

修理代



デジタルテキスト 157

第5章 ノンフリート等級別料率（保険事故実績） デジタルテキスト 158

ノンフリート契約では、前契約の有無、前契約における事故の有無等により「ノンフリート等級」および「事故有係数適用期間」を決定し、これらに対応する「ノンフリート等級別料率」を適用します。これを「ノンフリート等級別料率制度」といいます。 **▲注**

▲注 保険商品の内容は保険会社ごとに異なります。詳細については、各社の保険約款・契約規定等を確認してください。

2 [5] -1 | ノンフリート等級別料率制度

第1節の
学習時間  およそ
18分

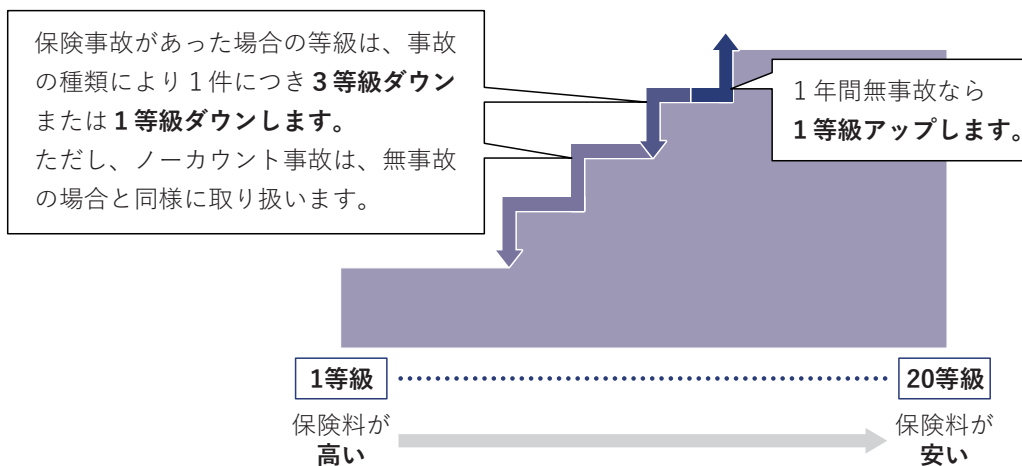
(1) ノンフリート等級別料率

① 等級区分と無事故・事故有

ノンフリート等級別料率制度は、「1～20等級」の等級区分と「無事故・事故有」の区分から構成され、保険事故の実績に応じて、保険料の割引または割増が適用されます。

具体的には、保険金を支払う事故、区分、件数および事故有係数適用期間等により、「等級」および「無事故」または「事故有」の区分を適用します。例えば、前契約の保険期間1年間に保険事故がなかった場合の新契約の等級は1等級上がり、保険事故があった場合の新契約の等級は、事故の種類により1件につき3等級または1等級下がります。また、保険事故があった場合には、事故有の割増率を適用しますが、その間の事故件数や事故の種類により、事故有係数の適用期間が異なります。 **▲注**

▲注 所有・使用する自動車の総付保台数が9台以下のノンフリート契約が対象となります。



デジタルテキスト 159

② 保険事故

保険事故とは、保険約款（特約を含みます）に基づき保険会社に保険金の支払責任がある事故のことをいい、次のとおり区分されます。

事故件数とは、自動車1台ごとに、前契約の保険期間内に発生した事故（未払いおよび未請求事故を含みます）の合計件数のことをいい、1回の事故について1件として数えます。

3 等級ダウン事故	<p>1 等級ダウン事故およびノーカウント事故のいずれにも該当しない事故をいいます。例えば、次の事故が該当します。この場合、等級が3つ下がり、「事故有係数適用期間」が事故1件につき3年加算されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 対人賠償責任保険に係る事故 b. 対物賠償責任保険に係る事故 c. 車両保険に係る事故（1 等級ダウン事故を除きます）
1 等級ダウン事故	<p>車両保険金のみの支払いで、その損害の原因が次のいずれかに該当する事故をいいます。この場合、等級が1つ下がり、「事故有係数適用期間」が事故1件につき1年加算されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 火災または爆発 b. 盗難 c. 騒擾または労働争議に伴う暴力行為または破壊行為 d. 台風、竜巻、洪水または高潮 e. 落書または窓ガラス破損 f. いたずら g. 飛来中または落下中の他物との衝突 h. a～gのほか、偶然な事故によって生じた損害（他物との衝突もしくは接触、または被保険自動車の転覆もしくは墜落を除きます）
ノーカウント事故	<p>1 回の事故によって支払われる保険金が、人身傷害保険金のみの事故や無保険車傷害保険金のみの事故などをいいます。ノーカウント事故については、事故件数に数えません。 ▲注</p>

▲注 車両保険無過失事故特約（P.078参照）によりノーカウント事故として取り扱われる事故も含みます。

デジタルテキスト 160

③ 新契約

新契約とは、新たに締結する保険契約をいい、継続契約 **▲注1** および中途更改 **▲注2** 後の新契約を含みます。

▲注1 継続契約とは、保険会社と締結されていた前契約と同一の保険契約者、記名被保険者および被保険自動車による保険契約で、かつ、前契約の満期日を保険期間の初日としてその保険会社と締結される新契約をいいます。

▲注2 中途更改とは、現存契約を解約し、現存契約と同一の保険契約者、記名被保険者および被保険自動車による保険契約を、その解約日を保険期間の初日として同一の保険会社と締結することをいいます。なお、保険契約者の同一性を中途更改の要件としない保険会社もあります。

デジタルテキスト 161

④ 前契約

前契約 **▲注1** とは、次の a～c の条件をすべて満たす保険契約をいいます。

a. 新契約と記名被保険者が同一であること

なお、記名被保険者の変更があっても、次の変更であれば、記名被保険者が同一とみなされます。

- (a) 配偶者（内縁関係にある者などを含みます）間の変更
- (b) 同居の親族 **▲注2** 間の変更
- (c) 記名被保険者の配偶者の同居の親族 **▲注2** への変更
- (d) 所有権留保条項付売買契約により売買された自動車について、自動車販売業者から購入者への変更
- (e) 法人の合併、分離・独立、会社分割による変更
- (f) 法人の組織変更による変更
- (g) 事業譲渡に伴う法人間の変更
- (h) 個人事業主・法人間の変更（個人事業主である記名被保険者が法人を新設した場合や、法人の解散後の事業を個人事業主が承継した場合などの変更） 等

b. 新契約と被保険自動車が同一であること **▲注3**

c. 新契約の保険期間の初日を含めて過去13か月以内に保険責任を有していた保険契約のうち、最も遅く保険責任が終了した契約であること

なお、上記 a 以外に記名被保険者の変更があった場合で、その変更が被保険自動車の譲渡 **▲注4** 以外の理由によるときは、記名被保険者に変更がないものとして等級を適用したときに、新契約の等級、事故有係数適用期間が次の(a)(b)のいずれかに該当する場合は、変更後の保険契約を変更前と同一の記名被保険者による保険契約とみなして取り扱います。

- (a) 新契約の等級が1～5等級となるもの
- (b) 上記(a)以外で新契約の事故有係数適用期間が1～6年となるもの **▲注5**

ただし、貸借契約により有償で貸借されているリースカーを被保険自動車とする保険契約について記名被保険者を変更する場合は除きます。

▲注1 前契約には、他の保険会社または所定の共済との契約も含まれます。

▲注2 親族とは、6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。

▲注3 車両入替処理規定（P.219～P.221参照）に定める同一用途車種区分に該当する新規取得自動車または所有自動車に入れ替えられた場合も被保険自動車が同一とみなされます。

▲注4 被保険自動車の譲渡について、自動車検査証等により確認されたものに限りです。

▲注5 この場合、ノンフリート等級は継承せずに、新契約の等級は6等級（新規契約）とします（事故有係数適用期間は継承します）。

(2) 等級の決定

① 前契約がない場合の新契約

a. 1台目の契約

前契約がない場合の新契約は6等級（新規契約）**▲注1** となります。この場合、事故有係数適用期間は0年となります。

b. 2台目以降の契約（複数所有新規）

前契約のない2台目以降の自動車を被保険自動車として、新たに自動車保険を契約する場合で、複数所有新規の適用条件を満たすときは7等級（新規契約）**▲注2** となります。この場合、事故有係数適用期間は0年となります。

<複数所有新規の適用条件>

- ・既に11等級以上の自動車保険を契約していること
- ・1台目および2台目以降の被保険自動車が、いずれも自家用8車種（P.219参照）であること
- ・2台目以降の契約の記名被保険者および被保険自動車の所有者が個人であり、それぞれ次のいずれかに該当すること

記名被保険者	被保険自動車の所有者
<ul style="list-style-type: none"> ・1台目の契約の記名被保険者 ・1台目の契約の記名被保険者の配偶者 ・1台目の契約の記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 	<ul style="list-style-type: none"> ・1台目の契約の被保険自動車の所有者 ・1台目の契約の記名被保険者 ・1台目の契約の記名被保険者の配偶者 ・1台目の契約の記名被保険者またはその配偶者の同居の親族

▲注3 **▲注4**

▲注1 保険会社によっては、6等級(S)と表示します。

▲注2 保険会社によっては、7等級(S)と表示します。

▲注3 配偶者には内縁関係にある者などを含みます。

▲注4 被保険自動車の所有者については、被保険自動車が所有権留保条項付売買契約により売買された自動車である場合はその買主、リースカー（リース業者が1年以上を期間とする貸借契約に基づき有償で貸し出す自動車をいいます）である場合はその借受人とします。

② 前契約がある場合の新契約

前契約における事故件数、保険期間をもとに、次のように適用します。

a. 新契約の始期日が次のいずれかに該当する場合

- ・前契約の満期日または前契約の満期日の翌日から起算して7日以内の日
- ・前契約の解約日または前契約の解約日の翌日から起算して7日以内の日

前契約の保険期間の1年間に事故（ノーカウント事故を除きます。以下同様）がなければ、前契約の等級に1を加えた等級が新契約の等級となります。前契約の保険期間が1年に満たない場合には、事故がなくても等級は進みません。

前契約において事故があった場合には、1事故につき前契約の等級から3または1を減じた等級が新契約の等級となります。この場合は、前契約の保険期間が1年未満であっても、事故があれば等級はダウンします。

前契約の 3等級ダウン 事故件数	前契約の 1等級ダウン 事故件数	前契約の 保険期間	新契約の等級
0件	0件	1年	前契約の等級に1を加えた等級 (20等級を上限とします)
		1年未満	前契約の等級と同一の等級
	1件以上	1年 1年未満	前契約の等級から、前契約の1 等級ダウン事故件数1件につき 1を減じた等級（1等級を下限 とします)
1件以上	0件	1年 1年未満	前契約の等級から、前契約の3 等級ダウン事故件数1件につき 3を減じた等級（1等級を下限 とします)
	1件以上	1年 1年未満	前契約の等級から、前契約の1 等級ダウン事故件数1件につき 1を減じ、3等級ダウン事故件 数1件につき3を減じた等級 (1等級を下限とします)

b. 新契約の始期日が次のいずれかに該当する場合

- ・前契約の満期日の翌日から起算して8日以後13か月以内の日
- ・前契約の解約 **▲注1** 日の翌日から起算して8日以後13か月以内の日
- ・前契約の解除 **▲注2** 日（失効となった場合は失効日）またはその解除日の翌日から起算して13か月以内の日

前契約の満期日または解約日の翌日から起算して8日を経過してしまった場合、前契約の等級が7等級（新規契約）または7～20等級のときの新契約の等級は6等級が適用されます。また、前契約の等級が1～6等級であれば、13か月間は前契約の等級がそのまま新契約にも適用されます（前契約が解除または失効となった場合も同様です）。

前契約の3等級ダウン事故件数	前契約の1等級ダウン事故件数	前契約の保険期間	新契約の等級
0件	0件	1年	<ul style="list-style-type: none"> ・前契約の等級が1～6等級の場合は前契約の等級と同一の等級 ・前契約の等級が6等級（新規契約）、7等級（新規契約）または7～20等級の場合は6等級
		1年未満	<ul style="list-style-type: none"> ・前契約の等級が1～6等級または6等級（新規契約）の場合は前契約の等級と同一の等級 ▲注3 ・前契約の等級が7等級（新規契約）または7～20等級の場合は6等級
	1件以上	1年 1年未満	<ul style="list-style-type: none"> ・前契約の等級から、前契約の1等級ダウン事故件数1件につき1を減じた等級（6等級を上限、1等級を下限とします）
1件以上	0件	1年 1年未満	<ul style="list-style-type: none"> ・前契約の等級から、前契約の3等級ダウン事故件数1件につき3を減じた等級（6等級を上限、1等級を下限とします）
	1件以上	1年 1年未満	<ul style="list-style-type: none"> ・前契約の等級から、前契約の1等級ダウン事故件数1件につき1を減じ、3等級ダウン事故件数1件につき3を減じた等級（6等級を上限、1等級を下限とします）

▲注1 解約とは、保険契約者の請求により現存契約を終了させることをいいます。

▲注2 解除とは、保険料の不払いなどにより、保険会社が現存契約を消滅させることをいいます。

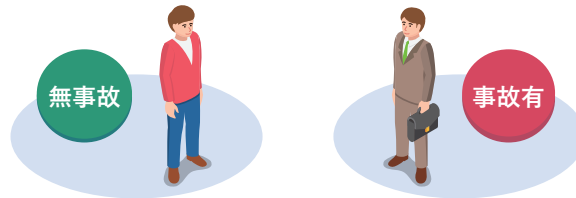
▲注3 6等級（新規契約）の場合の前契約の等級と同一の等級は、6等級（新規契約）となります。

(3) 無事故・事故有の区分の決定と事故有係数適用期間

① 無事故・事故有の区分

前契約で事故があった保険契約者は、事故がなかった保険契約者と比べて事故を起こす確率が高いことから、保険契約者間の保険料負担の公平性を確保するため、ノンフリート等級別割増引率を「無事故」の割増引率と「事故有」の割増引率の2つに区分しています。

ノンフリート等級別割増引率



2つに区分

デジタルテキスト 166

② 事故有係数適用期間

事故有係数適用期間とは、「事故有」の割増引率（係数）を適用する期間（始期日における残りの適用年数）のことをいい、契約ごとに事故有係数適用期間を設定します（6年を上限、0年を下限とします）。

契約の事故有係数適用期間が1～6年の場合は「事故有」の割増引率（係数）を、事故有係数適用期間が0年の場合は「無事故」の割増引率（係数）を適用します。

事故有係数適用期間	割増引率（係数）の適用区分
1～6年	「事故有」の割増引率（係数）を適用
0年	「無事故」の割増引率（係数）を適用

事故有係数を適用する期間は、前契約に事故があった場合、3等級ダウン事故1件につき3年、1等級ダウン事故1件につき1年を加算されます（事故有係数適用期間の上限は6年です）。反対に、前契約が無事故で推移すれば、保険期間が1年経過するごとに事故有係数を適用する期間が1年減っていきます。

前契約の発生事故	事故有係数適用期間
3等級ダウンの事故が1件	+3年
1等級ダウンの事故が1件	+1年
無事故	-1年

【事故有係数の適用例】

事故有係数適用期間「0年」の契約において、15等級で3等級ダウン事故が1件発生し、その後、3年間無事故で推移した場合の例

	事故発生年	1年後	2年後	3年後	4年後
無事故の割増引率	15等級で3等級ダウン事故発生				1等級アップして15等級
事故有の割増引率		3等級ダウンして12等級	1等級アップして13等級	1等級アップして14等級	
事故有係数適用期間	0年	(+3年) 3年	(-1年) 2年	(-1年) 1年	(-1年) 0年

← 事故有係数適用期間（3年間） →

2 5 -2 ノンフリート等級の継承

第2節の
学習時間およそ
5分

(1) 特則

次のようなノンフリート等級を継承する特則等があります。

① 中断特則

② ノンフリート 保険期間通算特則

③ ノンフリート 等級継承期間の 延長に関する特則

デジタルテキスト 168

① 中断特則

被保険自動車の廃車・譲渡や記名被保険者の海外渡航などに伴い、保険契約を中断した場合に適用できる制度として「中断特則」があります。

この特則により、保険契約を中断しても一定条件を満たす場合には、中断日（または出国日）の翌日から起算して10年間は、中断前の保険契約（以下「旧契約」といいます）を前契約とみなしてノンフリート等級別料率の定めを適用して決定したノンフリート等級および事故有係数適用期間を、中断後の保険契約（以下「新契約」といいます）に適用することができます。

なお、この特則を適用するためには、旧契約の満期日（または解約日）の翌日から起算して一定の期間（13か月、5年など）以内に、保険契約者から保険会社に中断証明書の発行依頼があることが必要となります。

したがって、契約引受けの際は、必ず保険契約者に対して、中断特則の概要や手続きの方法について説明しておく必要があります。

中断証明書は、旧契約を前契約としてノンフリート等級別料率の定めを適用した場合の新契約のノンフリート等級が7～20等級となる保険契約で、次のいずれかに該当するときに発行することができます。

a. 旧契約の保険期間中に、次のいずれかに該当する事由が発生していること

- ・被保険自動車の廃車、譲渡、返還、車検切れ、一時抹消、盗難
- ・被保険自動車の他の所有自動車の保険契約への車両入替

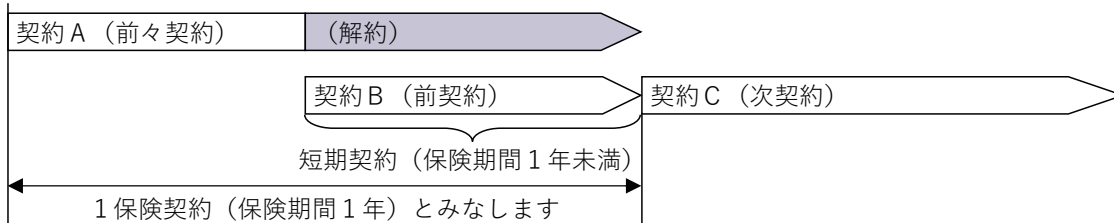
b. 記名被保険者が海外渡航する場合で、中断日が、記名被保険者の出国日の6か月前の日以降にあり、かつ、その契約が記名被保険者の帰国日前に締結した最後の保険契約であること

デジタルテキスト 169

② ノンフリート保険期間通算特則

保険期間の途中で保険契約を解約して新契約を引き受ける場合等に、ノンフリート等級の進行や事故有係数適用期間の減少が遅れるデメリットを回避することができる特則です。

【解約前後の保険契約を通算して1保険契約とみなす方法】



※保険期間の途中で契約 A (前々契約) を解約し、契約 B (前契約) を締結する場合において、契約 A (前々契約) および契約 B (前契約) の 2 つの保険契約を通算して 1 保険契約としてみなし、契約 C (次契約) に適用するノンフリート等級および事故有係数適用期間を決定します。

デジタルテキスト 170

③ ノンフリート等級継承期間の延長に関する特則

保険契約者の長期入院等やむを得ない事由が発生し、新契約の契約手続きが満期日までにできない場合、前契約の満期日または解約日の翌日から 7 日を超え 180 日以内に手続きを行うことを条件に、満期日に継続した場合と同様のノンフリート等級および事故有係数適用期間を継承できる特則です。

デジタルテキスト 171

(2) 自動車保険の等級情報交換制度

自動車保険の等級情報交換制度（自動車保険契約確認のための情報交換制度）は、自動車保険を契約した保険会社を変更した場合であっても前契約の等級が適切に継承されるように、保険会社間で確認を行っている制度で、主なものとして次の制度があります。

① 1～5 等級・割増料率適用対象契約情報交換制度

契約者から、前年度に契約のない新たな自動車保険契約を締結したいとの申し出があった場合、適切な等級の継承確認のために、前年度の契約の有無等について損害保険会社等の間で確認する制度です。

② 無事故・事故確認制度

自動車保険を契約する損害保険会社等を変更した場合、適切な等級の継承確認のために、前年度の契約における保険事故の有無等について、損害保険会社等との間で確認する制度です。

保険会社を変更して契約の更新を行う際には、保険契約者から申告のあった等級が正しいものであるかどうかを確認することが重要となります。

デジタルテキスト 172

第6章 保険期間・保険料払込方法

デジタルテキスト 173

保険契約は、保険期間内に生じた保険事故に対して保険金を支払うものです。したがって、どのくらいの期間の補償を必要とするか、保険期間の設定が必要となります。

基本的に、自動車保険の保険料は、保険期間1年当たりで決められています。また、保険契約者の利便性を踏まえ、保険料払込方法を確認します。 **▲注**

▲注 保険商品の内容は保険会社ごとに異なります。詳細については、各社の保険約款・契約規定等を確認してください。

2-6-1 自動車保険の保険期間

第1節の
学習時間およそ
2分

(1) 保険期間

通常の保険期間は1年ですが、1年を超える期間または1年未満の期間を定めることもできます。保険責任は、保険期間の初日の午後4時に始まり（新規契約の場合は任意の時刻を設定できます）、末日の午後4時に終了します。なお、保険期間が開始しても、保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、原則として保険金は支払われません。

【保険期間の設定方法】

a. 月または年をもって保険期間を定める場合

保険期間の初日の翌日を起算日とし、その期間の最終月の保険期間の初日に相当する日を満期日とします。ただし、保険期間の初日が月の末日のときは、その期間の最終月の末日を満期日とします。

（例：1年契約の場合 初日1月18日・満期日翌年1月18日）

なお、保険期間の最終月に保険期間の初日に相当する日がない場合は、最終月の末日を満期日とします。

（例：1年契約の場合（閏年）初日2月29日・満期日翌年2月28日）

b. 日をもって保険期間を定める場合

保険期間の初日の翌日を起算日とします。

デジタルテキスト 174

(2) 契約更新（継続手続き）のサポート

満期時における継続手続きの失念等や長期の外出などで、万が一満期日までに保険契約者等と連絡がとれず補償がなくなることを防ぐため、このような場合に前年の保険契約と同条件で自動的に保険契約を更新する特約があります。この特約は、保険契約者等から更新しない旨の申し出がない場合に限り適用します。

このような継続手続き漏れを防ぐ特約があっても、代理店（保険募集人）は日頃から満期管理を的確に行う必要があります。

デジタルテキスト 175



近年では、保険契約者の利便性を踏まえ、保険料の払込方法の多様化や手続き時のキャッシュレス化が進んでいます。**注**

注 保険会社によって取扱いが異なります。

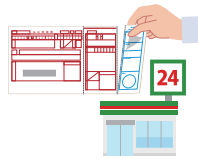
払込方法



口座振替



クレジットカード払



コンビニ払



請求書払

etc.

デジタルテキスト 176

(1) 一時払・分割払

保険期間1年の場合、保険料は一時払が基本ですが、保険料を分割して払い込む分割払もあります。分割払は、一時払に比べて保険料の払込総額が高くなります。**注1**。

保険期間が1年超となる長期契約の場合、保険料の払込方法には、長期一括払**注2**と長期分割払があります。一般的に、長期一括払は1年ごとに契約を更新して保険料を払い込む場合に比べて保険料の払込総額は安くなります。また、長期分割払には、長期年払や長期月払があり、保険期間を長期に設定することにより、通常の年払や月払よりも保険料が安く設定されるのが一般的です。

注1 分割払（月払）の場合は、一時払に対して所定の割増（5%など）を適用します。

注2 長期一括払を長期一時払と呼ぶ保険会社もあります。

月払

1 回目	2 回目	3 回目	4 回目
5 回目	6 回目	7 回目	8 回目
9 回目	10 回目	11 回目	12 回目

年払



デジタルテキスト 177

(2) 保険料の払込方法

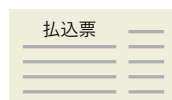
保険料の払込方法には、口座振替、クレジットカード払、コンビニエンスストアでの払込票払（以下「コンビニ払」といいます）などがあります **▲注1**。一般的には、口座振替やクレジットカード払は、分割払・一時払のいずれも選択できますが、コンビニ払などは一時払のみとなります。

また、口座振替やクレジットカード払 **▲注2** の場合、基本的には、始期日の属する月の翌月から請求します。したがって、月払の契約の場合には、最終回目の保険料の振替日が満期日以降となることがあるため注意が必要です。

主な払込方法	分割払		一時払
	月払・長期月払	長期年払	長期一括払
口座振替、クレジットカード払	○	○	○
コンビニ払、郵便局等での払込票払、請求書払（銀行等での振込み）	×	×	○

▲注1 契約内容により選択できない払込方法もあります。

▲注2 クレジットカード払の場合、請求月の取扱いが異なることがあります。



参考 団体扱・集団扱契約

団体扱契約とは、企業等を1つの「団体」として、その「団体」または「団体」の共済組合等が保険会社との間で保険料の集金契約を締結したうえで、同団体に勤務している役員・従業員が契約者となって保険契約を締結するものです。

集団扱契約とは、協同組合・医師会・下請業者の会など、所定の条件を満たす組織を1つの「集団」として、その「集団」が保険会社との間で保険料の集金契約を締結したうえで、同集団に属する者（会員等）が契約者となって保険契約を締結するものです。

代理店（保険募集人）は、団体扱契約や集団扱契約を取り扱う場合には、適用条件に合致していることを確認する必要があります。

(3) 保険料領収前に発生した事故の取扱い

保険契約においては、保険料の払込みをもって保険会社に保険金支払義務が生じる（支払責任が発生する）というのが原則であり、保険料払込み前に生じた事故については、保険金は支払われません。

なお、保険料の払込方法が口座振替またはクレジットカード払の場合については、次の取扱いとなります。

① 口座振替の場合

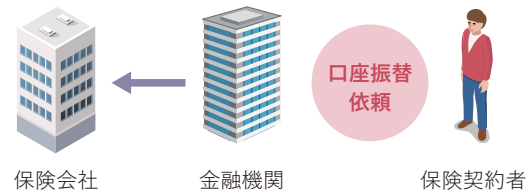
② クレジットカード払の場合

デジタルテキスト 179

① 口座振替の場合

保険料の払込期日までに保険料が払い込まれれば、保険料を払い込む前に発生した事故に対しても保険金を支払うという取扱いが一般的です。

保険料が当初の払込期日に払い込まなかった場合であっても、「払込期日の属する月の翌々月末」まで払込期日を猶予することもあります。



デジタルテキスト 180

② クレジットカード払の場合

保険契約締結後、保険会社がカード会社に、使用されるクレジットカードが有効か、支払う保険料が利用限度額内にあるかなどを確認し、保険会社がクレジットカード払を承認した段階で保険契約は有効となります。したがって、クレジットカード払による保険契約が有効とされれば、口座振替と同様、保険料を払い込む前に発生した事故に対しても保険金が支払われるという取扱いが一般的です。



デジタルテキスト 181

3

第3編

契約引受け・契約管理

学習の内容

- 第1章 自動車保険の引受け
- 第2章 保険契約の管理
- 第3章 自動車保険の事故対応
- 第4章 自動車保険の苦情対応
- 第5章 事故の防止と防犯



●デジタルテキストとの関連について

テキスト内の **デジタルテキスト 000** はデジタルテキストにおけるページ番号です。

また、本文中の（P.000参照）は、**デジタルテキスト 000** のページ番号で表記しています。

第1章 自動車保険の引受け

デジタルテキスト 183

3-1-1 引受手順の概要

第1節の
学習時間およそ
3分

ステップ1 代理店（保険募集人）の権限等に関する説明

ステップ2 顧客の意向把握

ステップ3 商品提案および重要事項説明（情報提供）

ステップ4 告知の受領・顧客の意向確認

ステップ5 契約締結

デジタルテキスト 184

ステップ1 代理店（保険募集人）の権限等に関する説明

代理店（保険募集人）が保険会社のための保険契約の締結の代理または媒介のいずれかを行う立場であること等を明示するために、自らの権限や所属保険会社の名称などについて、「保険契約申込書」や「パンフレット」などを用いて説明します。



デジタルテキスト 185

ステップ2

顧客の意向把握

① 顧客がどのような分野の補償を望んでいるか（保険種類）

自動車保険については、自動車の購入などに伴って新たに発生するリスクに備えたいとの相談を受けることなどによって、顧客がどのような分野の補償を望んでいるかについて、顧客の意向・情報を把握します。

② 顧客が求める主な補償内容

誰が自動車を運転するのか等、顧客が求める主な補償内容について、顧客の意向・情報を把握します。

③ 保険期間、保険料、保険金額に関する範囲の希望、優先する事項の有無等

上記①、②と併せ、保険期間、保険料、保険金額に関する範囲の希望、優先する事項の有無等について、顧客の意向・情報を把握します。

デジタルテキスト 186

ステップ3

商品提案および重要事項説明（情報提供）

① 商品提案

主な意向・情報に基づいて提案した商品が顧客の意向とどのように対応しているかわかりやすく説明します。

② 重要事項説明

「重要事項説明書」等を用いて、提案した商品の「契約概要」や「注意喚起情報」等について説明します。また、顧客が既に参加しているほかの保険契約に同種の特約が付帯（セット）されていないかを確認します。

デジタルテキスト 187

ステップ4

告知の受領・顧客の意向確認

① 告知の受領

「保険契約申込書」などを用いて、保険会社の定める告知事項について、正しく申告してもらい、契約条件および保険料率を決定します。

② 顧客の意向確認

「保険契約申込書」や「意向確認書面」などを用いて、顧客が選択・購入した保険商品が顧客の意向に合致しているかについて確認します。 **注**

注 保険会社によっては、意向確認書面と保険契約申込書が一体となっている場合があります。

デジタルテキスト 188

ステップ5

契約締結

① 契約意思確認

「保険契約申込書」を用いて、契約の意思確認をはじめ、契約条件などの記載内容に誤りがないかを確認します。そのうえで、申込みの意思表示の証として、保険契約者の同意の記録（署名または記名・押印等。以下同様）を取り付けます。

② 保険契約申込書（写）・意向確認書面（写）の交付、保険料の領収

「保険契約申込書」（写）や「意向確認書面」（写）を交付します。保険料を領収した場合には、併せて、保険会社所定の保険料領収証を発行します。

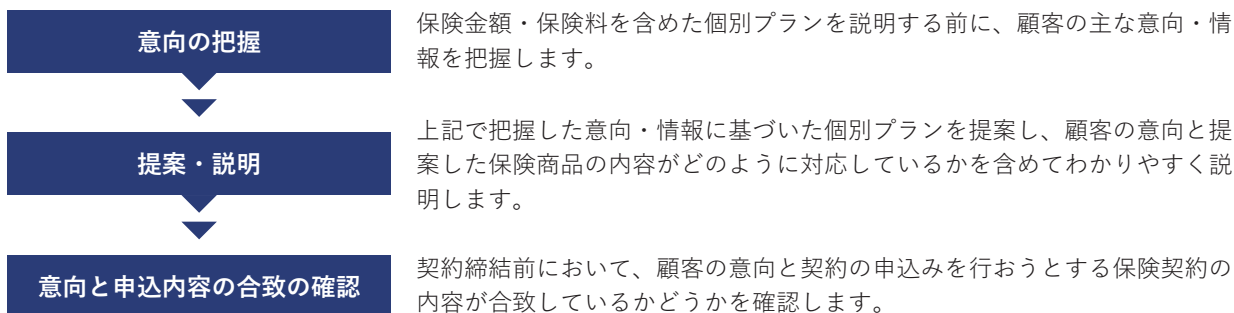


(1) 意向把握・意向確認義務

代理店（保険募集人）は、顧客が自らのニーズに合致した保険商品を適切に選択・購入できるよう、顧客の意向を把握し、これに沿った保険商品を提案する必要があります。

また、提案した保険商品の内容を説明するとともに、契約締結に際しては、顧客の意向と当該保険契約の内容が合致しているか確認する必要があります。

【損保型の意向把握・意向確認の基本的フロー】

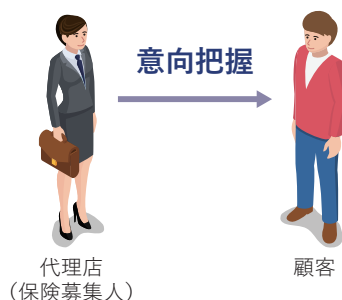


デジタルテキスト 190

① 顧客の意向把握

「保険契約申込書」や「意向確認書面」などを用いて、次の事項について、意向把握を行います。個別プランの提案前に把握する主な意向等については、所属保険会社の規定等に従い、顧客が示した意向を保険契約申込書や意向確認書面などに記録します。

なお、適切な意向把握を行ったことが確認できるツールが保存されていれば、見積書などの意向把握の過程で用いたすべてのツールや、契約に至らなかった顧客の意向把握に用いたツールは保存する必要はありません。



デジタルテキスト 191

a. 顧客がどのような分野の補償を望んでいるか（保険種類）

自動車保険については、例えば、自動車の購入などに伴って新たに発生するリスクに備えたいというような相談を受けることなどによって、顧客がどのような分野の補償を望んでいるかについて、顧客の意向・情報を把握します。

b. 顧客が求める主な補償内容

個別プランの提案に必要な事項については、事前に顧客の意向を把握する必要があります。例えば、自動車保険における運転者年齢条件や運転者の範囲を限定する特約の有無が該当します。

なお、車両保険の要否など、個別プランの内容や保険料水準等も考慮しながら加入を検討するような商品・特約等に関する事項については、遅くとも個別プランを説明する過程または説明後に、顧客の意向・情報を把握します。

c. 保険期間、保険料、保険金額に関する範囲の希望、優先する事項の有無等

上記 a、b と併せ、保険期間、保険料、保険金額に関する範囲の希望、優先する事項の有無等について、顧客の意向・情報を把握します。

デジタルテキスト 192

② 商品提案および重要事項説明

顧客の意向を踏まえ、パンフレット等を用いて、適切な保険商品を提案します。顧客が保険商品を選択・購入するための貴重な機会であるため、顧客の意向・情報と提案した保険商品の内容がどのように対応しているのか、その関係性をわかりやすく説明する必要があります。

併せて、顧客が保険商品を適切に選択・購入できるよう、保険契約の内容等について、「重要事項説明書」などを用いて説明します。また、主要な付帯サービスなど参考となるべき情報も説明します。



デジタルテキスト 193

③ 顧客の意向確認

「保険契約申込書」や「意向確認書面」などを用いて、顧客が選択・購入した保険商品が、顧客の意向に合致したものであるかについて確認します。

また、「意向確認書面」は保険契約者に交付する必要があります。



デジタルテキスト 194

(2) 情報提供義務

保険募集に際し、代理店（保険募集人）は、保険契約者等が保険契約の締結または加入の適否を判断するのに必要な情報を提供する必要があります。

具体的には、次の情報を提供しなければなりません。

【保険契約の締結または加入の適否を判断するのに必要な情報】

- a. 顧客が保険商品の内容を理解するために必要な情報（以下「契約概要」といいます）
（保険金の支払条件、保険期間、保険金額等）
- b. 顧客に対して注意喚起すべき情報（以下「注意喚起情報」といいます）
（告知義務の内容、責任開始期、契約の失効、セーフティネット等）
- c. その他保険契約者等に参考となるべき情報
（ロードサービス等の主要な付帯サービス等）

情報提供すべき具体的な内容は、保険種目等により異なりますが、保険会社は、「契約概要」「注意喚起情報」などを記載した書面「重要事項説明書」を作成し、明示しています。

デジタルテキスト 195

① 契約概要

契約概要は、顧客が保険商品を理解するために必要な事項ですので、必ず一読のうえ申込みをする必要がある旨を説明しなければなりません。また、契約概要にすべての情報を記載しているわけではないため、詳細については保険約款等を参照することや、代理店（保険募集人）等に照会することを説明する必要があります。 **▲注**

▲注 保険契約者と被保険者が異なる場合には、被保険者への情報提供義務が適用除外となる場合を除き、「契約概要」の記載事項を被保険者に必ず説明するよう保険契約者に伝える必要があります。

デジタルテキスト 196

＜自動車保険の主な項目例＞

自動車保険の主な項目のポイントは次のとおりです。

a. 商品の仕組み
<input type="checkbox"/> 自動車事故に関する相手方への賠償、自身の補償、車の補償について、補償項目（対人賠償責任保険、対物賠償責任保険、人身傷害保険、車両保険等）を明示のうえ、必要な補償を組み合わせて商品が構成されていることなどを説明します。 <input type="checkbox"/> 複雑な仕組みを有している商品の場合には、その仕組みを説明します。
b. 主な支払事由（保険金をお支払いする主な場合）
<input type="checkbox"/> 補償種目ごとに、保険金の主な支払事由を列挙して説明します。 <input type="checkbox"/> 通常の保険金のほかに臨時費用保険金等の付随的な保険金（見舞金、香典、代車費用等）があることを説明します。 ※この項目は、注意喚起情報にも該当します。
c. 主な免責事由等（保険金をお支払いできない主な場合）
<input type="checkbox"/> いわゆる免責条項に限定することなく補償内容を限定する内容を説明します。 <input type="checkbox"/> 事故が発生した場合を想定し、利用者が知っておくべきと考えられる免責条項（あるいは補償対象外条項）を説明します。 <input type="checkbox"/> 補償種目（対人賠償責任保険、対物賠償責任保険、人身傷害保険、車両保険等）ごとに、主な免責事由を列挙して説明します。 <input type="checkbox"/> 保険契約者にとって通例でないと考えられる免責事由がある場合には、その旨を説明します。 ※この項目は、注意喚起情報にも該当します。
d. 付帯（セット）できる主な特約およびその概要
<input type="checkbox"/> 主な特約の概要について説明します。 <input type="checkbox"/> 多数の特約がある場合には、付帯（セット）される頻度の高い特約およびその商品の特色となっている特約を説明します。
e. 補償される運転者の範囲
<input type="checkbox"/> 運転者の範囲を限定する場合には、その概要を説明します。 <input type="checkbox"/> 補償制限的な要素が強いことを強調して説明します。 ※この項目は、注意喚起情報にも該当します。
f. 引受条件（保険金額等）
<input type="checkbox"/> 定型的な保険金額の設定例があれば、それを説明します。 <input type="checkbox"/> 契約締結時においては契約しようとしている保険金額を再確認することが重要になるので、例えば「保険契約申込書においてご確認ください。」等とし、確認を促します。

（損保協会「契約概要・注意喚起情報（重要事項）に関するガイドライン」を基に作成）

② 注意喚起情報

注意喚起情報は、契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特に注意を喚起すべき事項ですので、必ず一読のうえ申込みをする必要がある旨を説明しなければなりません。また、注意喚起情報にすべての情報を記載しているわけではないため、詳細については保険約款等を参照することや、代理店（保険募集人）等に照会することを説明する必要があります。 **▲注**

▲注 保険契約者と被保険者が異なる場合には、被保険者への情報提供義務が適用除外となる場合を除き、「注意喚起情報」の記載事項を被保険者にも必ず説明するよう保険契約者に伝える必要があります。

デジタルテキスト 198

<自動車保険の主な項目例>

自動車保険の主な項目のポイントは次のとおりです。

a. 契約締結時における注意事項
□危険に関する重要な事項のうち、保険会社が告知を求めたもの（告知事項）について、事実を告知する義務（告知義務）があること、その告知した内容（保険契約申込書の記載内容）が事実と異なる場合には契約の解除や保険金が支払われない可能性があることなど、保険契約申込書記載にあたっての注意事項について説明します。
b. 契約締結後における注意事項
□告知事項のうち、保険会社が通知を求めたもの（通知事項）については、その内容に変更が生じたときに保険会社に遅滞なく通知する義務（通知義務）があることを説明します。
□通知がない場合には、契約の解除や保険金が支払われない可能性があることなどを説明します。
□危険の増加によって保険料を増額しても保険契約が継続できない（保険期間の途中で終了する）場合がある旨の保険約款の定めがあるときは、それがどのような場合であるかについても説明します。
c. 契約の中断制度（中断特則）
□契約の中断があってもノンフリート等級が継承できる制度の概要について説明します。 ※「中断特則」については、P.169を参照。
d. 免責金額（自己負担額）
□免責金額（自己負担額）がある場合には、その概要を説明します。

（損保協会「契約概要・注意喚起情報（重要事項）に関するガイドライン」を基に作成）

デジタルテキスト 199

【補償重複に関する説明・確認】

補償重複とは、複数の損害保険契約の締結により、同一の被保険利益について同種の補償が複数存在している状態をいいます。具体的には、自動車保険と火災保険の双方に個人賠償責任特約を付帯（セット）しているケースなどが該当します。補償が重複すると、保険料が無駄になってしまうケースがあります。

したがって、補償が重複する可能性がある場合には、補償内容の差異や保険金額を確認のうえ（例えば、海外の事故を対象としているか、保険金額は無制限となっているか）、特約等の要否を確認する必要があります。**▲注**

▲注 補償重複には、保険契約者、被保険者、補償内容のすべてが完全に同一となるケースだけでなく、それらの一部が重複しているケースもあります。

デジタルテキスト 200

○ 補償が重複する可能性がある特約の付帯（セット）例

次の表の特約が付帯（セット）された契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約（自動車保険以外の保険契約に付帯〈セット〉される特約を含みます）がほかにある場合、補償が重複することがあります。

今回契約する補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
個人賠償責任特約	火災保険等の個人賠償責任特約
人身傷害保険（人身傷害車外危険補償特約を付帯〈セット〉）	2台目以降の自動車保険の人身傷害保険（人身傷害車外危険補償特約を付帯〈セット〉）
弁護士費用特約	2台目以降の自動車保険の弁護士費用特約
原動機付自転車に関する特約（ファミリーバイク特約）	2台目以降の自動車保険の原動機付自転車に関する特約（ファミリーバイク特約）

▲注

▲注 保険・特約の名称等は、保険会社ごとに異なります。

デジタルテキスト 201

③ その他保険契約者等に参考となるべき情報

前記の①契約概要および②注意喚起情報に加え、保険契約者等に参考となるべき情報についても説明する必要があります。保険契約の締結・加入の際に合理的な判断をするために必要な事項で、保険契約の種類や性質に応じて判断されることになります。

例えば、自動車保険における付帯サービスであるレッカーけん引サービスなどの主要なロードサービス等が該当します。

なお、当該事項は、「重要事項説明書」や「パンフレット」等を用いるなどの方法による情報提供が考えられます。



デジタルテキスト 202



(1) アンダーライティング

① 契約条件と保険料率の決定

アンダーライティングとは、保険会社が、申込みのあった保険契約に関するリスク状況を調査し、「契約引受けの可否」および「契約条件と保険料率」を決定する契約引受判断全般のことをいいます。

保険制度は、1人の保険契約者が偶然の事故によって損害を被った場合に、多数の保険契約者が支払った保険料でその損害を補償するという相互扶助の仕組みで成り立っており、保険制度を維持するためには、適正な引受けを行う必要があります。そのためには、「公平の原則」に則った契約引受けが重要であり、十分なリスク状況の調査を行ったうえで、危険度に見合った保険料率を適用します。



デジタルテキスト 203

② リスクの評価と選択

a. 不良契約の排除

損害保険契約には、放火による保険金詐取を目的とするなどの道徳的節度の欠如により危険が高まる「道徳的ハザード」や、保険に加入したことによって事故防止意識が欠如する「意識的ハザード」が潜在しています。

保険料率は、損害発生確率が統計的に算出できる物理的リスクに基づいて算定されており、道徳的ハザードや意識的ハザードなどの「人的ハザード」は考慮されていません。したがって、これらの不良契約が保険集団に紛れ込めば、「大数の法則」や「公平の原則」が正常に働かなくなり、保険料率の引上げ等により一般の保険契約者の保険料の負担増につながります。

アンダーライティングの重要な目的のひとつは、保険契約者・被保険者からの告知や外観からでは判断できない人的ハザードの存在を見抜き、不良契約を排除することです。



デジタルテキスト 204

b. 逆選択への対応

アンダーライティングのもうひとつの重要な目的は、逆選択に対する対応です。逆選択とは、危険度の高いリスクに対して保険に加入する傾向が強いこと、または危険度の高い物件だけを選択して契約することをいいます。

保険契約者の逆選択にまかせておけば損害率が高くなり、それに対応するために保険会社が保険料率を引き上げれば危険度の高い者しか保険に加入せず、その結果、損害率が更に悪化するという悪循環が生じます。

したがって、契約引受けに際しては、申し込まれた契約が逆選択でないかを見極め、危険度の高いリスクに対しては、必要に応じて免責金額や縮小てん補を設定するなど、適切な契約条件を決定することが重要です。



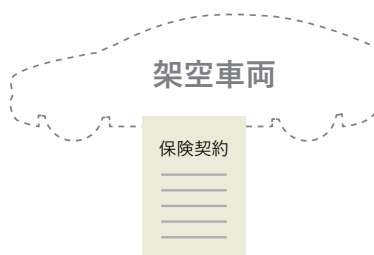
③ 不適正契約の排除

a. 架空契約

架空契約とは、保険始期日時点で、もともと存在しない自動車に対する契約や、既に廃車や譲渡済みなどの理由で被保険自動車が存在しない契約のことをいいます。

架空契約は、ノンフリート等級別料率制度において、無事故の契約を長年継続することにより割引率が高くなることを悪用し、将来、自動車を取得した際に高い割引率を不適正に適用することを意図しています。こうした行為が放置されると、本来の被保険者のリスク状況に比べて過大な割引率が適用されることとなり、保険契約者間の公平性を損ねる危険性があります。

このため、保険契約の締結にあたっては、自動車検査証等で保険始期日時点で被保険自動車が実在することや車検の有効期間内にあることなどを確認（現車確認）し、不適正契約の発生を防止することが重要です。



b. 不適正な等級継承

不適正な等級継承とは、例えば、架空の人物を経由させ、本来は等級継承ができない記名被保険者間で不適正な等級継承を行うなど、ノンフリート等級別料率継承の規定違反となるものをいいます。こうした行為が放置されると、本来のリスク状況に見合った保険料が領取できないこととなり、保険契約者間の公平性を損ねる危険性があります。

このため、保険契約の締結にあたっては、被保険自動車の使用実態を反映した記名被保険者となっているかを確認する必要があります。また、日頃から記名被保険者の変更が頻繁に行われていないかや変更が行われた場合の事実関係なども注意しておく必要があります。

c. アフター・ロス

アフター・ロス（アフロス）とは、例えば、車両保険を契約しないで車両事故を起こしてしまったため、事故後に保険契約を締結し、その後に事故が起きたように装って不正に保険金請求を行うことをいいます。これらの行為が判明した場合は、保険約款により保険契約が無効となりますが、犯罪行為として罰せられることにもなります。

アフター・ロスを未然に防ぐためには、保険契約締結時または車両入替時における現車の確認が有効です。これにより被保険自動車に損傷がないか（既に事故が発生していないか）を確認することができます。

デジタルテキスト 207

(2) 契約内容の確認

① 告知義務

a. 告知義務とは

告知義務とは、保険契約締結時に、あらかじめ保険会社が定める危険に関する重要な事項のうち、保険会社が定めたもの（告知事項）について、保険契約者または被保険者が保険会社に告知しなければならない義務のことをいいます。

自動車保険では、契約条件や保険料率を決定するにあたり、告知は極めて重要であるため、代理店（保険募集人）は、保険契約者や被保険者に告知の重要性を説明したうえで、正しく告知してもらう（質問に答えてもらう）必要があります。

b. 自動車保険の主な告知事項

- (a) 被保険自動車の登録番号（車両番号）
- (b) 被保険自動車の使用目的（リスク細分型の自動車保険の場合）
- (c) 記名被保険者の運転免許証の色（リスク細分型の自動車保険の場合）
- (d) 記名被保険者の生年月日
- (e) 前契約における保険事故の有無

▲注

▲注 告知事項は、保険商品によって異なる場合があります。

デジタルテキスト 208

c. 告知義務に違反した場合

保険契約者または記名被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険会社は保険契約者に対する書面による通知をもって、その保険契約を解除することができます。**▲注1**

ただし、保険会社が告知義務違反の事実を知っていた場合、または過失によって知らなかった場合や、保険会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、正しい告知を妨げたり、嘘の告知をするように勧めたりした場合には、その保険契約を解除することはできません。

告知義務違反により保険契約を解除した場合、保険会社は解除前に発生した事故に対して、原則として保険金を支払いません。また、既に支払った保険金があれば、その返還を求めることができます。**▲注2**


▲注1 保険会社が解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合、または保険契約締結時から5年を経過した場合、保険会社は保険契約を解除することはできません。


▲注2 告知しなかった事実と事故発生の上に因果関係がない場合には、保険金が支払われます。例えば、被保険自動車の使用目的を誤って告知していた場合で、被保険自動車を自宅の駐車場に駐車中に盗まれてしまった損害については、車両保険の保険金支払いの対象になります。

② 契約内容の確認

自動車保険の契約締結の際には、顧客の意向確認のほか、告知事項に基づき契約条件を決定し、正しい保険料率を適用することが重要となります。

次の項目は、保険料の決定や事故があった際の保険金支払い等に係る主な重要項目ですので、「保険契約申込書」の記載内容に誤りがないか確認を促す必要があります。

確認項目	確認内容・ポイント
<input type="checkbox"/> 被保険自動車の属性	<ul style="list-style-type: none"> ○被保険自動車の車名・型式・仕様・登録番号・車台番号・初度登録（検査）年月・排気量を確認します。 ○被保険自動車に適用する「用途車種区分」を確認します。 ○型式別料率クラスを確認します（自家用普通乗用車、自家用小型乗用車および自家用軽四輪乗用車のみ）。 ○自動車の装備・装置等について確認します。
<input type="checkbox"/> 記名被保険者の属性	<ul style="list-style-type: none"> ○記名被保険者を確認します。 ○運転者の範囲を確認します。 ○運転者を限定するかどうかを確認します。 ○運転者年齢条件を確認します。
<input type="checkbox"/> リスク細分型の自動車保険の場合	<ul style="list-style-type: none"> ○被保険自動車の使用目的を確認します。 ○記名被保険者の運転免許証の色を確認します。
<input type="checkbox"/> 補償内容	<ul style="list-style-type: none"> ○重要事項説明書を用いて、補償内容（特約を含みます）について、希望する内容と一致しているかを確認します。
<input type="checkbox"/> 保険金額・免責金額（自己負担額）	<ul style="list-style-type: none"> ○補償内容（対人賠償責任保険、対物賠償責任保険、人身傷害保険、車両保険等）ごとに保険金額を確認します。 ○車両保険の免責金額（自己負担額）を確認します。
<input type="checkbox"/> 車の保有台数	<ul style="list-style-type: none"> ○総付保台数を確認し、ノンフリート契約となるかフリート契約となるかを確認します。
<input type="checkbox"/> 団体扱、集団扱の条件	<ul style="list-style-type: none"> ○保険契約者または被保険者について、それぞれ適用条件に合致しているかを確認します。
<input type="checkbox"/> その他	<p>新たに自動車保険を引き受ける場合には、次の点を確認します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○複数所有新規契約に該当しないか ○自動車保険の中断証明書を有していないか

 **注** 保険期間中に団体扱・集団扱で契約している人が適用条件に合致しなくなった場合（退職等）の手続き漏れがないよう注意しなければなりません。

③ 意向確認・契約意思の確認

顧客の意向と実際の契約内容が合致しているかを確認するため、意向を把握した事項に加え、被保険自動車の用途車種や使用目的、運転者の範囲や年齢条件、記名被保険者の運転免許証の色などに誤りがないかなどについて、保険契約者に確認してもらう必要があります。この場合の意向の確認は、意向確認書面や保険契約申込書のチェック欄などを用います。

保険契約締結の際は、保険契約者の意思確認のために、保険契約申込書の記載内容に誤りがないかを保険契約者に十分に確認してもらったうえで、申込みの意思表示の証として、保険契約者の同意の記録を取り付ける必要があります。



第2章 保険契約の管理

デジタルテキスト 212

保険商品は形のない商品であるため、「売ったら終わり」ではなく、むしろ「売ってから」のメンテナンスやアフターフォローをすることが大切です。そのため契約締結後における契約管理も、代理店（保険募集人）としての重要な業務となります。

保険契約者から契約内容変更（異動）・解約に関する明確な申し出がない場合でも、保険契約者と定期的にコンタクトをとり、保険契約者からの情報をもとに的確なアドバイスを行うよう努めることが重要です。

3 2 -1 保険契約の契約内容変更（異動）・解約

第1節の
学習時間およそ
16分

第2章

保険契約の管理

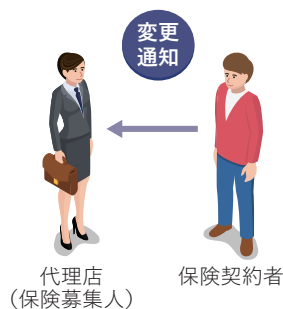
(1) 契約内容変更（異動）

① 通知義務

a. 通知義務とは

通知義務とは、保険契約締結後に一定の内容について変更が生じた場合、保険契約者または被保険者が保険会社にその事実を遅滞なく通知しなければならない義務のことをいいます。

通知義務に違反した場合には、保険金が支払われないことがあることから、代理店（保険募集人）は、保険契約者等に対して、通知が必要な事項と通知義務の重要性について、あらかじめ説明しておく必要があります。



デジタルテキスト 213

b. 自動車保険の主な通知事項

- (a) 被保険自動車の用途車種または登録番号（車両番号）の変更
- (b) 被保険自動車の使用目的の変更（リスク細分型の自動車保険の場合）
- (c) 上記のほか、告知事項のうち保険会社が定めた通知事項の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合

▲注

▲注 通知事項は、保険商品によって異なる場合があります。

デジタルテキスト 214

c. 通知義務に違反した場合

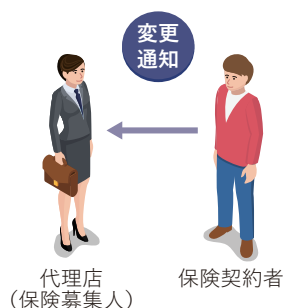
通知義務に該当する事実が発生した場合において、保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって遅滞なく通知をしなかったときは、保険会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって保険契約を解除することができます **▲注1**。

通知義務違反により契約を解除した場合、危険が増加した時から解除した時まで発生した保険事故による損害については、原則として保険金が支払われません。また、既に支払った保険金があれば、その返還を求めることができます **▲注2**。**▲注3**

▲注1 保険会社が解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合、または危険増加が生じた時から5年を経過した場合、保険会社は保険契約を解除することはできません。

▲注2 通知しなかった事実と事故発生との間に因果関係がない場合には、保険金が支払われます。例えば、被保険自動車の使用目的を「日常・レジャー使用」から「業務使用」に変更したことを通知していなかった場合で、台風により飛ばされてきた看板が自宅の駐車場に駐車してあった被保険自動車にあたって生じた損害については、車両保険の保険金支払いの対象となります。

▲注3 危険増加が生じ、保険契約の引受範囲を超えた場合は、保険会社はこの保険契約を解除することができます。この事由により解除した場合、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した損害に対して、保険金は支払われません。



デジタルテキスト 215

② 契約内容変更（異動）と中途更改

保険期間の途中で、保険契約者の申し出により契約条件の変更を行う場合は、契約内容変更（異動）または中途更改のいずれかの処理を行います。

なお、契約内容変更（異動）と中途更改ができる契約条件の変更事由は、保険会社の規定に従い限定されています。また、いずれの変更事由にも該当しない場合は、解約付け直しの処理を行います。 **▲注**

▲注 一般的に、一時払契約を解約付け直しをした場合、返還保険料は短期率で計算し、契約内容変更（異動）や中途更改した場合、返還保険料は月割または日割で計算します。

デジタルテキスト 216

a. 契約内容変更（異動）

保険契約締結後、保険契約者の請求に基づき、解約を行わずに現存契約の内容または条件を変更することを「契約内容変更（異動）」といいます。**▲注1**

b. 中途更改

中途更改とは、保険会社と締結していた現存契約をいったん解約し、その現存契約と同一の保険契約者・記名被保険者・被保険自動車による新契約を、その解約日を始期日として、その保険会社と締結することをいいます。

なお、保険契約者の同一性を中途更改の要件としない保険会社もあります。**▲注2**

▲注1 具体的な手続き等は、保険会社の規定に従います。

▲注2 新契約の始期日において、記名被保険者および被保険自動車を同一とする現存契約がほかにある場合で、新契約の始期日とその現存契約の解約日の前日から起算して過去7日以内にあるときを含むこととしている保険会社もあります（新契約の始期日を前契約の解約日とみなします）。

デジタルテキスト 217

c. 手続き

保険会社所定の書類を作成し、原則として、保険契約者の同意の記録を取り付けます。

契約内容変更（異動）や中途更改に伴って危険の増加または減少が生じた場合には、規定に従って計算した保険料を追加または返還します。

なお、保険契約者が規定による追加保険料の支払いを怠ったときは、保険金が支払われなかったり、減額されたりすることがありますので注意が必要です。

(a) 追加保険料および返還保険料の計算方法

追加保険料および返還保険料の計算方法は、保険会社により異なりますが次のような方法があります。

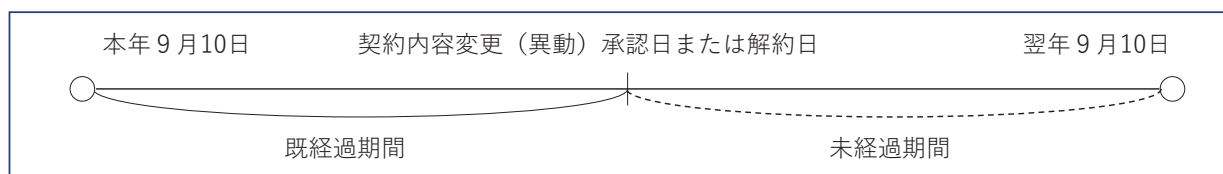
月割計算	未経過期間または既経過期間に応じて月割を適用して計算します。
日割計算	未経過期間または既経過期間に応じて日割を適用して計算します。
短期率計算	未経過期間または既経過期間に応じて短期率を適用して計算します。

(b) 既経過期間と未経過期間

既経過期間とは、現存契約の保険期間の初日から契約内容変更（異動）承認日または解約日までの期間をいいます（翌日起算とします）。

未経過期間とは、契約内容変更（異動）承認日または解約日から保険期間の末日までの期間をいいます（翌日起算とします）。

【既経過期間と未経過期間】（例）



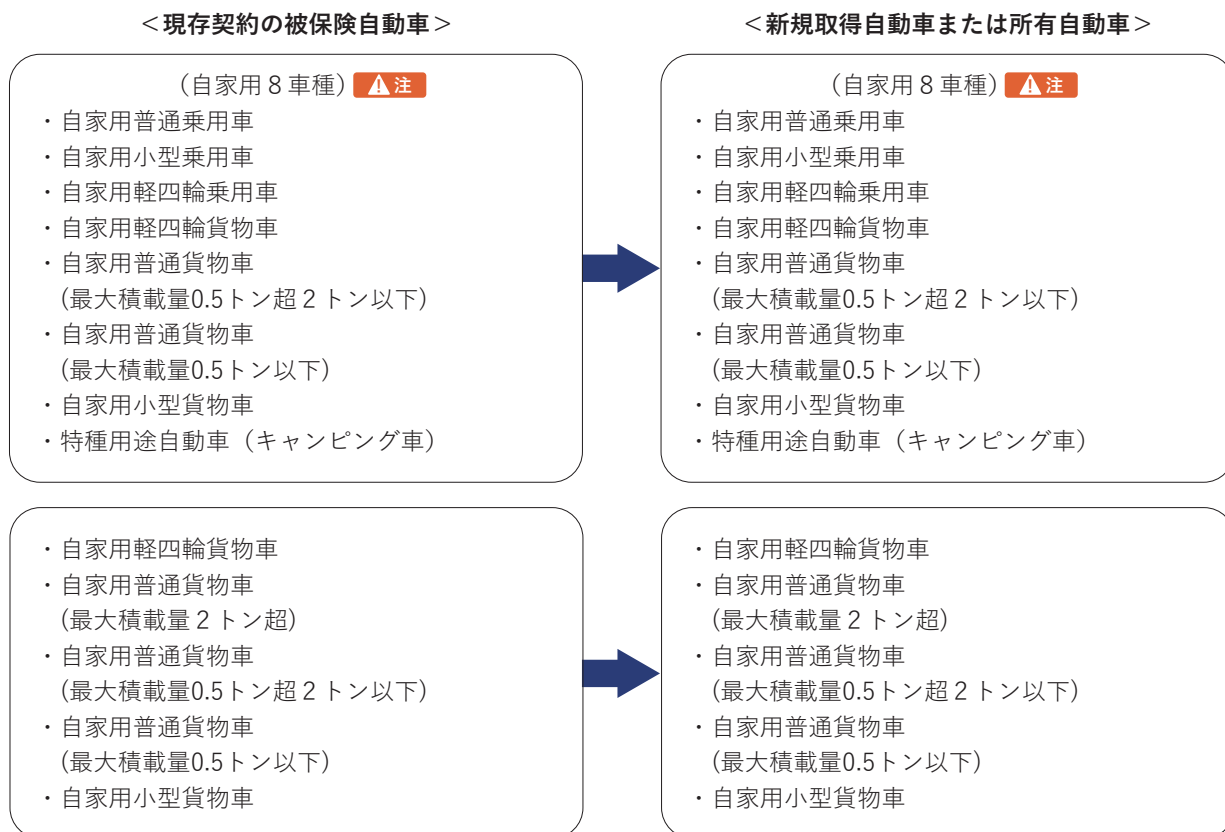
デジタルテキスト 218

③ 被保険自動車の入替（車両入替）

被保険自動車の入替（車両入替）とは、新たに自動車を購入した場合、または現存契約の被保険自動車を廃車した場合などに、保険契約者の申し出により、現存契約の被保険自動車を入替可能な用途車種区分に該当する新規取得自動車または所有自動車に入れ替える手続きをいいます。

【被保険自動車の入替（車両入替）ができる用途車種区分（主なもの）】

被保険自動車の入替ができる用途車種区分は、次のとおりです。同一用途車種区分に該当しない自動車相互間では、車両入替を行うことはできません。



▲注 自家用8車種とは、用途車種が、自家用（普通・小型・軽四輪）乗用車、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下・最大積載量0.5トン以下）、自家用（小型・軽四輪）貨物車、および特種用途自動車（キャンピング車）に該当する自動車のことをいいます。

a. 車両入替の条件

(a) 新規取得自動車との入替

保険期間の途中で、自動車を新規取得した場合に、保険契約者がその旨を書面をもって保険会社に通知し、保険会社が新規取得自動車 **▲注1** と被保険自動車の入替（車両入替）を承認したときは、その新規取得自動車に現存契約を適用します。

なお、被保険自動車の入替（車両入替）を行った際に、現存契約において被保険自動車であった自動車が廃車、譲渡または貸主に返還されずに残っていた場合、その自動車を「はき出された自動車」といいます。この「はき出された自動車」も「新規取得自動車」とみなすことができます。

(b) 所有自動車との入替

被保険自動車が廃車、譲渡または貸主に返還され、他の所有自動車に入替した場合に、保険契約者がその旨を書面をもって保険会社に通知し、保険会社が所有自動車 **▲注2** と被保険自動車の入替（車両入替）を承認したときは、その所有自動車に現存契約を適用します。

<被保険自動車の入替における自動補償特約>

被保険自動車と入替後の自動車が所定の自動車である場合、自動車の入替後一定期間内に手続きを行ったときは、保険会社が承認する前であっても入替後の自動車を運転している間に生じた事故について保険金が支払われます。

▲注1 新規取得自動車とは、次のいずれかに該当する者が新規取得した被保険自動車と同一の用途車種区分の自動車をいいます。

- ・被保険自動車の所有者
- ・記名被保険者
- ・記名被保険者の配偶者
- ・記名被保険者またはその配偶者の同居の親族

▲注2 所有自動車とは、次のいずれかに該当する者が所有する被保険自動車と同一の用途車種区分の自動車をいいます。

- ・被保険自動車の所有者
- ・記名被保険者
- ・記名被保険者の配偶者
- ・記名被保険者またはその配偶者の同居の親族

b. 増車・減車した場合

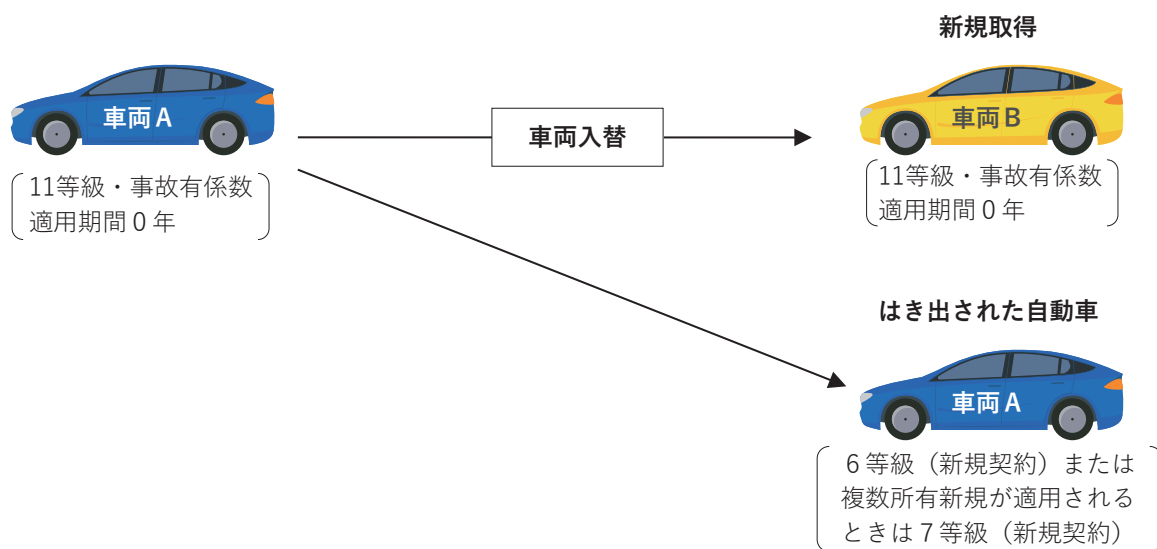
既に1台以上自動車を所有している者（家族所有の場合を含みます）が、もう1台自動車を取得した場合を「増車」、既に2台以上自動車を所有している者（家族所有の場合を含みます）が、所有自動車を廃車、譲渡、リース会社などに返還、盗難、一時抹消した場合を「減車」として、次のように取り扱います。

(a) 増車した場合

増車した自動車を「新規契約」として取り扱う方法と、既に所有している自動車と「被保険自動車の入替（車両入替）」を行った後に「はき出された自動車」（既に所有している自動車）を新規契約として取り扱う方法があります。

車両価額、年齢条件、今後の所有形態などを十分に確認した後に、保険契約者にとって最も有利な方法を勧める必要があります。

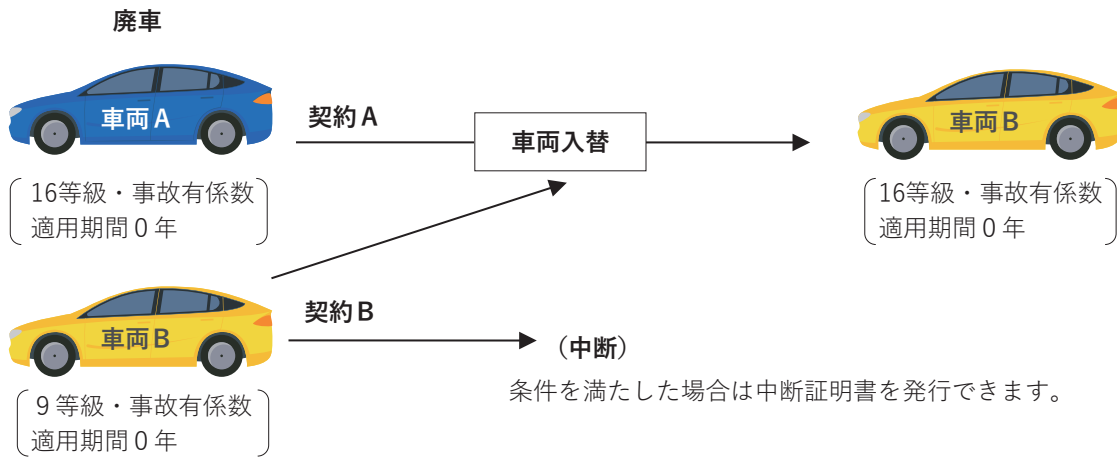
【はき出された自動車が発生する場合】



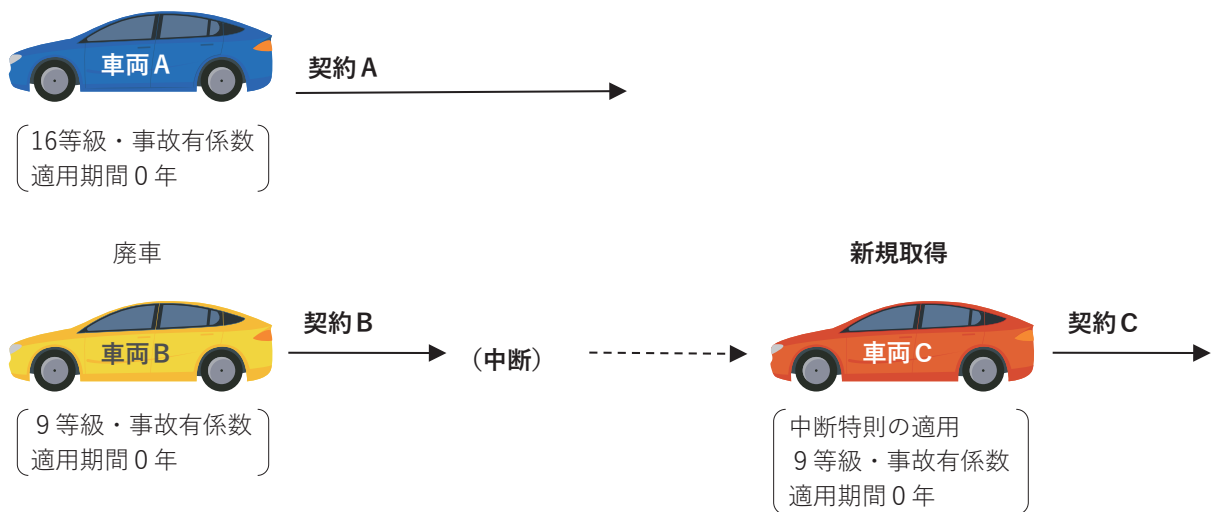
(b) 減車した場合

減車となった自動車に適用されていた等級を、所有する他の自動車に継承するために「被保険自動車の入替（車両入替）」を行う方法と、そのまま解約して「中断証明書」を発行する方法（所定の条件あり）があります。

【所有自動車に入れ替える場合】



【そのまま中断証明書を発行する場合】



(2) 解約

① 解約

保険期間中、保険契約者が保険会社に対して書面による通知をもって保険契約を終了させることを「解約」といいます。解約は、原則として保険契約者の意思で行うことができます。

② 解約時の注意点

保険契約者から解約の申し出があった場合は、保険契約者に対して、解約日以降の保険事故による損害に対して保険金が支払われないことや、解約時には保険料を返還または請求することがあることを説明する必要があります。

また、ノンフリート等級の継承についても、次のように適切に説明する必要があります。

- a. 解約時に請求した保険料の払込みがない場合で、保険契約が解除されたときには、原則としてその保険契約の等級を継承できないこと
- b. 被保険自動車の廃車や譲渡、または海外渡航などで自動車をしばらく使用しない場合には、自動車の使用を再開するときのために、保険会社に中断証明書を発行してもらう必要があること



参考

保険約款における暴力団排除条項

保険契約においては、反社会的勢力との関係遮断を進めるため、保険約款に暴力団排除条項を導入しています。これにより、保険契約者等が反社会的勢力であることが判明した場合は、保険会社は、同条項に基づき当該契約を解除することができます。また、保険契約を解除した場合、重大事由（反社会的勢力）該当後、解除までに発生した事故については、原則として保険金は支払われません。



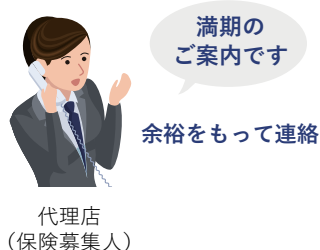
(1) 満期通知

満期を迎えるにあたっては、保険契約者が満期契約の内容について十分に検討する時間を確保できるよう、時間的な余裕をもって満期案内をすることが重要です。

万が一、満期切れになると、その後に事故が発生した場合、いっさい補償されないといった大きな問題となります。また、仮に事故がなくてもノンフリート等級が継承できないなど、保険契約者にとって不利益が生じることがありますので、十分に注意する必要があります。

満期前に単に満期ハガキを送っただけでは、保険契約者が気付かないことが考えられるため、代理店（保険募集人）から電話連絡するなど積極的な働きかけを必ず行う必要があります。 **▲注**

▲注 満期となる契約については、満期日の1～2か月前頃までには保険会社から継続書類が代理店（保険募集人）に送られるか、または保険契約者に直送されるのが一般的ですが、代理店（保険募集人）自らも日頃から満期管理を的確に行う必要があります。



(2) 継続手続きと注意事項

自動車保険は1年契約が多いものの、その間に環境、状況の変化が生じる場合があります。したがって、次のような事項について確認する必要があります。

なお、保険契約者の意思がはっきりしない場合でも、放置せずに必ずフォローします。もし継続できなかった場合は、経緯を記録しておきます。 **▲注**

項目	注意点
① 被保険自動車に関する 契約内容変更（異動）の有無	被保険自動車の入替（車両入替）、使用目的の変更（リスク細分型の自動車保険の場合）などの有無について確認します。
② 被保険者に関する 契約内容変更（異動）の有無	運転者の範囲や運転者年齢条件、記名被保険者が保有する運転免許証の色（リスク細分型の自動車保険の場合）の変更などの有無について確認します。
③ 補償内容に関する 契約内容変更（異動）の有無	補償内容の追加・削除、保険金額の増減などの有無について確認します。
④ 事故（未払い・未報告事故を含む）の有無	未払い・未報告の事故を含め、事故の有無について確認します。

継続手続きは、新規契約の場合と同様に、あらためて保険契約申込書を作成します。

▲注 保険契約者本人への意思確認が必要であり、家族など保険契約者以外への確認のみで判断してはなりません。

第3章 自動車保険の事故対応

デジタルテキスト 225

3-3-1 基本的な姿勢と流れ（事故対応フロー）

第1節の
学習時間およそ
5分

(1) 基本的な姿勢

① 代理店（保険募集人）の役割

保険商品は、保険事故が生じた場合に保険金の支払いを通して、初めて商品としての機能が発揮されます。したがって、保険事故発生時における代理店（保険募集人）の対応は非常に重要です。

適切な事故対応を行うためには、事故対応に関する業務ルールを策定し、あらかじめ保険契約者等に周知しておく事項を定めたり、事故通知に対する受付の仕方や保険金が支払われるまでのフォローアップ対応の内容を明確に定めたりしておく必要があります。

デジタルテキスト 226

② 事故通知の重要性（保険契約者等への説明）

保険会社は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（本章では「保険契約者等」といいます）から「事故通知」を受けて、初めて事故の原因調査等の損害調査を行うことができます。したがって、保険会社の損害調査業務を円滑に進めるために、代理店（保険募集人）は、ふだんから保険契約者等に対し、万が一、事故が生じた場合には直ちに代理店（保険募集人）または保険会社に通知するよう徹底しておく必要があります。

また、事故通知は保険会社だけでなく、保険契約者等にとっても重要です。事故が発生したことを知ってから一定期間内に事故通知をしないと保険金が支払われないことがありますので、代理店（保険募集人）は、契約締結時に保険契約者等に対して事故通知の重要性について十分に説明しておく必要があります。

【事故対応における注意点】

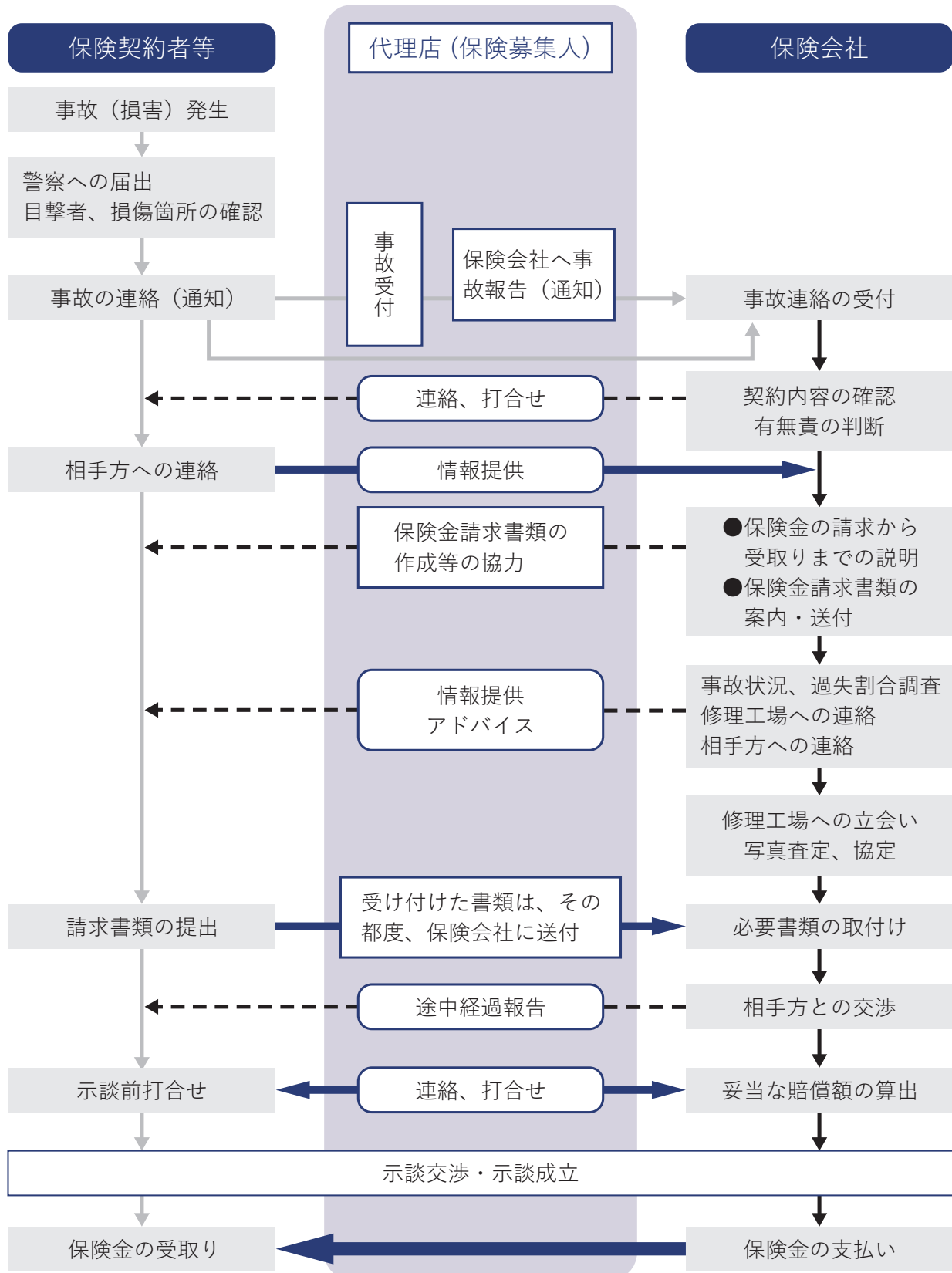
保険金支払いは保険会社の固有業務であり、代理店（保険募集人）は、支払責任の有無や保険金の支払額について判断してはなりません。また、実際の保険金請求手続きへの協力に際しては、個々のケースに応じて保険会社の指示に従います。



デジタルテキスト 227

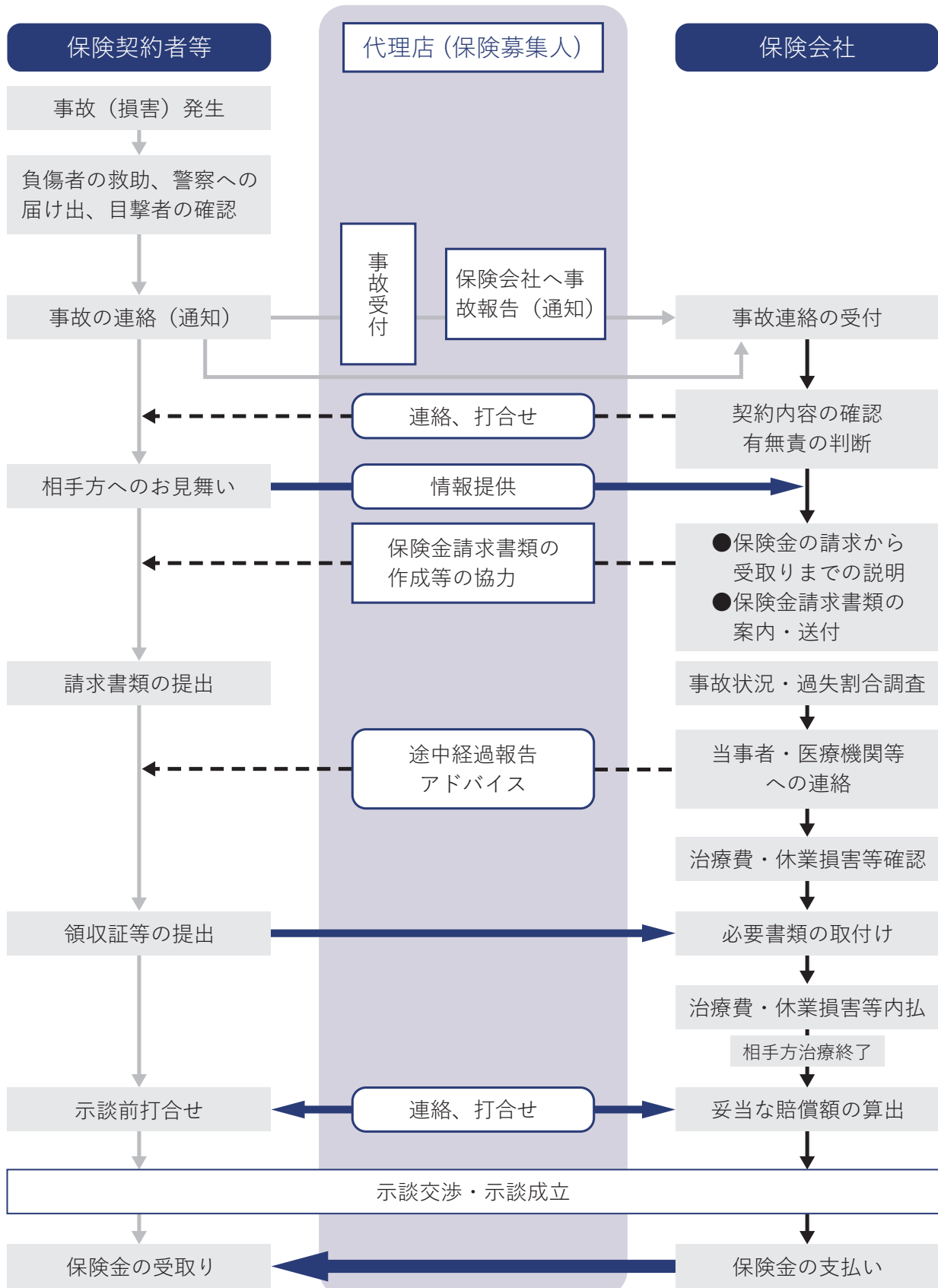
(2) 基本的な流れ

【事故発生から保険金支払いまでの流れ】物損事故の場合（例）



(※) スマートフォン等のアプリやWEBサイトの専用ページを活用して、事故の連絡や保険金請求を行えるサービスを提供している保険会社もあります。

【事故発生から保険金支払いまでの流れ】人身事故の場合（例）



(※) スマートフォン等のアプリやWEBサイトの専用ページを活用して、事故の連絡や保険金請求を行えるサービスを提供している保険会社もあります。



(1) 事故通知・損害調査

① 代理店（保険募集人）の対応

a. 事故受付

保険契約者等から代理店（保険募集人）に事故通知があった場合には、次の内容を正確に確認しなければなりません。通常、保険契約者等は事故の対応に不慣れであるため、相手の身になって対応することが重要です。

事 故		内 容
共 通		<ul style="list-style-type: none"> ・契約内容（保険契約者名、証券番号、登録番号等） ・事故発生の日時・場所 ・事故発生の原因・状況（事故時の運転者など） ・被保険自動車が自動運行装置を備えている場合は、その装置の作動状況 ・届出警察署名 など
個 別	対物事故・ 車両事故の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・損害状況、損害額 ・修理工場 ・現在までの処置 ・被害物件（誰の、何が） など
	対人事故・ 傷害事故の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者（対人事故の場合） ・受傷者（傷害事故の場合） ・受傷状況、現在までの処置、治癒見込み ・医療機関等 など

また、この際、保険契約者等に対し、相手方へのお見舞いなど事故後の対応などについて適切なアドバイスをすることも代理店（保険募集人）としての大切な仕事です。

b. 保険会社への報告

代理店（保険募集人）は、保険契約者等から事故通知を受け付けた場合、直ちにその内容を保険会社に報告しなければなりません。

② 保険会社の対応と保険金支払い

保険会社は、保険契約者等や代理店（保険募集人）などから事故通知を受け付けると、次のような流れで処理を行います。

a. 契約内容の確認

事故通知を受け付けると、保険契約の内容を確認するとともに、保険料の入金の有無を確認します。

b. 事故状況の調査

契約の内容に従って事故状況の調査をします。

c. 保険金支払責任および過失割合の検討

上記 a、b により有無責を判定し、過失割合を判断します。

d. 請求書類の確認

保険契約者等から提出された保険金請求書類に不足書類がないかなどをチェックします。

e. 損害内容の調査と損害額の協定

(a) 車両事故等の場合

修理工場などで事故車両、被害物件を立会調査します。修理見積書などの書類により妥当な損害額を協定します。

(b) 対人事故等の場合

医療機関等で被害者の受傷状況や治療状況を確認します。診療報酬明細書などの書類により、妥当な損害額を協定します。

f. 相手方との交渉

示談交渉サービス付きの賠償責任保険の場合、上記 b および c により相手の過失割合を踏まえた賠償額を算出し、相手方と交渉します。

g. 保険金の算出・支払い

上記 a～f で決定された損害額から保険金を算出し、支払手続きをとります。

③ 保険契約者等に周知すべき事項

保険契約者等は、事故が発生したことを知った場合には、事故通知をはじめ、次の事項を行わなければなりません。

代理店（保険募集人）は、あらかじめその旨を保険契約者等に周知しておくことが大切です。

a. 事故通知

保険事故が発生したことを知った場合、保険契約者等は、事故の発生から一定期間内に事故発生の状況および損害の程度を保険会社に通知しなければなりません。

保険契約者等が、正当な理由がなく上記の規定に違反した場合、またはその通知・説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、保険会社は、それによって保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

b. 損害の発生または拡大の防止

保険契約者等は、損害が発生した場合、新たな損害の発生または拡大の防止に努めなければなりません。例えば、負傷者がいる場合は、救急車を手配し、救急車が到着するまでは可能な応急救護処置を行うことなどが該当します。

c. 警察への届出、お見舞い等当面の対応について

交通事故を起こした場合や盗難事故にあった場合には、直ちに警察に届け出る必要があります（保険会社や代理店（保険募集人）への事故通知に優先します）。特に、自動車保険では、保険金を請求する際には、原則として「交通事故証明書」が必要となりますので注意が必要です。

また、保険契約者等が事故の加害者になっている場合には、一般的なお詫びやお見舞いの方法などを具体的にアドバイスすることが大切です。

【交通事故の場合の措置（道路交通法）】

道路交通法では、交通事故があった場合には、運転者は負傷者を救護し、道路における危険を防止する措置をとったうえで、最寄りの警察署に報告しなければならない旨を定めています。

d. その他の注意事項

(a) 対人事故や対物事故の場合

保険会社の了解を得ないで賠償責任の承認（示談）をすると保険金が支払われない場合があります。したがって、事故現場などで安易に示談しないよう、あらかじめ保険契約者等に伝えておく必要があります。 **▲注**

(b) 車両事故の場合

保険会社の承認を得ないで事故車を修理すると、保険金の全額が支払われないことがあります。したがって、事故車を修理に出す場合には、必ず事前に保険会社の承認を得よう、あらかじめ保険契約者等に伝えておく必要があります。

▲注 加害事故・被害事故にかかわらず、保険契約者等に相手の氏名、住所、連絡先を確認してもらう必要があります。

参考 **ドライブレコーダーによる事故発生の通知等に関する特約**

交通事故が発生した場合、事故原因をめぐって当事者の証言が食い違うことがあります。

このような場合、ドライブレコーダーに記録された映像などがあると、事故状況の把握やこれに基づく過失割合の判定を行うことができ、示談交渉などの手続きを円滑に進めることができることから、「ドライブレコーダーによる事故発生の通知等に関する特約」（名称は保険会社によって異なります）を取り扱っている保険会社があります。

この特約では、保険会社から提供（貸与）されたドライブレコーダー型テレマティクス端末（以下「端末」といいます）を取り付けている被保険自動車に事故が発生した場合、走行中に端末が事故による衝撃を検知して発した信号を「事故発生の通知」として、また、端末に記録された事故時の映像等を「事故状況の報告」として取り扱います。

そのほか、安全運転を行うための支援機能として、被保険自動車の運転者が行った急加速や急ブレーキ、急ハンドルなどの事故につながりやすい運転状況を検知して知らせる機能や、運転者の運転特性・傾向を分析したレポートを提供する機能などを備えているのが一般的です。

(2) 保険金請求手続きのサポート

① 保険金請求に必要な書類

保険金の支払いにあたっては、様々な種類の書類を保険契約者等から提出してもらう必要があります。その場合、保険契約者等から代理店（保険募集人）に対し、保険会社への書類の提出にあたって、協力やアドバイスを依頼されることがありますので、その際は、丁寧に対応する必要があります。

例えば、専門用語をわかりやすく言い換えて説明したり、契約締結時に説明した内容を確認したりすることにより、保険契約者等が保険金請求手続きをよりスムーズに進められるよう支援する必要があります。

【保険金請求に必要な書類（主なもの）】

保険金請求に必要な書類	対人賠償 責任保険	対物賠償 責任保険	人身傷害 保険	車両保険
保険金（損害賠償額）請求書（個人情報の取扱いに関する同意書）	●	●	●	●
交通事故証明書	●	●	●	●
自動車検査証	●	●	●	●
事故発生状況報告書	●	●	●	●
盗難に関する証明書（車両盗難の場合）	—	—	—	●
死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入金額を示す書類および戸籍謄本（死亡保険金を請求する場合）	●	—	●	—
後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入金額を示す書類（後遺障害保険金を請求する場合）	●	—	●	—
後遺障害の内容・程度を示す書類（レントゲンフィルム等）	●	—	●	—
診断書、治療費用領収書および休業損害額を示す書類（傷害に関する保険金を請求する場合）	●	—	●	—
示談書・判決書等	●	●	—	—
修理費用を示す書類、被害物の写真等	—	●	—	●
上記のほか、損害賠償請求権者が被った損害額を示す書類	●	●	—	—
被保険者が負担した費用を示す書類	●	●	●	●
委任状、印鑑証明書	●	●	●	●
住民票、戸籍謄本	●	●	●	●
自賠償保険証明書	●	—	—	—

② 代理請求制度

被保険者に保険金を請求できない事情がある場合（例えば、事故により意識不明の状態が続いている場合）で、かつ、保険金の支払いを受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を保険会社に申し出て、保険会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

- a. 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（法律上の配偶者に限ります）
- b. aに規定する者がいない場合またはaに規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- c. aおよびbに規定する者がいない場合またはaおよびbに規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、a以外の法律上の配偶者またはb以外の3親等内の親族

デジタルテキスト 234

③ 保険金の支払時期（履行期）について

保険金の支払時期（履行期）は、各保険会社の保険約款に規定されています。

保険法では、保険給付の履行期について、保険金の請求があった後、調査に必要な相当な期間内に保険金を支払う旨が規定されており、保険会社は履行期に対する「遅滞の責任」を負います。

なお、保険給付の履行期の規定における保険金の請求とは、保険会社のほかに代理店（保険募集人）に請求された場合も含まれますので、代理店（保険募集人）においても、保険金請求書類等を保険契約者等に案内した時や、その書類を受領した時の日付の管理を行うことが重要です。また、受領した書類は、都度、直ちに保険会社に送付するようにします。

デジタルテキスト 235

(3) 不正請求の防止

自動車保険において、保険金を不正に請求する事例が起きています。保険金詐欺は重罪（詐欺罪：刑法第246条）ですが、損保協会が過去に実施した消費者の意識調査では、実際に発生した事故に便乗して過大に請求することへのモラル意識は低いといった結果など、保険金詐欺が犯罪行為であることの認識が低いことが確認されています。

保険金の不正請求は、極めて計画的で悪質なものから、「ほんの出来心」から起こるものまで様々であり、一度出来心で起こしてしまった不正請求に味を占め、何度も繰り返すようになってしまうケースも見られます。

消費者にとって損害保険の「入口」となる代理店（保険募集人）は、保険制度の維持・安定のために、アンダーライティングにより不良契約を排除することをはじめとし、不正請求の防止に取り組むことも重要です。



参考

保険金不正請求ホットライン

損保協会では、「保険金不正請求ホットライン」を設置し、損害保険の保険金不正請求に関する情報を受け付けています。

第4章 自動車保険の苦情対応

デジタルテキスト 237

3 4 -1 基本的な姿勢と流れ（苦情対応フロー）

第1節の
学習時間およそ
3分

(1) 基本的な姿勢

苦情対応の基本は、相手の立場に立って、保険契約者等が何を期待し、何を求めているのかを十分に聞き出すこと、その申し出を最後までじっくりと聴き（傾聴）、その内容をしっかりと把握したうえで、不満の原因をつきとめることといえます。

代理店（保険募集人）は、日頃から保険契約者等に対して十分な情報提供を心掛けるとともに、契約内容の照会や変更、保険金の支払いなどに関して相談や苦情を受け付けた場合は、保険会社と連携して、保険契約者等の視点に立って迅速かつ的確に対応し、代理店（保険募集人）としての役割を果たす必要があります。

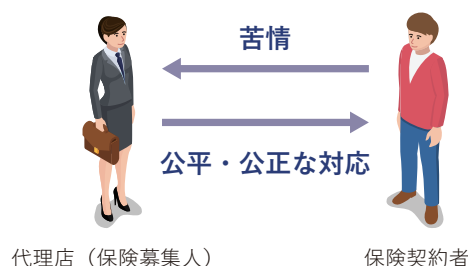
デジタルテキスト 238

(2) 基本的な流れ

① 保険契約内容の確認と公正な対応

代理店（保険募集人）が保険契約者等から苦情等を受け付けた場合には、証券番号などにより該当する保険契約を特定し、契約内容を正確に把握したうえで対応する必要があります。

また、その申し出の内容を正確に把握し、真摯（しんし）に受け止めるとともに、例えば、申出人だけを特別扱いするといったことのないよう、保険契約者間の公平性を保ち、公正な対応を心掛ける必要があります。



デジタルテキスト 239

② 保険契約者等の理解度に応じた対応

保険契約者等からの苦情等を聞く場合には、相手の保険に関する知識の理解度を踏まえながら対応する必要があります。特に「保険料」と「保険金」や、「保険金額」と「保険価額」などの用語は混同しやすいので、代理店（保険募集人）が説明する際にも、これらの用語の違いをわかりやすく説明するなど、その相手に応じた対応が求められます。

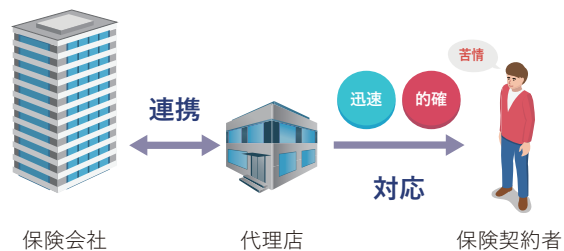


デジタルテキスト 240

③ 保険会社との連携

保険契約者等から苦情を受け付けた場合は、代理店（保険募集人）だけで対応せずに、保険会社と連携して迅速かつ的確に対応することも大切です。

保険契約者等からの代理店（保険募集人）に寄せられた声が、将来的に保険商品の内容の充実やサービスの向上につながるケースもありますので、保険会社の規定等に従って連携する必要があります。





苦情対応においては、不満の原因をつきとめ、その原因を踏まえた再発防止策により、代理店（保険募集人）自らの業務品質の向上につなげていくことが何よりも重要となります。

ここでは、苦情事例を通じて、代理店（保険募集人）としての注意点を参考までに紹介します。



(1) 契約条件に関する苦情事例

① 車両協定保険価額の設定に関する事項

苦情事例

従来、車両保険金額は車両本体価格＋付属品＋消費税の金額に基づいて設定していた。今回、車を買替えたので、新たに車両保険金額を設定する際、代理店（保険募集人）が注文書などを確認せずに車両本体価格だけ（消費税を含まず）の金額を念頭に、車価表の範囲に入っていることを踏まえて設定をしてしまったようだ。納得できる説明を求めたい。

〔注意点〕

車両協定保険価額の設定に係る苦情は、価額設定する際の説明不足について寄せられることが多くなっています。

したがって、車両保険金額は、車両本体価格に付属品および消費税を加えて設定することを説明してください。

なお、車両保険の保険金額は、一般的には契約時点の保険価額である時価で設定されますが、損害が生じた場合の支払保険金の額との乖離を解決するため、契約締結時に保険価額を協定する車両協定保険価額の設定方法について保険契約者に十分説明しておく必要があります。

② 運転者年齢条件の設定に関する事項

苦情事例

- 事務所の営業車は従業員も使用するので、その年齢に応じて自動車保険の運転者年齢条件を設定していた。2年前に26歳以上補償から21歳以上補償（26歳未満補償対象外から21歳未満補償対象外）への契約内容変更（異動）手続きを行ったつもりだったが、このたび、2年前の手続きがなされていなかったことが判明した。手続きはきちんとしてほしい。
- 息子が免許を取ったので、運転者年齢条件の変更を行った（26歳以上補償〈26歳未満補償対象外〉⇒全年齢補償）が、運転者本人・配偶者限定をそのままにしていたため、結果として息子の事故が免責と言われた。運転者年齢条件変更の際に代理店（保険募集人）がアドバイスするべきではなかったのか。

〔注意点〕

運転者の範囲を確認し、適切な運転者年齢条件を設定する必要があります。

また、運転者年齢条件を変更する際には、運転者の範囲を限定する特約との関係についても確認する必要があります。

デジタルテキスト 244

(2) 契約引受け・契約管理に関する苦情事例

① 被保険自動車の使用目的の設定に関する事項

苦情事例

保険契約の際、個人事業主のため「仕事でも使用する」と伝えたところ「業務使用になる」とのことであつた。更新時に改めて「月に4・5日程度なのに業務使用になるのか」と確認したところ「4・5日程度であれば『日常・レジャー使用』で大丈夫」との回答があつた。

前契約の契約手続き時には、何日ほど業務で使用するのかを質問されていない。前契約の保険始期日からの差額保険料を返還してもらいたい。

〔注意点〕

自動車保険の引受方法に係る苦情は、自動車の使用目的の確認不足を原因とするものについて寄せられることが多くなっています。

被保険自動車の使用目的の設定にあたっては、保険契約者に対して単に、自動車は「仕事にお使いですか?」「通勤や通学にお使いですか?」と確認するだけでなく、月平均の使用日数や年間使用日数（年間を通じて月15日以上など）の使用頻度を含む使用実態をきちんと確認する必要があります（P.149参照）。

デジタルテキスト 245

② 中断証明書に関する事項

苦情事例

- 「中断証明書は、車を登録抹消しなければ出せず、車検切れでは出せない」と言われていたが、後になって「車検切れでも中断証明書は出ることになった」と説明された。代理店（保険募集人）が中断特則をきちんと理解していれば、中断後の契約に中断前の等級が適用できたので納得いかない。
- 契約を解約したときに中断特則の説明がなかった。中断特則の説明をしてもらえれば、手続きをしていた。中断後の契約が新規6等級になるのは納得いかない。

〔注意点〕

等級継承に係る苦情は、現在の保険契約を中断する際の中断証明書の発行手続きに関しての説明不足について寄せられることが多くなっています。

何らかの理由により、車を廃車するなど一時的に保険契約を中断した場合、中断特則の手続きを取っていれば、再び保険契約をする時に中断前の等級を引き継ぐことができるため、中断証明書発行の条件、等級を引き継ぐための条件および手続き方法について保険契約者に十分説明しておく必要があります。



参考

そんぽADRセンターに寄せられた苦情の申し出

そんぽADRセンター（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）には、顧客からの苦情の申し出が届いており、当該顧客の意向に基づき、苦情の相手方となる保険会社に苦情内容を通知して対応を求める苦情解決手続を実施しています。

損保協会のホームページには、そんぽADRセンターにおける相談・苦情の受付状況や苦情・紛争解決手続の実施状況等を四半期単位に取りまとめた統計資料が掲載されています。

<URL> <https://www.sonpo.or.jp/report/statistics/adr/index.html>

第5章 事故の防止と防犯

デジタルテキスト 247

保険商品は、保険事故が生じたときに保険金の支払いを通して、初めて商品としての機能が発揮されます。したがって、保険事故発生時における代理店（保険募集人）の対応は非常に重要です。

しかし、事故・災害が発生するのを未然に防いだり、少しでも損害を軽減したりすることができれば、顧客にとっては、安心感が増すでしょう。このような損害の防止・軽減のための取組みを「ロス・プリベンション」といいます。

代理店（保険募集人）として、事故防止や防犯の基本的な考え方や取組み（ロス・プリベンション）についての知識を身につけ、顧客へのアドバイスに活かすよう心掛けることが大切です。

3 5 -1 | 交通リスク等への対策

第1節の
学習時間およそ
5分

(1) 幹線道路における交通事故対策

交通事故の死傷事故の多くが幹線道路で発生しています。

全国の国道・都道府県道における交通事故が特定の箇所集中して発生しているという特徴を踏まえ、警察庁と国土交通省は、死傷事故率が高いか、死傷事故が多発している交差点や単路部を「事故危険箇所」として指定し、都道府県公安委員会と道路管理者が連携した対策を実施しています（国土交通省ホームページ）。

また、保険契約者等にこの事故危険箇所を認識してもらうことにより、事故の削減も期待できます。



参考

全国交通事故多発交差点マップ

損保協会では、全国地方新聞社と連携し、全国47都道府県で人身事故の多発した交差点についてデータを調査し、「全国交通事故多発交差点マップ」として取りまとめています。

これは、交差点ごとの特徴や事故の状況・要因について、写真・地図・イラストを交えてわかりやすく紹介したものです。交通事故の低減の検討において幅広く活用できるものとなっています。

<URL> <https://www.sonpo.or.jp/about/useful/kousaten>

デジタルテキスト 248

(2) 高齢者事故への対策

交通事故の死者数は年々減少傾向にある一方、65歳以上の高齢者が占める割合が高くなっています。さらに近年では、事故の被害者だけでなく加害者になるケースも増えています。その背景には、高齢者の人口増加だけでなく、身体の衰えとともに認知判断能力が低下するなど、高齢者特有の事情も影響しています。

高齢化がますます進展するなか、高齢者の交通事故対策には、高齢者本人だけでなく周囲にいる方々の理解も重要となってきます。

さらに、自分自身もいずれ「高齢者」の立場になることを認識したうえで、社会全体で取り組むべき課題であることを伝えることも必要です。



参考 ▶ 高齢者の交通事故防止

損保協会では、高齢ドライバーや高齢歩行者の交通事故防止のため、高齢者に多い運転時・歩行時の事故パターンとその予防策、歩行者用反射材の着用促進の必要性などについてまとめた啓発用の動画（「みんなで実践！交通事故防止！」「はなちゃんとおばあちゃん」「SHARE THE ROAD」）やチラシを作成し、ホームページで公開しています。

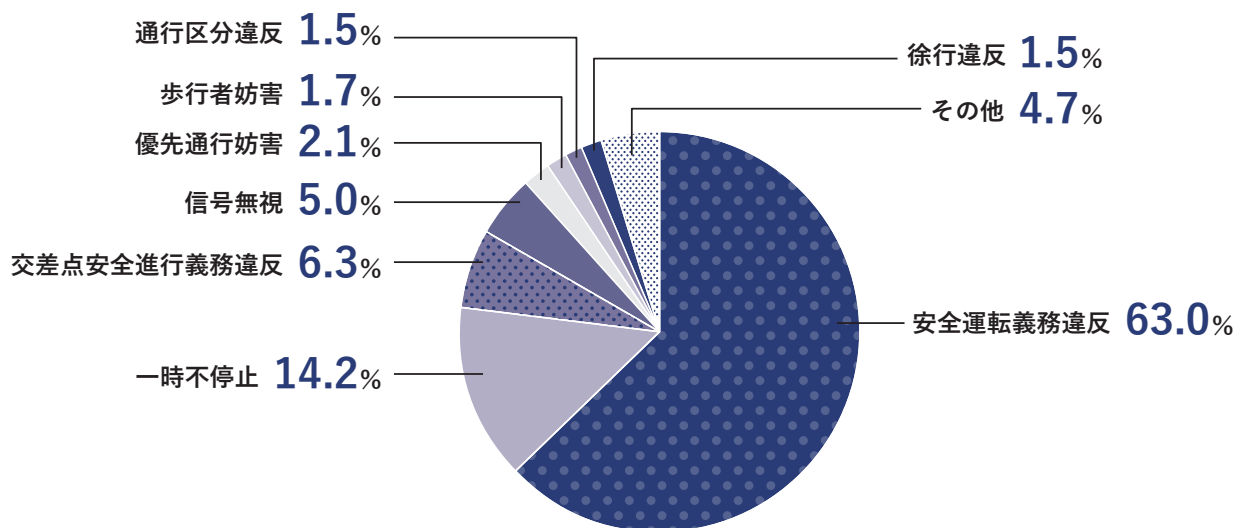
(3) 自転車事故への対策

自転車は、幼児から高齢者まで幅広い層が多様な用途で利用する国民の身近な交通手段となっています。その反面、自転車の利用者が増加するとともに、自転車による交通事故も多発しています。

【事故の主な要因】

自転車事故を起こす主な要因は、「安全運転義務違反」「一時不停止」「交差点安全進行義務違反」です。また、最近は歩道が無秩序に通行する自転車による事故も多発しています。

- 自転車乗用者（第1当事者）の法令違反別交通事故件数の割合（2023〈令和5〉年） **▲注**



（出典：損保協会「知っていますか？自転車の事故～安全な乗り方と事故への備え～」）

このような状況下、各都道府県警察と関係機関・団体等が連携し、自転車利用者に対して、「自転車安全利用五則」等の基本的なルールの周知徹底を行っています。

自転車事故は、自分がケガをするだけでなく、歩行者にケガをさせたり、財物を壊したりするケースもあるので、まずは、これらの事故のリスクをしっかりと認識する必要があります。

- ▲注** 第1当事者とは過失の最も重い者をいい、過失が同程度の場合は、被害の程度がより軽い当事者をいいます。

参考 自転車安全利用五則（2022〈令和4〉年11月1日）

1. 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
3. 夜間はライトを点灯
4. 飲酒運転は禁止
5. ヘルメットを着用



(1) 飲酒運転に対する厳罰化

飲酒運転に対する社会の厳しいまなざしやモラルの向上、および刑法・道路交通法の改正と厳罰化などによって、飲酒運転事故の件数は年々減少していますが、飲酒を原因とした悲惨な事故は、まだまだ後を絶ちません。

2007（平成19）年9月の改正道路交通法施行によって、飲酒運転および助長行為に対する厳罰化がなされるとともに、2009（平成21）年6月の改正道路交通法施行では、飲酒運転に対する行政処分（違反行為の点数・処分内容等）が大幅に強化されました。

また、飲酒運転や無免許運転など自動車の悪質運転による死傷事件の実情等に鑑み、悪質かつ危険な自動車の運転により人を死傷させた者に対する新たな罰則などが整備され、2014（平成26）年5月20日に「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（自動車運転死傷行為処罰法）」が施行されました。



参考 自動車運転死傷行為処罰法（抜粋）

（危険運転致死傷）

第2条 次に掲げる行為を行い、よって、人を負傷させた者は15年以下の懲役に処し、人を死亡させた者は1年以上の有期懲役に処する。

1 アルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態で自動車を走行させる行為
以降略

第3条 アルコール又は薬物の影響により、その走行中に正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で、自動車を運転し、よって、そのアルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態に陥り、人を負傷させた者は12年以下の懲役に処し、人を死亡させた者は15年以下の懲役に処する。

以降略

（過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱）

第4条 アルコール又は薬物の影響によりその走行中に正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で自動車を運転した者が、運転上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた場合において、その運転の時のアルコール又は薬物の影響の有無又は程度が発覚することを免れる目的で、更にアルコール又は薬物を摂取すること、その場を離れて身体に保有するアルコール又は薬物の濃度を減少させることその他その影響の有無又は程度が発覚することを免れるべき行為をしたときは、12年以下の懲役に処する。

(2) 飲酒運転防止の取組み

損保協会では、「飲酒運転防止マニュアル」のほか、「『飲みま宣言ドライバー』ダウンロードセット」をホームページで提供しています。「飲みま宣言ドライバー」とは、宴会などの主催者や飲食店が、車で帰宅する予定の参加者やお客様にドライバーであることが一目でわかる目印をつけてもらう運動です。

また、飲酒運転事故統計（事故件数の年別推移、都道府県別）や飲酒運転の罰則、更には飲酒運転事故における自動車保険の補償範囲等について情報提供を行うことで、飲酒運転防止を呼びかけています。



参考 飲酒運転防止マニュアル

損保協会は、会員の損害保険会社とともに企業の社会的責任活動の一環として、飲酒運転のない社会になるよう様々な取組みを推進しています。その取組みの1つとして、企業の経営者、運行管理者、安全運転管理者などの方々が、従業員の皆様方に対する飲酒運転防止の教育や研修を行う際の手引きとして「飲酒運転防止マニュアル」を作成しています。

3 5 -3 車両盗難・車上あらしリスクへの対策

第3節の
学習時間およそ
6分

(1) 車両盗難・車上あらしの犯行目的と主な手口

自動車をも所有、使用する人々にとっては、交通事故とともに車両盗難・車上あらしの不安はつきものです。特に車両盗難は全体的には減少傾向にあるものの、地域によっては依然、被害が多発しています。



① 車両盗難・車上あらしの犯行目的

② 車両盗難・車上あらしの主な手口

デジタルテキスト 253

① 車両盗難・車上あらしの犯行目的

車両盗難の主たる犯行目的は、盗難車両を転売することにあります。盗難被害に遭った自動車は、多くが国内で不正に解体され、中古部品として海外に不正に輸出されていると見られています。そのため、海外で人気が高く高額で売れる車種が多く狙われる傾向にあります。

また、車上あらしの犯行目的も高額で売れる物品を盗み出すことにあります。そのため、車の高額な部品やカーオーディオ、カーナビゲーションシステム、ETC車載器等の付属品などが狙われています。

デジタルテキスト 254

② 車両盗難・車上あらしの主な手口

車両盗難・車上あらしの主な手口には、次のようなものがあります。これらを見ると、古くからの手口もありますが、近年の自動車の多機能化に伴い、新たな手口も出現しています。

- 窓の隙間から針金等を差し込んでドアを解錠し、車両に侵入する。
- ハンマー等で車のガラスを破壊し、車両に侵入する。
- 工具等を使ってドアを解錠し、ステアリングロックを破壊してエンジンを始動する。
- マグネット等を使って、車体に隠しているスペアキーを探し出す。
- 車の所有者宅などに侵入し、車のキーを盗む。
- レッカー、けん引車を使って車を丸ごと盗む。
- リレーアタック **▲注1** やCANインバーダー **▲注2** と呼ばれる、特殊な機器を使用する手口で盗む。

▲注1 リレーアタックとは、近年多くの車で採用されているスマートキーの施錠・始動の仕組みを悪用して車を盗む手口のことをいいます。特殊な機器を使い、車と離れた場所にあるスマートキーが出す電波を中継し、スマートキーと同様にドアロックの解錠やエンジンを始動させます。

▲注2 CANインバーダーとは、CAN信号と呼ばれる車の配線を使って車両システムに侵入し、キーロックの解錠やエンジンを始動させる手口のことをいいます。

デジタルテキスト 255

(2) 車両盗難・車上あらしの防止対策

車両盗難・車上あらしの防止対策として、次のようなことが有効です。また、これらの対策を組み合わせることで講じることが重要です。



① 確実な施錠と車内管理

② 盗難防止機器の使用

③ 駐車場での防犯対策

デジタルテキスト 256

① 確実な施錠と車内管理

車両盗難防止の基本は、まず確実に施錠することです。短時間でも車から離れる時は、完全に窓を閉め、キーを抜いてハンドルロックとドアロックをします。スペアキーを車内に置いたままにしないようにすることも必要です。

また、車内に現金やカード類、かばん等の貴重品を置いたままにすると、車両盗難や車上あらしなどの犯罪を誘発します。車から離れる時は、これらの貴重品を車内に放置することなく、必ず持ち出す必要があります。



デジタルテキスト 257

② 盗難防止機器の使用

現在はイモビライザー **▲注** などの各種盗難防止機器が開発されていますので、これらの盗難防止機器を使用することが盗難防止に効果的です。

盗難防止機器には、イモビライザーのほかにも、ハンドル固定器具やタイヤのホイールロックなどの車を物理的に移動させないようにするものや、センサーが衝撃・振動・音等の異常を感知し警報音を発する警報装置、GPS追跡装置等の位置情報検索機能を備えたものなどがあります。

これらを組み合わせて使用し、盗難防止効果を高めることが重要です。

▲注 イモビライザーとは、車のキーに内蔵されたトランスポンダ（送信機）から出される複雑な暗号（IDコード）を車両本体内のコンピュータで照合し、正規のキーと判定されないとエンジンが掛からない盗難防止装置のことをいい、キー自体の機能と電子的な暗号のダブルロックで車を守るものです。



デジタルテキスト 258

③ 駐車場での防犯対策

車両盗難・車上あらしの多くが駐車場で発生しており、死角の多い駐車場ほど狙われやすくなります。そのため、車を駐車する際は、見通しがよく、防犯カメラや照明等の防犯設備が設置され、十分管理された駐車場を利用することが重要です。

また、自宅の駐車場にも、人の侵入を感知して点灯するセンサーライトや防犯カメラなどの防犯機器を設置することが有効です。



デジタルテキスト 259

4

第4編

周辺知識

学習の内容

第1章 損害賠償に関する基礎知識

第2章 関係法令



●デジタルテキストとの関連について

テキスト内の **デジタルテキスト 000** はデジタルテキストにおけるページ番号です。

また、本文中の（P.000参照）は、**デジタルテキスト 000** のページ番号で表記しています。

第1章 損害賠償に関する基礎知識

デジタルテキスト 261

他人の行為によって、生命または身体を害されたり、財物を害されたりした場合、被害者は財産的・精神的不利益（損害）を受けることになります。

他人の行為によって、このような損害が発生した場合、その損害を補償することによって損害がないのと同じ状態にすることを損害賠償といいます。

本章では、自動車事故による損害賠償について説明します。

4 1 -1 賠償義務者と賠償請求権者

第1節の
学習時間およそ
12分

(1) 賠償義務者

損害賠償における賠償義務者または賠償請求権者は次のとおりです。

① 人身事故の場合

a. 自賠法と民法

自動車の運行によって他人を負傷させたり、死亡させたりした場合の損害賠償責任は、自賠法（自動車損害賠償保障法）および民法の規定によります。

自動車による人身事故では、まず民法の特別法である自賠法の規定が適用され、自賠法が適用されない場合、または自賠法に規定のない事項については、一般法である民法の規定が適用されます。

b. 無過失責任主義

民法では、故意または過失によって他人の権利を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずるとし、原則として、加害者側に故意または過失があったことを、被害者側が立証しなければならないという「過失責任主義」をとっています。

これに対し、自賠法では、被害者救済のため、加害者側が法律で定める一定条件を立証できない限り賠償責任を負うとする実質的な「無過失責任主義」をとるとともに、更に賠償義務者として「運行供用者」という概念を取り入れ、民法より賠償義務者の範囲を拡大しています。



デジタルテキスト 262

② 物損事故の場合

自動車による物損事故の賠償責任では、自賠法は適用されず、民法の不法行為に関する規定が適用されます（民法第709条、第715条等）。



③ 賠償義務者の範囲

a. 運行供用者（人身事故の場合のみ）

自己のために自動車を運行の用に供する者（運行供用者）は、その運行によって他人の生命または身体を害した場合は、これによって生じた損害賠償責任を負います（自賠法第3条）。

b. 加害行為者（運転者）

加害車両の運転者（運転補助者を含みます）は、直接の不法行為者として民法第709条に基づき損害賠償責任を負います。

人身事故の場合は、運転者がオーナードライバーであれば、運転者は自賠法第3条に基づき運行供用者責任も負います。

c. 運転者の使用者（雇い主）

(a) 加害車両の運行が使用者（雇い主）の業務中になされた人身事故の場合は、その使用者は、運行供用者責任と使用者等の責任を負います（自賠法第3条、民法第715条）。

(b) 物損事故の場合は、その使用者は、使用者等の責任を負います（民法第715条）。



参考 ▶ 自賠法第3条（自動車損害賠償責任）

自己のために自動車を運行の用に供する者は、その運行によって他人の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責に任ずる。ただし、自己及び運転者が自動車の運行に関し注意を怠らなかったこと、被害者又は運転者以外の第三者に故意又は過失があったこと並びに自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかったことを証明したときは、この限りでない。

参考 ▶ 民法第709条（不法行為による損害賠償）

故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

d. 代理監督者

使用者（雇い主）に代わって加害運転者を直接指揮監督していた者（営業所長、工場長など）は、代理監督者として損害賠償責任を負います（民法第715条第2項）。

e. 加害者の親権者

加害者が責任能力のない未成年者の場合は、親が親権者としての損害賠償責任を負います（民法第712条、第714条）。

f. 共同不法行為者

- (a) 数人が共同の不法行為によって他人に損害を加えた場合、各自が連帯してその損害を賠償する責任を負います（民法第719条第1項）。
- (b) 被害者は、共同不法行為者の誰に対しても、損害の全部または一部を請求できます（民法第436条）。ただし、いずれかの者から損害賠償を受けたときは、その限度において、重ねて他の不法行為者に対して損害賠償請求することはできません。

参考 ▶▶▶ 民法第715条（使用者等の責任）

- ① ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。
- ② 使用者に代わって事業を監督する者も、前項の責任を負う。
- ③ 前2項の規定は、使用者又は監督者から被用者に対する求償権の行使を妨げない。

参考 ▶▶▶

民法第712条（責任能力）

未成年者は、他人に損害を加えた場合において、自己の行為の責任を弁識するに足る知能を備えていなかったときは、その行為について賠償の責任を負わない。

民法第713条（責任能力）

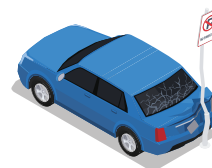
精神上の障害により自己の行為の責任を弁識する能力を欠く状態にある間に他人に損害を加えた者は、その賠償の責任を負わない。ただし、故意又は過失によって一時的にその状態を招いたときは、この限りでない。

民法第714条（責任無能力者の監督義務者等の責任）

- ① 前2条の規定により責任無能力者がその責任を負わない場合において、その責任無能力者を監督する法定の義務を負う者は、その責任無能力者が第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、監督義務者がその義務を怠らなかったとき、又はその義務を怠らなくても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。
- ② 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者も、前項の責任を負う。

(2) 賠償請求権者

それぞれの事故に応じて、次の者が賠償請求権者となります。



① 傷害事故の場合

② 死亡事故の場合

③ 物損事故の場合

デジタルテキスト 266

① 傷害事故の場合

被害者本人 **▲注1**

② 死亡事故の場合

- a. 相続人（死亡者の逸失利益・慰謝料などの請求）（後記（3）①相続人と相続順位参照）
- b. 被害者の父母・配偶者・子 **▲注2**
- c. 被害者に扶養されていた者で相続人とならなかった者（内縁の妻など）
- d. 葬儀費や死亡までの治療費を立替払した遺族
- e. 被害者である使用人に死亡に至るまでの休業中の給与を立替払した使用者

③ 物損事故の場合

- a. 財物の所有者
- b. 財物の正当な利用権者

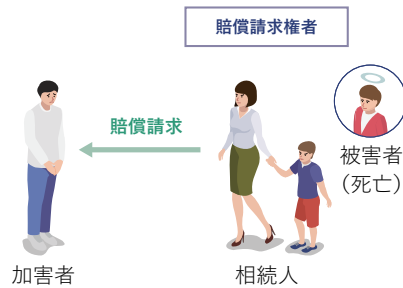
▲注1 治療費などを支払った近親者や被害者である使用人に休業中の給与を立替払した使用者などは、被害者本人ではなくても請求できます。

▲注2 被害者の死亡によって精神的苦痛を被ったその他の遺族にも、慰謝料の請求が認められることがあります。

デジタルテキスト 267

(3) 相続

自動車による死亡事故の場合、相続人が賠償請求権者となります。相続に関する基本的な事項は次のとおりです。 **▲注**



① 相続人と相続順位

② 相続分

③ 遺産分割

▲注 自動車事故で加害者が死亡してしまった場合は、相続人が賠償義務者となります。死亡事故の加害者が負うべき損害賠償責任は相続人に相続され、例えば、死亡した加害者に妻と子どもがいる場合は、それぞれ2分の1ずつ損害賠償についても相続することになります。

① 相続人と相続順位

相続人（法定相続人）には、被相続人の配偶者（内縁を含みません）であることによって常に相続人となる「配偶者相続人」と、被相続人と一定範囲の血族であることによって相続人の資格を持つ「血族相続人」とがあります。このうち、血族相続人には相続に順位があり、第1順位者は子（または代襲相続人）、第2順位者は直系尊属、第3順位者は兄弟姉妹（または代襲相続人）で、先順位の方がいる場合は、後順位の方は相続人にはなりません。

<p>a. 被相続人に配偶者がいる場合は、その配偶者は常に相続人となります。</p>	<p style="text-align: center;">被相続人</p> <p style="text-align: center;"> </p> <p style="text-align: center;">[配偶者]</p>
<p>b. 被相続人に子があれば、配偶者とともに第1順位で子が相続人となります。 また、子が相続開始以前に死亡していて、その子に子（被相続人からみて孫）がいれば、孫がその親（被相続人の子）の分を代わって相続します（代襲相続）。</p>	<p style="text-align: center;">被相続人</p> <p style="text-align: center;"> </p> <p style="text-align: center;">[配偶者]</p> <p style="text-align: center;">├── [子]</p> <p style="text-align: center;">├── ×子 ── [孫] (代襲相続)</p> <p style="text-align: center;">└── [子]</p>
<p>c. 被相続人に子がない場合は、配偶者とともに、第2順位として被相続人の父母（直系尊属）も相続人となります。 また、父母がない場合は、祖父母等の親等の最も近い直系尊属が相続人となります。</p>	<p style="text-align: center;">[父] ──┬── 被相続人 ──┬── ×子</p> <p style="text-align: center;"> </p> <p style="text-align: center;">[母] ──┬── [配偶者] ──┬── ×子</p>
<p>d. 被相続人に子も父母（祖父母等の直系尊属を含む）もない場合は、配偶者とともに、第3順位として被相続人の兄弟姉妹も相続人となります。 また、兄弟姉妹が相続開始以前に死亡していて、その者に子（被相続人からみて甥・姪）がいれば、甥・姪がその親（被相続人の兄弟姉妹）の分を代わって相続します（代襲相続）。</p>	<p style="text-align: center;">×父 ──┬── ×兄弟 ── [甥・姪] (代襲相続)</p> <p style="text-align: center;"> </p> <p style="text-align: center;">×母 ──┬── [姉妹]</p> <p style="text-align: center;"> </p> <p style="text-align: center;"> ├── 被相続人 ──┬── ×子</p> <p style="text-align: center;"> </p> <p style="text-align: center;"> └── [配偶者] ──┬── ×子</p>

▲注

▲注 前記の表のうち、 で囲んだ者が相続人となる地位を示します。
また、「×子」等で表示した者は、死亡等の理由で相続人の地位にないことを示します。

② 相続分

相続人が複数いる場合、相続財産はひとまず相続人の共有に属し、相続人は相続分に応じて被相続人の権利義務を継承します。相続分は、まず、被相続人の最終意思である「遺言」による指定（指定相続分）によって決まり、遺言がない場合には、次のとおり民法の定める法定相続分によることになります。

相続人	法定相続分	
配偶者および子	配偶者 2分の1	子 2分の1
配偶者および直系尊属	配偶者 3分の2	直系尊属 3分の1
配偶者および兄弟姉妹	配偶者 4分の3	兄弟姉妹 4分の1

③ 遺産分割

相続財産を最終的に相続人で分ける手続きを遺産分割といいます。遺産分割には、被相続人の遺言による指定分割と、共同相続人全員の協議で決める協議分割があります。 **▲注**

▲注 遺産分割協議がまとまらない場合、家庭裁判所を通じた調停分割や審判分割による遺産分割が行われることもあります。



(1) 損害賠償の範囲

加害者が賠償すべき損害の範囲は、通常、一般に予想できる範囲内の損害（事故と相当因果関係のある損害）に限られます。

事故の種類	損害の分類		損害の内容
人身事故の 場合	財産的 損害	積極的損害 (被害者が現実に支出を余儀なくされた損害)	・治療関係費 (診察料、入院料、手術料、通院費、看護料など) ・葬儀関係費 など
		消極的損害 (得べかりし利益)	・治療期間中の休業損害 ・後遺障害による将来の逸失利益 ・死亡による将来の逸失利益
	精神的損害 (慰謝料)		・被害者の肉体的、精神的苦痛を慰謝するもの 死亡の場合、被害者の父母・配偶者・子は、それぞれ固有の慰謝料請求権を持ちます。
物損事故の 場合	直接損害		・被害を受けた財物そのものの損害 車両修理費・建物修理費 など
	間接損害		・休車損害、代車費用、商店等の営業損失 など

デジタルテキスト 271

(2) 過失相殺

損害賠償額の算定にあたっては、被害者の過失を考慮して損害賠償額を調整する「過失相殺」を行います。

① 過失相殺

過失相殺とは、被害者にも過失がある場合、社会通念上公平の見地から加害者の損害賠償額の算定にあたり、被害者の損害額から、被害者の過失部分を控除することをいいます（民法第722条第2項）。**注**

② 過失割合

過失割合は、例えば、交通事故の場合には、道路状況や法令遵守状況、相手が歩行者か否か、事故を予防すべく注意して行動したかどうか等の諸要素を勘案して判断します。

自動車保険においては、交通事故などの民事判例を参考にして、公正妥当な過失割合が定められます。実務上は、裁判所で用いられている認定基準を保険会社でも参考にしています。

注 過失相殺とは性格を異にしますが、損害賠償額の減額または損害賠償請求権の行使が制限される場合として、自賠責保険における減額（①重大な過失による減額、②因果関係の有無の判断が困難な場合の減額）規定があります。

デジタルテキスト 272

参考 過失割合の具体例

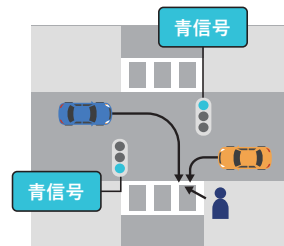
自動車と歩行者の事故の場合（信号のある交差点の横断歩道上）

ケース1

自動車も歩行者もともに青信号
（自動車は青信号で右左折・歩行者は青信号で横断開始）

過失割合の基本

歩行者の過失：0
自動車の過失：100

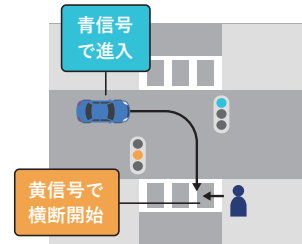


ケース2

自動車は青信号、歩行者は黄信号
（自動車が青信号で交差点に進入・歩行者が黄信号で横断開始）

過失割合の基本

歩行者の過失：30
自動車の過失：70

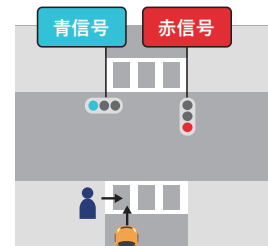


ケース3

自動車は青信号、歩行者は赤信号
（自動車が青信号で交差点に進入・歩行者が赤信号で横断開始）

過失割合の基本

歩行者の過失：70
自動車の過失：30



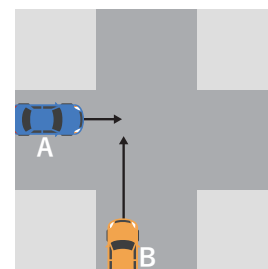
自動車同士の事故の場合（信号のない同幅員の交差点で直進車同士）

ケース1

直進車Aと直進車Bがともに減速をしなかった場合

過失割合の基本

直進車A：40（B車から見て左方）
直進車B：60（A車から見て右方）



* 交差点では左方車優先

ケース2

直進車Aが減速をせず、直進車Bが減速をした場合

過失割合の基本

直進車A：60（B車から見て左方）
直進車B：40（A車から見て右方）

ケース3

直進車Aが減速をして、直進車Bが減速をしなかった場合

過失割合の基本

直進車A：20（B車から見て左方）
直進車B：80（A車から見て右方）

参考 ▶ 素因減額（素因減責）

交通事故などの不法行為により発生した損害賠償額の算定にあたり、過失相殺のほかに素因減額（素因減責）が適用されることがあります。

素因減額（素因減責）とは、損害の発生または拡大に被害者の素因（心因的要因（注1）または体質的要因（注2））が寄与していると認められた場合に、被害者の素因をしんしゃくして加害者の損害賠償額を減額することをいい、過失相殺と同様、当事者間での公平な損害賠償の分担という考え方によるものです。

（注1）心因的要因とは、被害者の心理的、精神的、人格的な要因をいいます。

（注2）体質的要因とは、被害者の既往症や疾患などの要因をいいます。判例では、体質的要因が疾患に至らない身体的特徴にとどまる場合は、特段の事情がなければ、素因減額（素因減責）は認められないとしています。

デジタルテキスト 272

（3）請求権の時効

損害賠償の請求権は、一定の期間内に行使しないと、時効により消滅します。

① 損害賠償請求権

不法行為による民法上の損害賠償請求権は、次の場合、時効によって消滅します（民法第724条）。

- a. 被害者またはその法定代理人が損害および加害者を知った時から3年間行使しないとき
- b. 不法行為の時から20年間行使しないとき

なお、人の生命または身体を害する不法行為による損害賠償請求権の消滅時効については、上記 a は5年間となります（民法第724条の2）。

② 保険金請求権

対人・対物賠償責任保険の保険金請求権は、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が示談、和解・調停・判決などにより確定した時に発生し、その翌日から起算して3年が経過した場合は、時効によって消滅します（P.117参照）。

デジタルテキスト 273

③ 時効の完成猶予と更新

時効の完成（消滅）すべき時が到来しても、それまでに権利行使の意思が明らかになったと認められる一定事由 **注1** がある場合には、時効の完成は猶予され、その事由が終了するまでの間は、完成しません（民法第147条第1項）。これを「時効の完成猶予」といいます。

また、時効の完成が猶予された場合において、権利の存在が確たるものとして認められる一定事由 **注2** があるときは、それまで進行してきた時効期間の経過が無意味なものとなり、時効は更新され、時効期間はその時から新たに進行を始めます（民法第147条第2項）。これを「時効の更新」といいます。

損害賠償請求および保険金請求についても、これらのいずれかの事由に該当する場合は、時効の完成猶予または更新が適用されることになります。

なお、政府の自動車損害賠償保障事業への請求については、時効の完成猶予および更新は認められていません。

注1 完成猶予の事由には、裁判上の請求等、強制執行等、仮差押え等、催告、協議を行う旨の合意などがあります（民法第147条～第151条）。

注2 更新の事由には、裁判上の請求等による権利の確定、強制執行等の終了、加害者の債務の承認などがあります（民法第147条、第148条、第152条）。

デジタルテキスト 274

(4) 損害賠償と社会保険

交通事故の被害者は、加害者に対して民法の不法行為に基づく損害賠償請求権を持つとともに、自賠責保険に対する損害賠償額の請求権および社会保険に対する保険給付請求権を同時に行使できます。

なお、社会保険の保険給付が先に行われた場合には、政府は、保険給付額について自賠責保険に対し求償を行います。また、自賠責保険の支払いが先に行われた場合には、自賠責保険で支払われる額に対しては、社会保険の保険給付は行わないことになります。



参考

損害賠償と労災保険

労災保険の保険給付は、業務上の災害（工作中的の負傷・病気・死亡等）によって生じた損失のてん補を目的としています。一方、民法上の損害賠償は、加害者の不法行為によって生じた損失のてん補を目的としています。

そこで、労災保険では、第三者行為災害の場合には、責任負担の公平を期すためと重複てん補を避けるために、次のように、特に調整のための規定を置いています。

- a. 加害者の不法行為による業務上の災害について、被災労働者またはその遺族に対し労災保険給付を行った場合、政府は、被災者またはその遺族が加害者に対して有している損害賠償の請求権を代位取得して、加害者に対してその権利を行使します。
- b. 被災労働者または遺族が第三者より損害賠償を受けた場合には、労災保険では、その価額の限度で保険給付を行いません。

上記によって損害賠償と保険給付の調整が行われますが、いずれの場合にも、調整の対象となるのは、保険給付と同一の事由に基づく損害賠償額であり、精神的損害に対して支払われた慰謝料や物的損害に対する賠償などは対象となりません。

デジタルテキスト 275

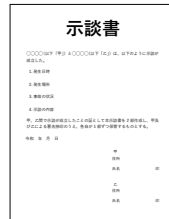


(1) 示談

損害賠償の解決方法には、次のものがあります。

示談は、被害者と加害者とは互いに歩み寄って、話し合いで賠償額や賠償金の支払方法を定め、円滑に解決を図る方法です。簡便で費用もかからないため、交通事故のほとんどが示談によって解決されています。

なお、示談は、互いの口頭の意思表示だけでも有効ですが、後日の紛争を避けるために、示談書を取り交わす必要があります。



デジタルテキスト 276

(2) 調停

調停とは、公的機関（原則として、相手方の居住する地区の簡易裁判所に申し立てます）を利用して、当事者が互いに譲歩して解決する民事上の手続きをいいます（民事調停法第1条、第3条）。ここで作成される調停調書は、裁判上の和解と同一の効力を有します（民事調停法第16条）。



デジタルテキスト 277

(3) 裁判上の和解

裁判上の和解は、次のとおり「訴え提起前の和解（即決和解）」と「訴訟上の和解」に大別されます。

① 訴え提起前の和解（即決和解）

訴え提起前の和解（即決和解）は、民事上の紛争について訴訟を提起する前に、当事者が簡易裁判所に和解の申立てを行い、紛争を解決する方法です（民事訴訟法第275条）。ここで作成される和解調書は、確定判決と同一の効力を有します（民事訴訟法第267条）。

② 訴訟上の和解

当事者間で話し合いが見つからない場合は、訴訟（裁判）で争うこととなりますが、訴訟となっても必ず判決が下されとは限らず、裁判官が和解の勧告を試みることができ（民事訴訟法第89条第1項）、これを「訴訟上の和解」といいます。ここで和解が成立すると和解調書が作成され、確定判決と同一の効力を有します（民事訴訟法第267条）。

(4) 訴訟（裁判）

訴訟（裁判）は、裁判官が法廷で当事者双方の主張を確認し、証拠に基づいた事実認定を行うなどして最終的には判決によって解決を図る方法です。ここで最後まで当事者間で妥協が見られない場合は、判決に従うことになります。

なお、判決に不服の場合は、上訴することができます。



参考 指定紛争解決機関等による紛争解決

① そんぽADRセンター（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）

金融ADR制度（注1）の発足に伴い、国の指定を受けて損保協会内に設置された損害保険に関する紛争解決機関です（注2）。同センターでは、顧客から損害保険に関する苦情や紛争解決の申立てを受けて、専門知識や経験を有する弁護士などが中立・公正な立場から解決の手続きを行っています。

（注1）ADRとは、裁判外紛争解決手続のことをいい、英語のAlternative Dispute Resolutionの頭文字をとった略称です。金融ADR制度とは、わが国の金融分野における裁判外紛争解決制度をいい、一定の要件を満たす苦情または紛争解決業務を行う機関が、銀行、保険、証券等の業種ごとに主務大臣の指定を受けて指定紛争解決機関となっています。

（注2）同センターが取り扱う苦情や紛争の範囲は、損保協会との間で指定紛争解決機関に関する手続実施基本契約を締結した損害保険会社に関するものに限定されています。

なお、損害保険に関連する指定紛争解決機関には、同センターのほかに、主として外国損害保険協会会員を対象とした「保険オンブズマン」があります。

② 交通事故紛争処理センター

自動車事故の被害者と、加害者が契約している損害保険会社または共済組合（以下「保険会社等」といいます）との示談を巡る紛争を解決するため、紛争に関する相談、和解のあっせん、審査会による審査を行う機関です。同センターを通して保険会社等が当事者から申立てを受けた場合、その保険会社等は、同センターの審査会の裁定を尊重するとされています。

③ 自賠責保険・共済紛争処理機構

自賠責保険および自賠責共済に関する紛争を解決するために公正・中立的な判断を行う機関（注）です。同機構では、申請者からの申請に基づき紛争処理委員による書面審査を行います。普通保険約款の中で、保険者（保険会社等）は、同機構による調停を尊重する旨が定められており、同機構での審査結果が尊重されています。

（注）同機構は、自動車損害賠償保障法に基づく指定紛争処理機関として、国土交通大臣および金融庁長官の指定を受けて設立されました。

④ 日弁連交通事故相談センター

自動車事故に関する法律相談、示談あっせんおよび審査を弁護士が行う機関です。同センターが行う示談あっせんは、当事者双方に示談を強要するものではないため、当事者の一方が合意することを拒否すれば、原則として、その時点で同センターによる示談あっせんは終了します。

第2章 関係法令

デジタルテキスト 280

自動車保険を扱うにあたって、関連の深い法令があります。それらの法令を遵守するとともに、しっかりと理解することが重要となります。

4 2 -1 | 道路交通法

第1節の
学習時間

およそ

3分

(1) 道路交通法の目的

道路交通の基本的ルールを確立するとともに、違反行為に対する罰則と、反則行為に関する処理手続きを定めるものとして、1960（昭和35）年6月に道路交通法が制定されました。その後、道路交通を巡る最新の情報に対応し、都度改正が行われています。

この法律は、「道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害の防止に資すること」を目的としています（道路交通法第1条）。

デジタルテキスト 281

(2) 道路交通法における自動車運行の主な遵守義務

道路交通法では、自動車運行に関して次のような義務が課されており、守られない場合は違反行為となり、罰則があります。

① 他の車両に追いつかれた
車両の義務

② 車両等の灯火義務

③ 運転者の遵守義務

デジタルテキスト 282

① 他の車両に追いつかれた車両の義務

車両は、最高速度が高い車両に追いつかれた場合は、その追いついた車両が当該車両の追越しを終わるまで速度を増してはなりません。

また、車両通行帯の設けられた道路を通行する場合を除き、最高速度が高い車両に追いつかれ、かつ、道路の中央との間にその追いついた車両が通行するのに十分な余地がない場合においては、できる限り道路の左側端に寄ってこれに進路を譲らなければなりません（道路交通法第27条）。

デジタルテキスト 283

② 車両等の灯火義務

車両等は、夜間、道路にあるときは、前照灯、車幅灯、尾灯その他の灯火をつけなければなりません（トンネルの中等においては、夜間以外の時間にあっても、灯火をつけなければなりません）。

その際、他の車両等と行き違う場合または他の車両等の直後を進行する場合において、他の車両等の交通を妨げるおそれがあるときは、車両等の運転者は、灯火を消し、灯火の光度を減ずる等灯火を操作しなければなりません（道路交通法第52条、道路交通法施行令第19条）。

デジタルテキスト 284

③ 運転者の遵守義務

安全を確認しないで、ドアを開き、または車両等から降りないようにし、およびその車両等に乗車している他の者がこれらの行為により交通の危険を生じさせないようにするため必要な措置を講じなければなりません（道路交通法第71条第1項第4号の3）。

デジタルテキスト 285



(1) 道路運送車両法の目的

自動車、原動機付自転車、軽車両の道路運送車両の登録・保安基準・点検・整備・検査などについて定めた道路運送車両法は、1951（昭和26）年6月に制定されました。

この法律は、「道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進すること」を目的としています（道路運送車両法第1条）。

デジタルテキスト 286

(2) 道路運送車両法の概要

この法律は、自動車の安全性を確保して、その適正な使用を期するため自動車の登録と検査の制度を設けるとともに、自動車の整備および整備事業等について規定しています。主な内容は、次のとおりです。

① 所有権の公証のための登録に関する規定

自動車を一台ごとに検査・登録する制度を採用した結果、次の効果が得られます。

- ・自動車使用の実態が把握できる
- ・自動車盗難の予防に役立つ
- ・車両保安確保の手段となる

注1

② 安全性を確保し、公害を防止するための製作と使用に関する保安上および公害防止上の技術基準

③ 保安基準に適合するよう維持するための定期点検整備、整備管理者の選任など自主的整備の規定

④ 国が行う車両検査の方法、自動車検査証の有効期間などに関する事項

自賠責保険契約の締結の確認や自動車税、自動車重量税の徴収に活用されるなどの機能を果たしています。

⑤ 軽自動車の検査業務を行う軽自動車検査協会の設置および管理、運営に関する事項 など

注2

注1 これらの行政上必要とする登録制度を整備し、公示方法を採用することにより、動産である自動車を不動産的扱いとし、法律上、次の登記的効果を得ることもできます。

- ・所有権の得喪について第三者対抗力を付与できる
- ・自動車抵当法が利用できる
- ・所有権留保契約付譲渡が可能となる

注2 1995（平成7）年施行の改正法で車検制度の簡素化が行われ、その後自動車のリコール制度の強化や不正改造の禁止等に関する改正がなされています。

デジタルテキスト 287



参考

自動車の登録番号標・車両番号標の根拠となる法令について

- I. 自動車の登録番号標（軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車を除く）は、「自動車登録規則」（道路運送車両法、自動車登録令の規定に基づいて定められているもの）により、自動車の範囲と分類番号が定められています。

自動車登録規則（第13条第1項）

1. 自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部または運輸支局を表示する文字（別表第一）
 2. 自動車の種別および用途による分類番号を表示する二字以下のアラビア数字または最初の字がアラビア数字であって、その他の字がアラビア数字もしくはローマ字もしくはこれらの組合せである三字（別表第二）
 3. 自動車運送事業の用に供するかどうかの別等を表示する平仮名またはローマ字（別表第三）
 4. 四桁以下のアラビア数字
- II. 検査対象軽自動車、二輪の小型自動車の車両番号標は、「道路運送車両法施行規則」により規定されています。

道路運送車両法施行規則第36条の17（検査対象軽自動車の車両番号）（別表第二の四）（別表第二の五）

道路運送車両法施行規則第36条の18（二輪の小型自動車の車両番号）（別表第三）



(1) 道路法

自動車に関連するその他の法律を簡単にみておきます。

この法律は、「道路網の整備を図るため、道路に関して、路線の指定及び認定、管理、構造、保全、費用の負担区分等に関する事項を定め、もって交通の発達に寄与し、公共の福祉を増進すること」を目的としたものです。

デジタルテキスト 288

(2) 高速自動車国道法

この法律は、「高速自動車国道に関して、道路法に定めるもののほか、路線の指定、整備計画、管理、構造、保全等に関する事項を定め、もって高速自動車国道の整備を図り、自動車交通の発達に寄与すること」を目的としたものです。

デジタルテキスト 289

(3) 道路運送法

この法律は、「貨物自動車運送事業法と相まって、道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとし、並びに道路運送の分野における利用者の需要の多様化及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進することにより、輸送の安全を確保し、道路運送の利用者の利益の保護及びその利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もって公共の福祉を増進すること」を目的としたものです。

デジタルテキスト 290

2025年4月版
<2025年7月試験から適用>

損害保険募集人一般試験 教育テキスト（自動車保険単位）

2025年4月発行

発行者 一般社団法人 日本損害保険協会 募集・教育企画部

東京都千代田区神田淡路町2-9

2025.3

損保協会の許可なしに本テキストの内容の全部または一部を複写、複製または転載すること等を固く禁じます。
なお、これらの許諾については、損保協会までご照会ください。

ご不明な点がある場合は、損害保険代理店試験コンタクトセンターにお問合せください。

<損害保険代理店試験コンタクトセンター>
受付日：年末年始、祝日を除く月曜日～土曜日
（土曜日は当日の受験者からの問合せのみ対応）
受付時間：9時00分～18時00分
電話番号：03-6631-0460